

規則番号	規 則 名	所 管 名	公 布 年 月 日
規則第1号	さいたま市市長の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則	情 報 政 策 部	令和3年1月12日
規則第2号	さいたま市保健所組織規則の一部を改正する規則	保 健 総 務 課	令和3年1月19日
規則第3号	さいたま市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則の一部を改正する規則	消 防 団 活 躍 推 進 室	令和3年1月26日
規則第4号	さいたま市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	住 宅 政 策 課	令和3年1月28日
規則第5号	さいたま市火災予防規則の一部を改正する規則	査 察 指 導 課	令和3年1月29日
規則第6号	さいたま市市民住宅条例施行規則の一部を改正する規則	住 宅 政 策 課	令和3年2月1日
規則第7号	さいたま市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則	行 政 透 明 推 進 課	令和3年2月26日
規則第8号	さいたま市障害者の利用に係る公の施設使用料等減免条例施行規則の一部を改正する規則	障 害 支 援 課	令和3年2月26日
規則第9号	さいたま市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則	保 育 課	令和3年3月5日
規則第10号	さいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	職 員 課	令和3年3月11日
規則第11号	さいたま市道路の構造の技術的基準及び道路標識に関する条例施行規則の一部を改正する規則	道 路 計 画 課	令和3年3月11日
規則第12号	さいたま市文書管理規則の一部を改正する規則	総 務 課	令和3年3月23日
規則第13号	さいたま市内部統制の推進に関する規則の一部を改正する規則	法 務 ・ コ ン プ ラ イ ア ン ス 課	令和3年3月29日
規則第14号	さいたま市公印規則の一部を改正する規則	総 務 課	令和3年3月29日
規則第15号	さいたま市区役所の職員の兼務に関する規則の一部を改正する規則	区 政 推 進 部	令和3年3月29日
規則第16号	さいたま市特定非常勤職員等特定非常勤職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規則の一部を改正する規則	総 務 課	令和3年3月29日
規則第17号	さいたま市予算規則の一部を改正する規則	財 政 課	令和3年3月29日
規則第18号	さいたま市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則	介 護 保 険 課	令和3年3月29日
規則第19号	さいたま市敬老祝金支給条例施行規則の一部を改正する規則	高 齢 福 祉 課	令和3年3月29日

規則番号	規 則 名	所 管 名	公 布 年 月 日
規則第20号	さいたま市放課後児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則	青 少 年 育 成 課	令和3年3月29日
規則第21号	さいたま市母子保健法施行細則の一部を改正する規則	疾 病 予 防 対 策 課	令和3年3月29日
規則第22号	さいたま市毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則	食 品 ・ 医 薬 品 安 全 課	令和3年3月29日
規則第23号	さいたま市健康増進法施行細則の一部を改正する規則	地 域 保 健 支 援 課	令和3年3月29日
規則第24号	さいたま市と畜場法施行細則の一部を改正する規則	食 肉 衛 生 検 査 所	令和3年3月29日
規則第25号	さいたま市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則	食 肉 衛 生 検 査 所	令和3年3月29日
規則第26号	さいたま市立病院管理規則の一部を改正する規則	病 院 総 務 課	令和3年3月29日
規則第27号	さいたま市コミュニティ施設条例施行規則の一部を改正する規則	文 化 振 興 課	令和3年3月29日
規則第28号	さいたま市土地区画整理事業保留地処分に関する規則の一部を改正する規則	市 街 地 整 備 課	令和3年3月29日
規則第29号	さいたま市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則	建 築 総 務 課	令和3年3月29日
規則第30号	さいたま市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則	消 防 企 画 課	令和3年3月29日
規則第31号	さいたま市火災予防規則の一部を改正する規則	予 防 課	令和3年3月29日
規則第32号	押印を求める手続の見直しのための関係規則の整備に関する規則	行 財 政 改 革 推 進 部	令和3年3月31日
規則第33号	さいたま市事務分掌規則の一部を改正する規則	総 務 課	令和3年3月31日
規則第34号	さいたま市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則	総 務 課	令和3年3月31日
規則第35号	さいたま市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則	区 政 推 進 部	令和3年3月31日
規則第36号	さいたま市市長職務代理者規則の一部を改正する規則	総 務 課	令和3年3月31日
規則第37号	さいたま市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則	情 報 政 策 部	令和3年3月31日
規則第38号	さいたま市職員互助会条例施行規則の一部を改正する規則	職 員 課	令和3年3月31日

規則番号	規 則 名	所 管 名	公 布 年 月 日
規則第39号	さいたま市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	職 員 課	令和3年3月31日
規則第40号	さいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	職 員 課	令和3年3月31日
規則第41号	さいたま市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	職 員 課	令和3年3月31日
規則第42号	さいたま市会計規則の一部を改正する規則	出 納 課	令和3年3月31日
規則第43号	さいたま市物品会計規則の一部を改正する規則	出 納 課	令和3年3月31日
規則第44号	さいたま市入札監視・苦情検討委員会規則の一部を改正する規則	契 約 課	令和3年3月31日
規則第45号	さいたま市庁舎管理規則の一部を改正する規則	庁 舎 管 理 課	令和3年3月31日
規則第46号	さいたま市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則	障害者更生相談センター	令和3年3月31日
規則第47号	さいたま市知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則	障害者更生相談センター	令和3年3月31日
規則第48号	さいたま市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則	国 民 健 康 保 険 課	令和3年3月31日
規則第49号	さいたま市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則	国 民 健 康 保 険 課	令和3年3月31日
規則第50号	さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則	環 境 対 策 課	令和3年3月31日
規則第51号	さいたま市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則	文 化 振 興 課	令和3年3月31日
規則第52号	さいたま市CSR推進会議規則を廃止する規則	経 済 政 策 課	令和3年3月31日
規則第53号	さいたま市首都圏近郊緑地保全法施行細則の一部を改正する規則	み どり 推 進 課	令和3年3月31日
規則第54号	さいたま市消防局公印規則の一部を改正する規則	消 防 総 務 課	令和3年3月31日

さいたま市規則第1号

さいたま市市長の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市市長の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成26年さいたま市規則第152号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前						
別表第2（第9条関係）					別表第2（第9条関係）						
施設区分		登録区分	抽選による申込期間	抽選をする日	抽選後の空き施設に係る予約の申込期間	施設区分		登録区分	抽選による申込期間	抽選をする日	抽選後の空き施設に係る予約の申込期間
[略]					[略]						
文化施設	[略]	[略]			文化施設	[略]	[略]				
	<u>地域中核施設又はさいたま市文化センター</u> を利用する場合					<u>地域中核施設、さいたま市文化センター又はさいたま市民会館うらわ</u> を利用する場合					
	[略]					[略]					
[略]					[略]						

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

さいたま市規則第2号

さいたま市保健所組織規則の一部を改正する規則

さいたま市保健所組織規則（平成14年さいたま市規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第2条 保健所の内部組織は、次のとおりとする。 [略] 疾病予防対策課 疾病対策係 感染症対策係 特定医療給付係 <u>新型コロナウイルスワクチン対策室</u> [略]</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 前条に規定する内部組織の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 [略] 疾病予防対策課 (1)～(5) [略] <u>新型コロナウイルスワクチン対策室</u> (1) <u>新型コロナウイルス感染症に係るワクチンに関すること。</u> [略]</p> <p>(職員)</p> <p>第5条 保健所に<u>所長</u>を置く。</p> <p><u>2 課に課長、室に室長を置く。</u> <u>3 前2項に定める者のほか、必要な職員を置く。</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 保健所の内部組織は、次のとおりとする。 [略] 疾病予防対策課 疾病対策係 感染症対策係 特定医療給付係 [略]</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 前条に規定する内部組織の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 [略] 疾病予防対策課 (1)～(5) [略] [略]</p> <p>(職員)</p> <p>第5条 保健所に<u>次の職員</u>を置く。 <u>(1) 保健所長</u> <u>(2) 課長</u> <u>(3) 前2号に掲げるもののほか、必要な職員</u></p>

<p>(職務)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 室長は、上司の命を受け、室の事務を掌理し、その事務を処理するための職員を指揮監督する。</u></p> <p><u>4 前条第3項に掲げる職員は、上司の命を受け、それぞれの職務に従事する。</u></p>	<p>(職務)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 前条第3号に掲げる職員は、上司の命を受け、それぞれの職務に従事する。</u></p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年1月20日から施行する。

(さいたま市内部統制の推進に関する規則の一部改正)

2 さいたま市内部統制の推進に関する規則（令和2年さいたま市規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 課所等 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ <u>さいたま市保健所組織規則（平成14年さいたま市規則第56号）第2条に規定する課及び室</u></p> <p>エ～セ [略]</p> <p>(4)～(11) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 課所等 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ さいたま市保健所組織規則（平成14年さいたま市規則第56号）第2条に規定する課</p> <p>エ～セ [略]</p> <p>(4)～(11) [略]</p>

(さいたま市文書管理規則の一部改正)

3 さいたま市文書管理規則（平成13年さいたま市規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、

改正後の欄にあつては「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) [略] (7) 課 次に掲げるものをいう。 ア・イ [略] ウ <u>さいたま市保健所組織規則</u> （平成14年さいたま市規則第56号）第2条に規定する課及び室 エ～キ [略] (8)～(18) [略]	(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) [略] (7) 課 次に掲げるものをいう。 ア・イ [略] ウ <u>さいたま市保健所組織規則</u> （平成14年さいたま市規則第56号）第2条に規定する課 エ～キ [略] (8)～(18) [略]

(さいたま市個人情報保護条例施行規則の一部改正)

- 4 さいたま市個人情報保護条例施行規則（平成13年さいたま市規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前								
別表第1（第5条関係） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">市長</td> <td>(1)・(2) [略] (3) <u>さいたま市保健所組織規則</u>（平成14年さいたま市規則第56号）第2条に規定する課及び室の長 (4)～(7) [略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	市長	(1)・(2) [略] (3) <u>さいたま市保健所組織規則</u> （平成14年さいたま市規則第56号）第2条に規定する課及び室の長 (4)～(7) [略]	[略]		別表第1（第5条関係） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">市長</td> <td>(1)・(2) [略] (3) <u>さいたま市保健所組織規則</u>（平成14年さいたま市規則第56号）第2条に規定する課の長 (4)～(7) [略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	市長	(1)・(2) [略] (3) <u>さいたま市保健所組織規則</u> （平成14年さいたま市規則第56号）第2条に規定する課の長 (4)～(7) [略]	[略]	
市長	(1)・(2) [略] (3) <u>さいたま市保健所組織規則</u> （平成14年さいたま市規則第56号）第2条に規定する課及び室の長 (4)～(7) [略]								
[略]									
市長	(1)・(2) [略] (3) <u>さいたま市保健所組織規則</u> （平成14年さいたま市規則第56号）第2条に規定する課の長 (4)～(7) [略]								
[略]									

(さいたま市予算規則の一部改正)

5 さいたま市予算規則（平成13年さいたま市規則第60号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 課長等 次に掲げる者をいう。 ア・イ [略] ウ <u>さいたま市保健所組織規則（平成14年さいたま市規則第56号）第2条に規定する課及び室の長</u> エ～ス [略]</p> <p>(3) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 課長等 次に掲げる者をいう。 ア・イ [略] ウ <u>さいたま市保健所組織規則（平成14年さいたま市規則第56号）第2条に規定する課の長</u> エ～ス [略]</p> <p>(3) [略]</p>

（さいたま市会計規則の一部改正）

6 さいたま市会計規則（平成13年さいたま市規則第61号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 課所等 次に掲げるものをいう。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 課所等 次に掲げるものをいう。</p>

ア・イ [略] ウ <u>さいたま市保健所組織規則（平成14年さいたま市規則第56号）第2条に規定する課及び室</u> エ～シ [略] (2)～(7) [略]	ア・イ [略] ウ <u>さいたま市保健所組織規則（平成14年さいたま市規則第56号）第2条に規定する課</u> エ～シ [略] (2)～(7) [略]
--	---

（さいたま市物品会計規則の一部改正）

7 さいたま市物品会計規則（平成15年さいたま市規則第99号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（用語の定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) [略] (4) <u>課所長等</u> 次に掲げる者をいう。 ア・イ [略] ウ <u>さいたま市保健所組織規則（平成14年さいたま市規則第56号）第2条に規定する課及び室の長</u> エ～シ [略] (5) [略] 2 [略]	（用語の定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) [略] (4) <u>課所長等</u> 次に掲げる者をいう。 ア・イ [略] ウ <u>さいたま市保健所組織規則（平成14年さいたま市規則第56号）第2条に規定する課の長</u> エ～シ [略] (5) [略] 2 [略]

さいたま市規則第3号

さいたま市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則（平成13年さいたま市規則第247号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																								
<p>(消防団員の任命)</p> <p>第11条 条例第5条に規定する消防団員の任命は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">分団の名称及び受持区域</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区名</th> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 60%;">受持区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">見沼区</td> <td style="text-align: center;">大砂土東分団</td> <td>大和田町1丁目及び大和田町2丁目並びに堀崎町</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td style="text-align: center;">東大宮分団</td> <td>大字島、島町、島町1丁目及び島町2丁目、大字砂、砂町2丁目並びに東大宮1丁目から東大宮7丁目まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">片柳分団</td> <td>大字上山口新田、大字新右エ門新田、大字中川、大字東新井（<u>主要地方道さいたま幸手線以西に限る。</u>）、大字御蔵（<u>主要地方道さいたま幸手線以西に限る。</u>）、大字南中野及び大字南中丸</td> </tr> </tbody> </table>	区名	名称	受持区域	[略]			見沼区	大砂土東分団	大和田町1丁目及び大和田町2丁目並びに堀崎町	東大宮分団	大字島、島町、島町1丁目及び島町2丁目、大字砂、砂町2丁目並びに東大宮1丁目から東大宮7丁目まで	片柳分団	大字上山口新田、大字新右エ門新田、大字中川、大字東新井（ <u>主要地方道さいたま幸手線以西に限る。</u> ）、大字御蔵（ <u>主要地方道さいたま幸手線以西に限る。</u> ）、大字南中野及び大字南中丸	<p>(消防団員の任命)</p> <p>第11条 <u>第5条</u>に規定する消防団員の任命は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">分団の名称及び受持区域</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区名</th> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 60%;">受持区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">見沼区</td> <td style="text-align: center;">大砂土東分団</td> <td>大和田町1丁目及び大和田町2丁目、<u>大字島、島町、島町1丁目及び島町2丁目、大字砂、砂町2丁目、東大宮1丁目から東大宮7丁目まで並びに堀崎町</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">片柳分団</td> <td><u>大字加田屋新田、加田屋1丁目及び加田屋2丁目、大字片柳、片柳1丁目及び片柳2丁目、片柳東、大字上山口新田、大字笹丸、大字新右エ門新田、大字染谷、染谷1丁目から染谷3丁目まで、大字</u></td> </tr> </tbody> </table>	区名	名称	受持区域	[略]			見沼区	大砂土東分団	大和田町1丁目及び大和田町2丁目、 <u>大字島、島町、島町1丁目及び島町2丁目、大字砂、砂町2丁目、東大宮1丁目から東大宮7丁目まで並びに堀崎町</u>	片柳分団	<u>大字加田屋新田、加田屋1丁目及び加田屋2丁目、大字片柳、片柳1丁目及び片柳2丁目、片柳東、大字上山口新田、大字笹丸、大字新右エ門新田、大字染谷、染谷1丁目から染谷3丁目まで、大字</u>
区名	名称	受持区域																							
[略]																									
見沼区	大砂土東分団	大和田町1丁目及び大和田町2丁目並びに堀崎町																							
	東大宮分団	大字島、島町、島町1丁目及び島町2丁目、大字砂、砂町2丁目並びに東大宮1丁目から東大宮7丁目まで																							
	片柳分団	大字上山口新田、大字新右エ門新田、大字中川、大字東新井（ <u>主要地方道さいたま幸手線以西に限る。</u> ）、大字御蔵（ <u>主要地方道さいたま幸手線以西に限る。</u> ）、大字南中野及び大字南中丸																							
区名	名称	受持区域																							
[略]																									
見沼区	大砂土東分団	大和田町1丁目及び大和田町2丁目、 <u>大字島、島町、島町1丁目及び島町2丁目、大字砂、砂町2丁目、東大宮1丁目から東大宮7丁目まで並びに堀崎町</u>																							
	片柳分団	<u>大字加田屋新田、加田屋1丁目及び加田屋2丁目、大字片柳、片柳1丁目及び片柳2丁目、片柳東、大字上山口新田、大字笹丸、大字新右エ門新田、大字染谷、染谷1丁目から染谷3丁目まで、大字</u>																							

片柳東分団	大字加田屋新田、加田屋1丁目及び加田屋2丁目、大字片柳、片柳1丁目及び片柳2丁目、片柳東、大字笹丸、大字染谷、染谷1丁目から染谷3丁目まで、大字西山新田、大字西山村新田、大字東新井（主要地方道さいたま幸手線以東に限る。）、大字御蔵（主要地方道さいたま幸手線以東に限る。）、大字見山並びに大字山
	[略]
[略]	

	中川、 <u>大字西山新田、大字西山村新田、大字東新井、大字御蔵、大字南中野、大字南中丸、大字見山並びに大字山</u>
	[略]
[略]	

別表第2（第3条関係）

ブロック隊の名称及び所属分団

名称	所属分団
[略]	
見沼ブロック隊	大砂土東分団、東大宮分団、片柳分団、片柳東分団、七里分団、春岡分団
[略]	

別表第2（第3条関係）

ブロック隊の名称及び所属分団

名称	所属分団
[略]	
見沼ブロック隊	大砂土東分団、片柳分団、七里分団、春岡分団
[略]	

別表第3（第5条関係）

消防団員の階級別定員

階級 名称	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
	団本部	[略]					
広報指導分団	[略]						
分団（広報指導分団を除く。）			$\frac{6}{5}$ (1分団につき1)	$\frac{6}{5}$ (1分団につき1)	$\frac{1}{9}$ (1分団につき)	$\frac{1}{9}$ (1分団につき)	$\frac{8}{9}$

別表第3（第5条関係）

消防団員の階級別定員

階級 名称	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
	団本部	[略]					
広報指導分団	[略]						
分団（広報指導分団を除く。）			$\frac{6}{3}$ (1分団につき1)	$\frac{6}{3}$ (1分団につき1)	$\frac{1}{8}$ (1分団につき)	$\frac{1}{8}$ (1分団につき)	$\frac{9}{5}$

			人とする。 。)	人とする。 。)	3人とする。 。)	3人とする。 。)				人とする。 。)	人とする。 。)	3人とする。 。)	3人とする。 。)		
合計	[略]	[略]	<u>6</u> <u>6</u>	<u>6</u> <u>7</u>	<u>1</u> <u>9</u> <u>9</u>	<u>1</u> <u>9</u> <u>9</u>	<u>8</u> <u>8</u> <u>9</u>	合計	[略]	[略]	<u>6</u> <u>4</u>	<u>6</u> <u>5</u>	<u>1</u> <u>9</u> <u>3</u>	<u>1</u> <u>9</u> <u>3</u>	<u>9</u> <u>0</u> <u>5</u>

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

さいたま市規則第4号

さいたま市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市市営住宅条例施行規則（平成13年さいたま市規則第225号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後							改正前						
別表第1（第2条関係）							別表第1（第2条関係）						
1 公営住宅							1 公営住宅						
名称	位置	戸数	規格		棟番号又は部屋番号	共同施設等の種類	名称	位置	戸数	規格		棟番号又は部屋番号	共同施設等の種類
			建設年度	構造						建設年度	構造		
[略]							[略]						
東町2住宅	[略]						東町2住宅	[略]					
道祖土戸崎団地	さいたま市緑区道祖土1丁目26番18号	60戸	令和2年度	鉄筋5階建	A棟	集会所駐車場	[略]						
		20戸	令和2年度	鉄筋5階建	B棟								
2・3 [略]							2・3 [略]						
別表第2（第31条関係）							別表第2（第31条関係）						
駐車場名			使用料（1区当たり月額）				駐車場名			使用料（1区当たり月額）			
[略]							[略]						
峰岸住宅駐車場			[略]				峰岸住宅駐車場			[略]			
道祖土戸崎団地駐車場			7,400円										

様式第4号（第7条関係）

[略]

市営住宅入居請書

[略]

緊急連絡先 住 所
フリガナ
氏 名
入居者との関係
電話番号
勤務先名称
勤務先電話番号

注

様式第6号（第9条関係）

[略]

市営住宅緊急連絡先変更届

[略]

住 所
新緊急連絡先
氏 名

[略]

[略]

注

様式第4号（第7条関係）

[略]

市営住宅入居請書

[略]

緊急連絡先 住 所
フリガナ
氏 名
入居者との関係
電話番号
勤務先名称
勤務先電話番号

㊟

様式第6号（第9条関係）

[略]

市営住宅緊急連絡先変更届

[略]

住 所
新緊急連絡先
氏 名

[略]

[略]

㊟

附 則

この規則は、令和3年2月1日から施行する。

さいたま市規則第5号

さいたま市火災予防規則の一部を改正する規則

さいたま市火災予防規則（平成13年さいたま市規則第244号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前								
別表（第5条関係）					別表（第5条関係）								
		規制事項	寸法		色				規制事項	寸法		色	
		幅 c m	長さ c m	地	文字	幅 c m				長さ c m	地	文字	
標識の種類					標識の種類								
根拠条文					根拠条文								
[略]					[略]								
第24条 第3号	水素ガスを充 <u>填</u> する 気球の掲揚場所 の立入を禁止する 旨の表示	[略]			第24条 第3号	水素ガスを充 <u>てん</u> する気球の掲揚場 所の立入を禁止す る旨の表示	[略]						
[略]					[略]								
[略]					[略]								
様式第7号（第9条関係）					様式第7号（第9条関係）								
急速充電設備 燃料電池発電設備 変電設備設置届出書 発電設備 蓄電池設備					燃料電池発電設備 変電設備設置届出書 発電設備 蓄電池設備								
[略]					[略]								
備考					備考								
1・2 [略]					1・2 [略]								
3 全出力又は定格容量の欄には、 <u>急速充電設備</u> 、燃料電池発電設備、変電設備又は発電設備にあっては全出力を、蓄電池設備にあっては定格容量を記入すること。					3 全出力又は定格容量の欄には、 <u>燃料電池発電設備</u> 、変電設備又は発電設備にあっては全出力を、蓄電池設備にあっては定格容量を記入すること。								
4～6 [略]					4～6 [略]								

様式第9号（第9条関係）

水素ガスを充填する気球の設置届出書

[略]	
充填又は作業の方法	[略]
[略]	

備考 [略]

様式第9号（第9条関係）

水素ガスを充てんする気球の設置届出書

[略]	
充てん又は作業の方法	[略]
[略]	

備考 [略]

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

さいたま市規則第6号

さいたま市市民住宅条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市市民住宅条例施行規則（平成13年さいたま市規則第226号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（家賃の減額）</p> <p>第12条 条例第13条の規定により家賃の減額を行う場合の当該減額後の家賃の額（以下「減額後家賃額」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 入居権利者とその配偶者が同居する世帯（当該入居の開始日において婚姻の届出をした日から2年以内で、かつ、入居した日から2年を経過しない世帯に限る。）又は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を3人以上扶養している世帯である場合の減額後家賃額は、別表第1に定める額とする。</p> <p>(2) 入居権利者及びその配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）のいずれもが40歳未満の者のみの世帯又は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を扶養している世帯である場合（前号に掲げる場合を除く。）の減額後家賃額は、別表第2に定める額とする。</p> <p>(3) [略]</p>	<p style="text-align: center;">（家賃の減額）</p> <p>第12条 条例第13条の規定により家賃の減額を行う場合の当該減額後の家賃の額（以下「減額後家賃額」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 入居権利者とその配偶者が同居する世帯（当該入居の開始日において婚姻の届出をした日から2年以内で、かつ、入居した日から2年を経過しない世帯に限る。）又は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を3人以上扶養している世帯で、かつ、<u>所得が21万4,000円以下</u>である場合の減額後家賃額は、別表第1に定める額とする。</p> <p>(2) 入居権利者及びその配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）のいずれもが40歳未満の者のみの世帯又は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を扶養している世帯で、かつ、<u>所得が21万4,000円以下</u>である場合（前号に掲げる場合を除く。）の減額後家賃額は、別表第2に定める額とする。</p> <p>(3) [略]</p> <p><u>2 入居権利者又は当該入居権利者と同居している者に次に掲げる者がある場合においては、前項第1号及び第2号の所得の額は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）第1条第3号ホに規定する寡婦又は寡夫とみなして算出する。</u></p> <p><u>(1) 婚姻によらないで母となった女子であって、次に掲げる要件を満たすもの</u> <u>ア 現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないこと。</u></p>

(減額申請書の提出等)

第13条 [略]

2 市民住宅に入居している入居権利者は、条例第13条に規定する家賃の減額を受けようとするときは、管理開始日相当日（管理開始日が属する年の翌年以降の各年の当該管理開始日に相当する日をいう。第3項において同じ。）の1月前までに減額申請書を市長に提出しなければならない。

3 [略]

様式第4号（第6条関係）

[略]

市民住宅入居請書

[略]

住 所 _____
フリガナ _____
緊急連絡先 氏 名 _____
電話番号 _____
入居権利者との関係 _____
勤務先名称 _____
勤務先電話番号 _____

[略]

1～3 [略]

注

様式第5号（第7条関係）

[略]

市民住宅緊急連絡先変更届

[略]

住 所 _____
新緊急連絡先 氏 名 _____

イ 所得税法（昭和40年法律第80号）第2条第1項第30号イの扶養親族その他その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有する者であること。

(2) 婚姻によらないで父となった男子であつて、次に掲げる要件を満たすもの

ア 現に婚姻をしていないこと。

イ 所得税法第2条第1項第31号のその者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有する者であること。

ウ 所得税法第2条第1項第31号の合計所得金額が500万円以下であること。

(減額申請書の提出等)

第13条 [略]

2 市民住宅に入居している入居権利者は、条例第13条に規定する家賃の減額を受けようとするときは、管理開始日相当日（管理開始日が属する年の翌年以降の各年の当該管理開始日に相当する日をいう。第4項において同じ。）の1月前までに減額申請書を市長に提出しなければならない。

3 減額申請書には、入居権利者及び当該入居権利者と同居している者の所得の額を証する書類（前条第2項に該当する場合にあつては、当該所得の額を証する書類及び戸籍謄本）を添付しなければならない。

4 [略]

様式第4号（第6条関係）

[略]

市民住宅入居請書

[略]

住 所 _____
フリガナ _____
緊急連絡先 氏 名 _____
電話番号 _____
入居権利者との関係 _____
勤務先名称 _____
勤務先電話番号 _____

[略]

1～3 [略]

様式第5号（第7条関係）

[略]

市民住宅緊急連絡先変更届

[略]

住 所 _____
新緊急連絡先 氏 名 _____

[略]

[略]

注

[略]

[略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第7号

さいたま市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市個人情報保護条例施行規則（平成13年さいたま市規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前				
<p style="text-align: center;">(本人等の証明に必要な書類)</p> <p>第7条 条例第13条第2項（条例第25条第3項で準用する場合を含む。<u>以下この条において同じ。</u>）に規定する本人であることを確認するために必要な書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書事業者による同条第2項に規定する信書便により個人情報開示請求書を提出し開示請求する場合における、条例第13条第2項に規定する本人又はその代理人であることを確認するために必要な書類は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類及び開示請求をしようとする者に係る住民票の写し又はこれに代わるものとして市長が認める書類とする。</u></p> <p>(1) <u>条例第13条第2項に規定する本人 第1項第1号若しくは第2号に掲げる書類の写し又は第1項第3号に掲げる書類</u></p> <p>(2) <u>条例第13条第2項に規定する代理人 当該代理人に係る前号に掲げる書類及び前項第2号に掲げる書類</u></p> <p>別表第1（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">市長</td> <td>(1) さいたま市事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第86号）第1条に規定する課及び室（市長公室を除き、</td> </tr> </table>	市長	(1) さいたま市事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第86号）第1条に規定する課及び室（市長公室を除き、	<p style="text-align: center;">(本人等の証明に必要な書類)</p> <p>第7条 条例第13条第2項（条例第25条第3項で準用する場合を含む。<u>次項</u>において同じ。）に規定する本人であることを確認するために必要な書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第1（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">市長</td> <td>(1) さいたま市事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第86号）第1条に規定する課及び室（市長公室を除き、</td> </tr> </table>	市長	(1) さいたま市事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第86号）第1条に規定する課及び室（市長公室を除き、
市長	(1) さいたま市事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第86号）第1条に規定する課及び室（市長公室を除き、				
市長	(1) さいたま市事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第86号）第1条に規定する課及び室（市長公室を除き、				

<p>アーカイブズセンターを含む。)の長並びに同条に規定する都市経営戦略部、行財政改革推進部、<u>デジタル改革推進部</u>、未来都市推進部、区政推進部及びオリンピック・パラリンピック部の参事又は副参事の職にある者で当該部の長が指定するもの</p> <p>(2)～(7) [略]</p>	<p>アーカイブズセンターを含む。)の長並びに同条に規定する都市経営戦略部、行財政改革推進部、<u>情報政策部</u>、未来都市推進部、区政推進部及びオリンピック・パラリンピック部の参事又は副参事の職にある者で当該部の長が指定するもの</p> <p>(2)～(7) [略]</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

さいたま市規則第 8 号

さいたま市障害者の利用に係る公の施設使用料等減免条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市障害者の利用に係る公の施設使用料等減免条例施行規則（平成 13 年さいたま市規則第 115 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第 2 条、第 4 条関係）			別表（第 2 条、第 4 条関係）		
使用料等の 名称	減額又は免除の区分及びその内容		使用料等の 名称	減額又は免除の区分及びその内容	
	区分	内容		区分	内容
[略]			[略]		
			さいたま市 民会館うら わの使用料 等	減額	左記使用料等の額の 2 分の 1 に相当する額
[略]			[略]		

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

さいたま市規則第9号

さいたま市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年さいたま市規則第148号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

教育・保育給付認定申請書

(宛先) さいたま市 福祉事務所長

年 月 日

保 申 護 請 者 者	住 所	
	氏 名 生年月日	
連 絡 先	自宅	(— —)
	携帯等①	(— —) 【 】
	携帯等②	(— —) 【 】

次のとおり、施設型給付費、地域型保育給付費、特例施設型給付費及び特例地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定を申請します。

申請に係る小学校就学前の児童		続 柄	支給認定証番号	※既に認定を受けている場合のみ記入してください。
フリガナ				
氏名	性別	障害者手帳の有無	生年月日	
保育の希望の有無 (該当する番号を記載)		1 有	保護者の労働、疾病等の理由により、保育施設の利用を希望される場合 (幼稚園等と併願する場合を含む。)	
		2 無	幼稚園等の利用を希望する場合(保育施設と併願する場合を除く。)	

注

① 世帯の状況

児 童 の 同 居 者 (同 一 家 屋 に 居 住 し て い る 方 々)	(フリガナ) 氏 名	申込児童との続柄	生年月日	保育を必要とする理由等 (該当する番号を記載。8.その他の場合は、理由を記載してください)	障害者手帳の有無
			(生計中心者)		1. 就労のため 5. 同居の親族の介護・看護のため 2. 妊娠・出産のため 6. 就学のため() 3. 疾病・障害のため 7. 求職中のため 4. 災害復旧のため 8. その他()
				1. 就労のため 5. 同居の親族の介護・看護のため 2. 妊娠・出産のため 6. 就学のため() 3. 疾病・障害のため 7. 求職中のため 4. 災害復旧のため 8. その他()	
				1. 就労のため 5. 同居の親族の介護・看護のため 2. 妊娠・出産のため 6. 就学のため() 3. 疾病・障害のため 7. 求職中のため 4. 災害復旧のため 8. その他()	
				1. 就労のため 5. 同居の親族の介護・看護のため 2. 妊娠・出産のため 6. 就学のため() 3. 疾病・障害のため 7. 求職中のため 4. 災害復旧のため 8. その他()	
				1. 就労のため 5. 同居の親族の介護・看護のため 2. 妊娠・出産のため 6. 就学のため() 3. 疾病・障害のため 7. 求職中のため 4. 災害復旧のため 8. その他()	
				1. 就労のため 5. 同居の親族の介護・看護のため 2. 妊娠・出産のため 6. 就学のため() 3. 疾病・障害のため 7. 求職中のため 4. 災害復旧のため 8. その他()	
				1. 就労のため 5. 同居の親族の介護・看護のため 2. 妊娠・出産のため 6. 就学のため() 3. 疾病・障害のため 7. 求職中のため 4. 災害復旧のため 8. その他()	
生活保護の適用の有無 (該当する番号を記載)		1 適用なし			
		2 適用あり	(受給者番号) ()	(保護開始)	

② 税情報等の提供に当たっての同意署名欄

さいたま市が施設型給付費、地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な市民税の情報(①に記入を頂いた児童の同居者の情報を含む。)及び世帯情報を閲覧すること、また、この情報に基づき決定される利用者負担額(保育料)について、市から特定教育・保育施設等(児童が利用の決定を受けた施設のみ)に対し通知することに同意します。

同意確認年月日 年 月 日

同意者氏名

同意確認年月日 年 月 日

同意者氏名

同意確認年月日 年 月 日

同意者氏名

同意確認年月日 年 月 日

同意者氏名

様式第 6 号を次のように改める。

施設型給付費・地域型保育給付費等現況届

(宛先) さいたま市 福祉事務所長

年 月 日

保 護 請 者 者	住 所	
	氏 名 生年月日	
連 絡 先	自宅 (— —) 携帯等① (— —) 【 携帯等② (— —) 【	】 】

次のとおり、施設型給付費、地域型保育給付費、特例施設型給付費及び特例地域型保育給付費の支給について現況を届け出ます。

申請に係る小学校就学前の児童		続 柄	支給認定証 番 号
フリガナ			
氏 名	性 別	障害者手帳の有無	生年月日

① 世帯の状況

児 童 の 同 居 者 (同 一 家 屋 に 居 住 し て い る 方)	(フリガナ) 氏 名	申込児童 との続柄	生年月日	保育を必要とする理由等 (該当する番号を記載。8. その他の場合は、理由を記載し てください)	障害者手 帳の有無
			(生計中 心者)		1. 就労のため 5. 同居の親族の介護・看護のため 2. 妊娠・出産のため 6. 就学のため() 3. 疾病・障害のため 7. 求職中のため 4. 災害復旧のため 8. その他()
				1. 就労のため 5. 同居の親族の介護・看護のため 2. 妊娠・出産のため 6. 就学のため() 3. 疾病・障害のため 7. 求職中のため 4. 災害復旧のため 8. その他()	
				1. 就労のため 5. 同居の親族の介護・看護のため 2. 妊娠・出産のため 6. 就学のため() 3. 疾病・障害のため 7. 求職中のため 4. 災害復旧のため 8. その他()	
				1. 就労のため 5. 同居の親族の介護・看護のため 2. 妊娠・出産のため 6. 就学のため() 3. 疾病・障害のため 7. 求職中のため 4. 災害復旧のため 8. その他()	
				1. 就労のため 5. 同居の親族の介護・看護のため 2. 妊娠・出産のため 6. 就学のため() 3. 疾病・障害のため 7. 求職中のため 4. 災害復旧のため 8. その他()	
				1. 就労のため 5. 同居の親族の介護・看護のため 2. 妊娠・出産のため 6. 就学のため() 3. 疾病・障害のため 7. 求職中のため 4. 災害復旧のため 8. その他()	
	生活保護の適用の有無 (該当する番号を記載)	1 適用なし 2 適用あり	(受給者番号) (保護開始)	

② 税情報等の提供に当たっての同意署名欄

さいたま市が施設型給付費、地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な市民税の情報(①に記入を頂いた児童の同居者の情報を含む。)及び世帯情報を閲覧すること、また、この情報に基づき決定される利用者負担額(保育料)について、市から特定教育・保育施設等(児童が利用している施設のみ)に対し通知することに同意します。

同意確認年月日	年	月	日	同意確認年月日	年	月	日
同意者氏名				同意者氏名			
同意確認年月日	年	月	日	同意確認年月日	年	月	日
同意者氏名				同意者氏名			

様式第7号を次のように改める。

様式第7号（第7条関係）

年 月 日

(宛先) さいたま市 福祉事務所長

教育・保育給付認定変更申請書

先に認定を受けた教育・保育給付認定に関し、次の事由により変更したいので、申請します。

保護者氏名及び生年月日				
住所及び電話番号				
児童氏名、生年月日及び保護者との続柄	氏名	生年月日	続柄	支給認定証番号
変更事由 ※該当番号を記載し、必要な書類を添付してください。	現在の教育・保育給付認定状況	変更としたい事由		必要な書類
	① 1号・教育標準時間	① 保育が必要な事由 (事由:)	事由による	
			② 保育の必要量(標準時間)	保育の必要量が分かる書類(勤務証明等)
	② 2号・保育標準時間	③ 保育の必要量(短時間)	認定期間後の保育の必要性が分かる書類(勤務証明等)	
	③ 2号・保育短時間	④ 教育・保育給付認定期間(期間延長)		市民税の閲覧同意書(※1)又は所得証明書
	④ 3号・保育標準時間	⑤ 教育・保育給付認定期間(期間短縮)	⑧ 利用者負担額(その他)	
	⑤ 3号・保育短時間	⑥ 利用者負担額(父)		⑨ その他()
	⑦ 利用者負担額(母)			

※1

さいたま市が施設型給付費、地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な市民税の情報(届出のある児童の同居者の情報を含む。)及び世帯情報を閲覧すること、また、この情報に基づき決定される利用者負担額(保育料)について、市から特定教育・保育施設等(児童が入所決定した施設等のみ)に対し通知することに同意します。

同意確認年月日 年 月 日
保護者氏名

様式第10号、様式第11号、様式第18号、様式第23号及び様式第26号中「㊦」を削る。

様式第12号から様式第15号までの規定中

「代表者氏名 ㊦」を

「代表者氏名 _____」に改める。

注 _____」

様式第27号及び様式第28号中

「代表者氏名_____㊦」を

「代表者氏名_____」に改める。

注 _____」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市子ども・子育て支援法施行細則の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

さいたま市規則第10号

さいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成13年さいたま市規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前					
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）					
種類	業務内容	対象者	基準	支給額	備考	種類	業務内容	対象者	基準	支給額	備考
[略]						[略]					
福祉 保健 業務 手当	[略]					福祉 保健 業務 手当	[略]				
児童 相談 所等 業務 手当	児童虐待への対応又は児童の一時保護の業務	北部児童相談所及び南部児童相談所の職員	日額	1,000円							
	社会生活への適応が困難な児童に対する、相談その他の援助、心理に関する治療又は生活指導の業務	子ども家庭支援課の職員									
[略]						[略]					
備考 [略]						備考 [略]					

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後のさいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

さいたま市規則第11号

さいたま市道路の構造の技術的基準及び道路標識に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市道路の構造の技術的基準及び道路標識に関する条例施行規則（平成25年さいたま市規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(道路標識の寸法) 第29条 条例第45条に規定する寸法に関し必要な事項は、別表第22に定めるところによる。	(道路標識の寸法) 第29条 条例第44条に規定する寸法に関し必要な事項は、別表第22に定めるところによる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第12号

さいたま市文書管理規則の一部を改正する規則

さいたま市文書管理規則（平成13年さいたま市規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 課 次に掲げるものをいう。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 事務分掌規則第1条に規定する課及び室（市長公室を除き、アーカイブズセンターを含む。）並びに都市経営戦略部、行財政改革推進部、<u>デジタル改革推進部</u>、未来都市推進部、区政推進部及びオリンピック・パラリンピック部</p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>事業所事務分掌規則第3条に規定する課（北部児童相談所及び南部児童相談所を含む。）</u>並びに事業所事務分掌規則別表第1都市戦略本部の項に掲げる東京事務所及び同表第2類事業所の欄に掲げる事業所</p> <p>ウ～キ [略]</p> <p>(8) 課長 課の長（都市経営戦略部、行財政改革推進部、<u>デジタル改革推進部</u>、未来都市推進部、区政推進部、オリンピック・パラリンピック部及びくらし応援室にあっては参事又は副参事の職にある者で当該部又は室の長が指定するもの、大宮盆栽美術館及び岩槻人形博物館にあっては副館長）をいう。</p> <p>(9)～(18) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 課 次に掲げるものをいう。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 事務分掌規則第1条に規定する課及び室（市長公室を除き、アーカイブズセンターを含む。）並びに都市経営戦略部、行財政改革推進部、<u>情報政策部</u>、未来都市推進部、区政推進部及びオリンピック・パラリンピック部</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 事業所事務分掌規則第3条に規定する課並びに事業所事務分掌規則別表第1都市戦略本部の項に掲げる東京事務所及び同表第2類事業所の欄に掲げる事業所</p> <p>ウ～キ [略]</p> <p>(8) 課長 課の長（都市経営戦略部、行財政改革推進部、<u>情報政策部</u>、未来都市推進部、区政推進部、オリンピック・パラリンピック部及びくらし応援室にあっては参事又は副参事の職にある者で当該部又は室の長が指定するもの、大宮盆栽美術館及び岩槻人形博物館にあっては副館長）をいう。</p> <p>(9)～(18) [略]</p>

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

さいたま市規則第 13 号

さいたま市内部統制の推進に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市内部統制の推進に関する規則（令和 2 年さいたま市規則第 32 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 課所等 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア <u>さいたま市事務分掌規則（平成 15 年さいたま市規則第 86 号）第 1 条に規定する課及び室（市長公室を除き、アーカイブズセンターを含む。）並びに都市経営戦略部、行財政改革推進部、<u>デジタル改革推進部</u>、未来都市推進部、区政推進部及びオリンピック・パラリンピック部</u></p> <p>イ <u>さいたま市事業所事務分掌規則（平成 15 年さいたま市規則第 87 号）第 3 条に規定する課（<u>北部児童相談所及び南部児童相談所を含む。</u>）並びに同規則別表第 1 都市戦略本部の項に掲げる東京事務所及び同表第 2 類事業所の欄に掲げる事業所</u></p> <p>ウ～セ [略]</p> <p>(4) 課所長等 課所等の長（都市経営戦略部、行財政改革推進部、<u>デジタル改革推進部</u>、未来都市推進部、区政推進部及びオリンピック・パラリンピック部）にあっては参事又は副参事の職にある者で当該部の長が指定するもの、大宮盆栽美術館及び岩槻人形博物館並びに生涯学習総合センター及びうらわ美術館にあっては副館長、くらし応援室にあっては参事又は副参事の職にある者で当該室の長が指定するもの。以下同じ。）をいう。</p> <p>(5)～(11) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 課所等 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア <u>さいたま市事務分掌規則（平成 15 年さいたま市規則第 86 号）第 1 条に規定する課及び室（市長公室を除き、アーカイブズセンターを含む。）並びに都市経営戦略部、行財政改革推進部、<u>情報政策部</u>、未来都市推進部、区政推進部及びオリンピック・パラリンピック部</u></p> <p>イ <u>さいたま市事業所事務分掌規則（平成 15 年さいたま市規則第 87 号）第 3 条に規定する課並びに同規則別表第 1 都市戦略本部の項に掲げる東京事務所及び同表第 2 類事業所の欄に掲げる事業所</u></p> <p>ウ～セ [略]</p> <p>(4) 課所長等 課所等の長（都市経営戦略部、行財政改革推進部、<u>情報政策部</u>、未来都市推進部、区政推進部及びオリンピック・パラリンピック部）にあっては参事又は副参事の職にある者で当該部の長が指定するもの、大宮盆栽美術館及び岩槻人形博物館並びに生涯学習総合センター及びうらわ美術館にあっては副館長、くらし応援室にあっては参事又は副参事の職にある者で当該室の長が指定するもの。以下同じ。）をいう。</p> <p>(5)～(11) [略]</p>

別表（第8条関係）

議会局総務部秘書総務課長
[略]

別表（第8条関係）

議会局総務部総務課長
[略]

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

さいたま市規則第14号

さいたま市公印規則の一部を改正する規則

さいたま市公印規則（平成13年さいたま市規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後							改正前						
(専用公印) 第4条 特定の事務を処理する部若しくは課所又は市長が特に必要と認めた課所に、当該部又は課所専用の公印を置くことができる。							(専用公印) 第4条 特定の事務を処理する課所又は市長が特に必要と認めた課所に、当該課所専用の公印を置くことができる。						
2 [略]							2 [略]						
(電子印の使用) 第13条 [略]							(電子印の使用) 第13条 [略]						
2 [略]							2 [略]						
3 管理者は、前項の申請を承認しようとするときは、 <u>都市戦略本部デジタル改革推進部</u> の参事又は副参事の職にある者で当該部の長が指定するものと協議のうえ、電子印の不当な使用、破壊等を防止するシステム機能等が措置されていることを確認しなければならない。							3 管理者は、前項の申請を承認しようとするときは、 <u>都市戦略本部情報政策部</u> の参事又は副参事の職にある者で当該部の長が指定するものと協議のうえ、電子印の不当な使用、破壊等を防止するシステム機能等が措置されていることを確認しなければならない。						
4・5 [略]							4・5 [略]						
別表第1（第5条、第8条関係）							別表第1（第5条、第8条関係）						
(1) [略]							(1) [略]						
(2) 職印							(2) 職印						
ア 市長印							ア 市長印						
公印の名称	ひな形番号	書体	寸法（ミリメートル）	個数	使用区分	保管者	公印の名称	ひな形番号	書体	寸法（ミリメートル）	個数	使用区分	保管者
[略]							[略]						
<u>デジタル改革推進部</u> 専用さ	[略]		<u>デジタル改革推進部</u> の主管する事務		<u>デジタル</u> <u>略本部</u> <u>デジタル</u> <u>改革</u>	<u>都市戦</u> <u>略本部</u> <u>情報政</u> <u>策部</u>	<u>情報政</u> <u>策部</u> 専用さ	[略]		<u>情報政策部</u> の主管する事務で市長名		<u>都市戦</u> <u>略本部</u> <u>情報政</u> <u>策部</u>	<u>都市戦</u> <u>略本部</u> <u>情報政</u> <u>策部</u>

いたま市長印		で市長名をもって発する文書	推進部長
[略]			

イ～カ [略]
キ 職務代理者印

公印の名称	ひな形番号	書体	寸法（ミリメートル）	個数	使用区分	保管者
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
デジタル改革推進部専用さいたま市長職務代理者印	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

ク [略]
ケ 出納員領収印

公印の名称	ひな形番号	書体	寸法（ミリメートル）	個数	使用区分	保管者
さいたま市出納員領収印	[略]	[略]	[略]	1 4 6	[略]	[略]
さいたま市区出納員領収印	[略]	[略]	[略]	8 7	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

コ [略]

様式第6号（第16条関係）
公印報告書

[略]

長印		をもって発する文書	参事又は副参事の職にある者で部長が指定するもの
[略]			

イ～カ [略]
キ 職務代理者印

公印の名称	ひな形番号	書体	寸法（ミリメートル）	個数	使用区分	保管者
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
情報政策部専用さいたま市長職務代理者印	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

ク [略]
ケ 出納員領収印

公印の名称	ひな形番号	書体	寸法（ミリメートル）	個数	使用区分	保管者
さいたま市出納員領収印	[略]	[略]	[略]	1 4 7	[略]	[略]
さいたま市区出納員領収印	[略]	[略]	[略]	8 8	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

コ [略]

様式第6号（第16条関係）
公印報告書

[略]

(宛先) 管理者

[略]

名 称		[略]
[略]		
[略]		
保 管 者	局 部 課長	
[略]		
使用区分		
[略]		

(あて先) 管理者

[略]

名 称		[略]
書 体		
印 材		
[略]		
[略]		
保 管 者		
[略]		
使用区分		
使用開始 年 月 日		
[略]		

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

さいたま市規則第15号

さいたま市区役所の職員の兼務に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市区役所の職員の兼務に関する規則（平成15年さいたま市規則第94号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第4条 都市戦略本部デジタル改革推進部に属する職員（ <u>情報システムに関する事務を担当する職員</u> に限る。）で、次に掲げる事務に従事するものは、辞令を用いることなく、全ての区役所並びに支所及び市民の窓口において同一の事務に従事する職員の職を兼ねるものとみなす。 (1)・(2) [略]	第4条 都市戦略本部情報政策部に属する職員（ <u>情報システム運用管理に関する事務を担当する職員</u> に限る。）で、次に掲げる事務に従事するものは、辞令を用いることなく、全ての区役所並びに支所及び市民の窓口において同一の事務に従事する職員の職を兼ねるものとみなす。 (1)・(2) [略]

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

さいたま市規則第16号

さいたま市特定非常勤職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市特定非常勤職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規則（平成22年さいたま市規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定義) 第2条 [略] 2 [略] 3 この規則において「通勤による災害」とは、 <u>法第7条第1項第3号</u> に規定する通勤災害に該当する負傷、疾病、障害又は死亡をいう。 4～6 [略]	(定義) 第2条 [略] 2 [略] 3 この規則において「通勤による災害」とは、 <u>法第7条第1項第2号</u> に規定する通勤災害に該当する負傷、疾病、障害又は死亡をいう。 4～6 [略]

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第5条、第11条関係）

休業補償請求書（休業補償援護金申請書）

年 月 日

（宛先）さいたま市長

（請求者）住所
氏名

休業補償等を受給したいので、次のとおり請求（申請）します。

1（所属部局）	
2（被災職員氏名） 年 月 日生（ 歳）	3（職種） 4（負傷又は発病年月日） 年 月 日
5（災害発生の状況）	
6（請求日数） 年 月 日から 年 月 日までのうち 日	
※ 7 所属部局長の証明	1から6までの事項については、上記のとおりであることを証明します。 年 月 日 所属部局の [所在地 名称 長の職・氏名]
8 休業補償 請求金額	(休業給付基礎日額) (請求日数) 円×60/100× 日= 円 (円未満切り捨て)
9 休業補償 援護金 申請金額	(休業給付基礎日額) (申請日数) 円×20/100× 日= 円 (円未満切り捨て)
10 医師の証明手数料（3日以内の場合に限る。）	円
※ 11 医師 の 証 明	(傷病名) (現在の状態) <input type="checkbox"/> 治癒 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 転医 <input type="checkbox"/> 継続中 (請求日数のうち療養のため勤務することが できなかつたと認められる日数) (勤務できなかつたと認められる理由) 年 月 日から 年 月 日までのうち 日 上記のとおりであることを証明します。 年 月 日 医療機関の [所在地 名称 医師等の氏名]
12 添付する書類 その他の資料名	

13 送金希望の場合	振込先金融機関名	銀行 支店	※受理	年 月 日
	預金科目	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金	※決定	年 月 日
	口座番号		※支払	年 月 日
	口座 名義人	フリガナ 氏名	※決定金額	円

注

様式第2号を次のように改める。

障害特別援護金申請書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

（申請者）住所
氏名

障害特別援護金を受給したいので、次のとおり申請します。

1 所属部局	
2 被災職員氏名 年 月 日生（ 歳）	3 （職種）
	4 （負傷又は発病年月日） 年 月 日
	5 （治癒年月日） 年 月 日
6 災害発生の状況	
7 障害の部位及びその程度	
8 既存障害及びその程度	
9 障害等級	
※ 10 所属部局長の証明	1 から 9 までの事項については、上記のとおりであることを証明します。 年 月 日 所属部局の 所在地 名称 長の職・氏名
11 障害特別援護金申請金額	円

12 送金希望の場合	振込先金融機関名		銀行	支店
	預金科目		<input type="checkbox"/> 普通預金	<input type="checkbox"/> 当座預金
	口座番号			
	口座名義人	フリガナ	氏名	

※受理	年 月 日
※決定	年 月 日
※支払	年 月 日
※決定金額	円

注

様式第3号を次のように改める。

遺族特別援護金申請書

年 月 日

(宛先) さいたま市長

(申請者) 住所
氏名

遺族特別援護金を受給したいので、次のとおり申請します。

1 所属部局							
2 死亡職員氏名 年 月 日生 (歳)				3 (職種)			
				4 (負傷又は発病年月日) 年 月 日			
				5 (死亡年月日) 年 月 日			
6 災害の発生状況							
7 申請者が労働者災害補償保険により給付を受けた遺族補償		<input type="checkbox"/> 遺族補償年金 <input type="checkbox"/> 遺族補償一時金		<input type="checkbox"/> 遺族年金 <input type="checkbox"/> 遺族一時金			
8 申請者及び遺族特別援護金を受けることができる遺族		氏名	生年月日	年齢	住所	死亡職員との続柄	備考
※ 9 所属部局長の証明	1 から 8 までの事項については、上記のとおりであることを証明します。 年 月 日 所属部局の [所在地 名称 長の職・氏名]						
10 遺族特別援護金申請金額の計算	遺族特別援護金 $\text{円} \times \frac{1}{\text{(受給権者の数)}} = \text{円}$						
11 遺族特別援護金申請金額	<input type="checkbox"/> 受給権者が1人の場合又は代表者を選任しない場合 <input type="checkbox"/> 代表者を選任した場合					円	

12 送金希望の場合	振込先金融機関名		銀行	支店
	預金科目		<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金	
	口座番号			
	口座名義人	フリガナ氏名		

※受理	年 月 日
※決定	年 月 日
※支払	年 月 日
※決定金額	円

注

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第17号

さいたま市予算規則の一部を改正する規則

さいたま市予算規則（平成13年さいたま市規則第60号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 課長等 次に掲げる者をいう。</p> <p>ア <u>さいたま市事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第86号）第1条に規定する課及び室（市長公室を除き、アーカイブズセンターを含む。）の長並びに都市経営戦略部、行財政改革推進部、<u>デジタル改革推進部</u>、未来都市推進部、区政推進部及びオリンピック・パラリンピック部の参事又は副参事の職にある者で当該部の長が指定するもの</u></p> <p>イ <u>さいたま市事業所事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第87号）第3条に規定する課（<u>北部児童相談所及び南部児童相談所を含む。</u>）並びに同規則別表第1第1類事業所の欄に掲げる東京事務所及び同表第2類事業所の欄に掲げる事業所の長（大宮盆栽美術館及び岩槻人形博物館にあっては、副館長）</u></p> <p>ウ～ス [略]</p> <p>(3) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 課長等 次に掲げる者をいう。</p> <p>ア <u>さいたま市事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第86号）第1条に規定する課及び室（市長公室を除き、アーカイブズセンターを含む。）の長並びに都市経営戦略部、行財政改革推進部、<u>情報政策部</u>、未来都市推進部、区政推進部及びオリンピック・パラリンピック部の参事又は副参事の職にある者で当該部の長が指定するもの</u></p> <p>イ <u>さいたま市事業所事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第87号）第3条に規定する課並びに同規則別表第1第1類事業所の欄に掲げる東京事務所及び同表第2類事業所の欄に掲げる事業所の長（大宮盆栽美術館及び岩槻人形博物館にあっては、副館長）</u></p> <p>ウ～ス [略]</p> <p>(3) [略]</p>

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

さいたま市規則第18号

さいたま市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市老人福祉法施行細則（平成15年さいたま市規則第126号）の一部を次のように改正する。

様式第5号、様式第8号、様式第13号及び様式第15号中「（あて先）」を「（宛先）」に改め、「㊟」を削る。

様式第19号から様式第28号までの規定中「㊟」を削る。

様式第29号及び様式第30号中「（あて先）」を「（宛先）」に改め、「㊟」を削る。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>様式第31号（第27条関係） 有料老人ホーム設置届書</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">代表者名</p> <p>[略]</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 施設において<u>供与をされる介護等</u>の内容</p> <p>5～7 [略]</p> <p>8 老人福祉法第29条第9項に規定する前払金、 利用料その他の入居者の費用負担の額</p> <p>9 [略]</p> <p>10 その他（添付書類）</p> <p>(1) <u>設置者の登記事項証明書又は条例等</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p>	<p>様式第31号（第27条関係） 有料老人ホーム設置届書</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">代表者名 ㊟</p> <p>[略]</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 施設において<u>供与される便宜</u>の内容</p> <p>5～7 [略]</p> <p>8 老人福祉法第29条第7項に規定する前払金、 利用料その他の入居者の費用負担の額</p> <p>9 [略]</p> <p>10 その他（添付書類）</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>条例、定款その他の基本約款</u></p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>(6) <u>市場調査等による入居者の見込みを記載した書類</u></p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) <u>医療施設との連携の内容を記載した書類</u></p>

(7) [略]	(9) [略]
(8) [略]	(10) [略]
(9) [略]	(11) [略]
(10) <u>老人福祉法第29条第9項に規定する前払金の返還に関する同条第10項に規定する契約の内容</u>	(12) <u>老人福祉法施行規則第20条の5第9号及び第10号に規定する内容</u>
(11) [略]	(13) [略]

様式第32号及び様式第33号中「㊟」を削る。

様式第34号から様式第38号までの規定中「(あて先)」を「(宛先)」に改め、「㊟」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

さいたま市規則第19号

さいたま市敬老祝金支給条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市敬老祝金支給条例施行規則（平成13年さいたま市規則第98号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(<u>支給日</u>)</p> <p>第3条 条例第4条の規則で定める敬老祝金の支給日は、毎年9月30日（その日が市の休日（さいたま市の休日<u>を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日</u>をいう。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い市の休日でない日）とする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。</p>	<p>(<u>支給時期</u>)</p> <p>第3条 条例第4条の規定による敬老祝金の支給は、毎年9月15日から同月30日までの間に行う。</p>

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

さいたま市規則第20号

さいたま市放課後児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市放課後児童クラブ条例施行規則（平成13年さいたま市規則第121号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 1～3 [略] 4 第4条の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）により、市長がクラブを臨時に休業とした場合又は保護者に登室自粛を要請した場合の指導料の額は、第4条に規定する額から次項の規定により算出した額を減額するものとする。	附 則 1～3 [略] 4 第4条の規定にかかわらず、 <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第8項の指定感染症のうち</u> 、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）により、市長がクラブを臨時に休業とした場合又は保護者に登室自粛を要請した場合の指導料の額は、第4条に規定する額から次項の規定により算出した額を減額するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第21号

さいたま市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市母子保健法施行細則（平成14年さいたま市規則第63号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																																																																																																												
<p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">本人との続柄 <u>養育医療給付申請書</u></p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">[略]</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="width: 5%; text-align: center;">扶養義務者</td> <td style="width: 15%;">ふりがな</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">本人との続柄</td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>注</p> <p>様式第2号（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">養育医療意見書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">[略]</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">上記のとおり診断する。</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">医療機関の名称及び所在地</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">医療機関コード</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">電話番号</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">担当医師氏名</td> </tr> </table>	[略]					扶養義務者	ふりがな		本人との続柄		氏名					[略]				[略]					上記のとおり診断する。					年 月 日					医療機関の名称及び所在地					医療機関コード					電話番号					担当医師氏名					<p>様式第1号（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;"><u>養育医療給付申請書</u></p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ㊟</p> <p style="text-align: right;">(自署又は記名押印)</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">本人との続柄</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">[略]</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="width: 5%; text-align: center;">扶養義務者</td> <td style="width: 15%;">ふりがな</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">本人との続柄</td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> <td></td> <td style="border: 2px solid black; text-align: center;">職業</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>注</p> <p>様式第2号（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">養育医療意見書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">[略]</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">上記のとおり診断する。</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">医療機関の名称及び所在地</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">医療機関コード</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">電話番号</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">担当医師氏名 ㊟</td> </tr> </table>	[略]					扶養義務者	ふりがな		本人との続柄		氏名			職業		[略]				[略]					上記のとおり診断する。					年 月 日					医療機関の名称及び所在地					医療機関コード					電話番号					担当医師氏名 ㊟				
[略]																																																																																																													
扶養義務者	ふりがな		本人との続柄																																																																																																										
	氏名																																																																																																												
	[略]																																																																																																												
[略]																																																																																																													
上記のとおり診断する。																																																																																																													
年 月 日																																																																																																													
医療機関の名称及び所在地																																																																																																													
医療機関コード																																																																																																													
電話番号																																																																																																													
担当医師氏名																																																																																																													
[略]																																																																																																													
扶養義務者	ふりがな		本人との続柄																																																																																																										
	氏名			職業																																																																																																									
	[略]																																																																																																												
[略]																																																																																																													
上記のとおり診断する。																																																																																																													
年 月 日																																																																																																													
医療機関の名称及び所在地																																																																																																													
医療機関コード																																																																																																													
電話番号																																																																																																													
担当医師氏名 ㊟																																																																																																													

様式第3号を次のように改める。

様式第3号(第2条関係)

世帯調書

申請者氏名					本人氏名			
	氏名	続柄	性別	生年月日	職業 (勤務先)	課税状況を照会し回答を得ることについての同意	※市記入欄	
	個人番号							
児童の属する世帯構成		児童本人						
						<input type="checkbox"/>		
						<input type="checkbox"/>		
						<input type="checkbox"/>		
						<input type="checkbox"/>		
						<input type="checkbox"/>		
						<input type="checkbox"/>		
						<input type="checkbox"/>		
世帯外扶養義務者	住所					<input type="checkbox"/>		
	住所					<input type="checkbox"/>		

注

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前												
<p>様式第4号（第2条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">さいたま市保健所長 印</p> <p style="text-align: center;"><u>養育医療給付不承認通知書</u></p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[略]</div>	<p>様式第4号（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;"><u>養育医療給付不承認通知書</u></p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">さいたま市保健所長 印</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[略]</div>												
<p>様式第5号（第3条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">本人との続柄</p> <p style="text-align: center;"><u>養育医療給付継続申請書</u></p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[略]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>上記のとおり養育医療の給付の継続を必要と認める。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">指定養育医療機関の名称及び所在地</p> <p style="text-align: center;"><u>医療機関コード</u></p> <p style="text-align: center;"><u>電話番号</u></p> <p style="text-align: right;">担当医師氏名</p> </div>	<p>様式第5号（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;"><u>養育医療給付継続申請書</u></p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">氏 名 Ⓔ</p> <p style="text-align: right;">（自署又は記名押印）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">本人との続柄</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[略]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>上記のとおり養育医療の給付の継続を必要と認める。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">指定養育医療機関の名称及び所在地</p> <p style="text-align: right;">担当医師氏名 Ⓔ</p> </div>												
<p>様式第6号（第3条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">さいたま市保健所長 印</p> <p style="text-align: center;"><u>養育医療給付継続不承認通知書</u></p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[略]</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">申請者</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;">申請年</td> <td style="width: 20%;">[</td> <td style="width: 20%;">受理年</td> <td style="width: 20%;">[</td> </tr> </table>	申請者		申請年	[受理年	[<p>様式第6号（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;"><u>養育医療給付継続不承認通知書</u></p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">さいたま市保健所長 印</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[略]</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">申請者</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;">申請年</td> <td style="width: 20%;">[</td> <td style="width: 20%;">受理年</td> <td style="width: 20%;">[</td> </tr> </table>	申請者		申請年	[受理年	[
申請者		申請年	[受理年	[
申請者		申請年	[受理年	[

氏名	月日	略]	月日	略]
申請者				
住所				
[略]				

様式第7号 (第4条関係)

[略]

氏名

[略]

本人との続柄
指定養育医療機関変更申請書

[略]

[略]
転院については、上記のとおりです。 年 月 日 指定養育医療機関の名称及び所在地 医療機関コード 電話番号 担当医師氏名

様式第8号 (第5条関係)

[略]

氏名

電話番号

養育医療受給者居住地等変更届

[略]

[略]

様式第9号 (第6条関係)

[略]

氏名

[略]

本人との続柄
養育医療券再交付申請書

[略]

[略]

様式第10号 (第8条関係)

[略]

氏名	月日	略]	月日	略]
[略]				

様式第7号 (第4条関係)

指定養育医療機関変更申請書

[略]

氏名

㊞

(自署又は記名押印)

[略]

本人との続柄

[略]

[略]
転院については、上記のとおりです。 年 月 日 指定養育医療機関の名称及び所在地 医療機関コード 電話番号 担当医師氏名

様式第8号 (第5条関係)

養育医療受給者居住地等変更届

[略]

氏名

㊞

(自署又は記名押印)

電話番号

[略]

[略]

様式第9号 (第6条関係)

養育医療券再交付申請書

[略]

氏名

㊞

(自署又は記名押印)

[略]

本人との続柄

[略]

[略]

様式第10号 (第8条関係)

養育医療移送費支給申請書

[略]

氏 名

[略]

本人との続柄
養育医療移送費支給申請書

[略]

[略]
上記のとおり移送の必要を認める。 年 月 日 指定養育医療機関の名称及び所在地 <u>医療機関コード</u> 電話番号 担当医師氏名

様式第11号（第8条関係）

第 号

[略]

さいたま市保健所長 [印]
養育医療移送費支給承認通知書

[略]

[略]

様式第12号（第8条関係）

第 号

[略]

さいたま市保健所長 [印]
養育医療移送費支給不承認通知書

[略]

[略]

様式第13号（第8条関係）

[略]

申請者 氏 名

[略]

本人との続柄
養育医療移送費請求書
養育医療移送費について次のとおり請求します。

[略]
上記のとおり移送が行われたことを証明します。 年 月 日 医療機関の名称及び所在地 <u>医療機関コード</u>

氏 名

[印]

(自署又は記名押印)

[略]

本人との続柄

[略]

[略]
上記のとおり移送の必要を認める。 年 月 日 指定養育医療機関の名称及び所在地 電話番号 担当医師氏名 [印]

様式第11号（第8条関係）

養育医療移送費支給承認通知書

[略]

さいたま市保健所長 [印]

[略]

[略]

様式第12号（第8条関係）

養育医療移送費支給不承認通知書

[略]

さいたま市保健所長 [印]

[略]

[略]

様式第13号（第8条関係）

養育医療移送費請求書

[略]

氏 名

[印]

(自署又は記名押印)

[略]

本人との続柄

養育医療移送費について次のとおり申請します。

[略]
上記のとおり移送が行われたことを証明します。 年 月 日 医療機関の名称及び所在地

電話番号
担当医師氏名

注

様式第14号（第9条関係）

[略]

氏名

[略]

電話番号

指定養育医療機関指定申請書

[略]

[略]						
開設者	[略]					
	氏名又は名称					
[略]						
養育医療を主として担当する医師の氏名及び略歴						
[略]						
医師、助産師及び看護師の数並びに患者の収容定員	医師	人	助産師	人	看護師	人
	患者の収容定員			人		

(添付書類)

1～5 [略]

様式第15号（第10条関係）

第 号

[略]

さいたま市長

印

指定養育医療機関指定書

[略]

様式第16号（第10条関係）

[略]

開設者 住所

氏名

[略]

電話番号

電話番号

担当医師氏名 印

注

様式第14号（第9条関係）

指定養育医療機関指定申請書

[略]

氏名

[略]

電話番号

[略]

[略]						
開設者	[略]					
	氏名					
[略]						
養育医療を主として担当する医師の氏名						
[略]						
医師、助産師及び看護師の数並びに患者の収容定員	医師	人	助産師	人	看護師	人

(添付書類)

1～5 [略]

様式第15号（第10条関係）

指定養育医療機関指定書

指令第 号

[略]

さいたま市長

印

[略]

様式第16号（第10条関係）

指定養育医療機関変更届

[略]

病院又は診療所の開設者 住所

氏名

[略]

電話番号

印

<p><u>指定養育医療機関変更届</u></p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p> <p>[略]</p>
<p>様式第17号（第11条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">開設者 住 所 氏 名</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p style="text-align: center;"><u>指定養育医療機関辞退届</u></p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>注</p>	<p>様式第17号（第11条関係）</p> <p style="text-align: center;"><u>指定養育医療機関辞退届</u></p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">住 所 氏 名</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>注</p>
<p>様式第18号（第11条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">さいたま市長 印</p> <p style="text-align: center;"><u>指定養育医療機関取消通知書</u></p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>	<p>様式第18号（第11条関係）</p> <p style="text-align: center;"><u>指定養育医療機関取消通知書</u></p> <p style="text-align: right;">指令第 号</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">さいたま市長 印</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市母子保健法施行細則の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

さいたま市規則第22号

さいたま市毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市毒物及び劇物取締法施行細則（平成14年さいたま市規則第65号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別記様式（第3条関係） 毒物劇物取扱責任者氏名等変更届 [略] (宛先) さいたま市保健所長 [略] 氏 名 [略] [略]	別記様式（第3条関係） 毒物劇物取扱責任者氏名等変更届 [略] (<u>あて先</u>) さいたま市保健所長 [略] 氏 名 ㊟ [略] [略]
備考 変更内容を確認できる書類を提示すること。	備考 変更内容を確認できる書類（住民票、戸籍簿（抄）本等）を持参すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第23号

さいたま市健康増進法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市健康増進法施行細則（平成15年さいたま市規則第155号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「㊟」を削る。

様式第3号及び様式第4号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前														
<p>様式第7号（その1）（第7条関係）（表） 栄養管理報告書</p> <p>[略] (宛先) さいたま市保健所長 [略]</p> <p style="text-align: right;">職・氏 名</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[略]</div>	<p>様式第7号（その1）（第7条関係）（表） 栄養管理報告書</p> <p>[略] (あて先) さいたま市保健所長 [略]</p> <p style="text-align: right;">職・氏 名 ㊟</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[略]</div>														
<p>様式第7号（その1）（第7条関係）（裏）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">対象者の把握 (有・無)</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">肥満とやせ の変化 (比較時： 年 月)</td> <td style="border: 2px solid black;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">肥満 今年度 % (比較時 %)) + ・ - (%) ・ 変化なし</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>やせ 今年度 % (比較時 %)) + ・ - (%) ・ 変化なし</td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>注</p>	対象者の把握 (有・無)	[略]	肥満とやせ の変化 (比較時： 年 月)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">肥満 今年度 % (比較時 %)) + ・ - (%) ・ 変化なし</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>やせ 今年度 % (比較時 %)) + ・ - (%) ・ 変化なし</td> <td></td> </tr> </table>	肥満 今年度 % (比較時 %)) + ・ - (%) ・ 変化なし		やせ 今年度 % (比較時 %)) + ・ - (%) ・ 変化なし		[略]		<p>様式第7号（その1）（第7条関係）（裏）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">対象者の把握 (有・無)</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>注</p>	対象者の把握 (有・無)	[略]	[略]	
対象者の把握 (有・無)	[略]														
肥満とやせ の変化 (比較時： 年 月)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">肥満 今年度 % (比較時 %)) + ・ - (%) ・ 変化なし</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>やせ 今年度 % (比較時 %)) + ・ - (%) ・ 変化なし</td> <td></td> </tr> </table>	肥満 今年度 % (比較時 %)) + ・ - (%) ・ 変化なし		やせ 今年度 % (比較時 %)) + ・ - (%) ・ 変化なし											
肥満 今年度 % (比較時 %)) + ・ - (%) ・ 変化なし															
やせ 今年度 % (比較時 %)) + ・ - (%) ・ 変化なし															
[略]															
対象者の把握 (有・無)	[略]														
[略]															
<p>様式第7号（その2）（第7条関係）（表） 栄養管理報告書</p> <p>[略] (宛先) さいたま市保健所長 [略]</p> <p style="text-align: right;">職・氏 名</p>	<p>様式第7号（その2）（第7条関係）（表） 栄養管理報告書</p> <p>[略] (あて先) さいたま市保健所長 [略]</p> <p style="text-align: right;">職・氏 名 ㊟</p>														

[略]

[略]						
1日あたりの平均給食数	区分	朝食	昼食	夕食	その他()	計
		一般食				
		特別(治療)食				
		経管栄養				
病床数()	[略]					

様式第7号(その2)(第7条関係)(裏)

対象者の把握(有・無)	[略]
栄養管理計画書の作成(有・無)	(作成率) %
[略]	

注

様式第7号(その3)(第7条関係)(表)
栄養管理報告書

[略]

職・氏名

[略]

[略]							
施設の種類	介護老人保健施設・介護医療院・老人福祉施設・ <u>その他(有料老人ホーム等)</u>						
[略]							
1日あたりの平均給食数	定員	朝食	昼食	夕食	その他()	その他()	計
区分	入所者						
	短期入所者						
	通所者						
[略]							

[略]

[略]						
1日あたりの平均給食数	区分	病床数	朝食	昼食	夕食	計
		一般病床				
		特別病床				
		療養型病床				
病床数()	[略]					

様式第7号(その2)(第7条関係)(裏)

対象者の把握(有・無)	[略]
[略]	

注

様式第7号(その3)(第7条関係)(表)
栄養管理報告書

[略]

職・氏名

㊞

[略]

[略]							
施設の種類	介護老人保健施設・介護医療院・老人福祉施設・ <u>社会福祉施設</u>						
[略]							
1日あたりの平均給食数	定員	朝食	昼食	夕食	その他()	その他()	計
区分	入所者						
	通所介護						
	通所リハビリテーション						
[略]							

様式第7号(その4) (第7条関係) (表)
 栄養管理報告書

[略]

(宛先) さいたま市保健所長

[略]

職・氏名

[略]

健康増進法第21条第1項の規定による管理栄養士必置施設指定	[略]
施設の種類の種類	学校(幼稚園)・学校(認定こども園)・児童福祉施設

[略]

給食形態等	離乳食	(有・無)	夕食給食	(有・無)
	アレルギー対応食	(有・無) 主なアレルギー対応食品 ()		

様式第7号(その4) (第7条関係) (表)
 栄養管理報告書

[略]

(あて先) さいたま市保健所長

[略]

職・氏名

㊞

[略]

健康増進法第21条第1項の規定による管理栄養士必置施設指定	[略]
-------------------------------	-----

[略]

給食形態等	離乳食	(有・無)
	夕食給食	(有・無)
アレルギー対応食	アレルギー対応食	(有・無) 主なアレルギー対応食品 ()

様式第7号(その4) (第7条関係) (裏)

対象者の把握 (有・無)	[略]
肥満とやせの変化 (比較時: 年月)	肥満 今年度 % (比較時 %) +・- (%) ・変化なし やせ 今年度 % (比較時 %) +・- (%) ・変化なし
[略]	

注

様式第7号(その4) (第7条関係) (裏)

対象者の把握 (有・無)	[略]
[略]	

注

様式第7号(その5) (第7条関係) (表)
 栄養管理報告書

[略]

(宛先) さいたま市保健所長

[略]

職・氏名

[略]

[略]	
施設の種類の種類	学校(大学)・社会福祉施設・事業所・寄宿舍・矯正施設・自衛隊・一般給食センター その他 ()
区分	[略]
喫食状況	% 【1回500食以上又は1日1, 500食以上の施設のみ】
[略]	

様式第7号(その5) (第7条関係) (表)
 栄養管理報告書

[略]

(あて先) さいたま市保健所長

[略]

職・氏名

㊞

[略]

[略]	
施設の種類の種類	事業所・寄宿舍・矯正施設・自衛隊・一般給食センター その他 ()
区分	[略]
[略]	

(裏)		(裏)	
対象者の把握 (有・無)	[略]	対象者の把握 (有・無)	[略]
肥満とやせ の変化 (比較時： 年 月)	肥満 今年度 % (比較時 %) + ・ - (%) ・ 変化なし やせ 今年度 % (比較時 %) + ・ - (%) ・ 変化なし		
[略]		[略]	
注		注	
別紙 給与栄養目標量の設定		別紙 給与栄養目標量の設定	
[略]		[略]	
[略]		[略]	
[略]		[略]	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市健康増進法施行細則の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

さいたま市規則第24号

さいたま市と畜場法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市と畜場法施行細則（平成14年さいたま市規則第69号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号（表）までの規定中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
様式第4号（第6条関係） 切迫とさつ獣畜解体検査申請書 [略] <u>(宛先)</u> さいたま市長 [略] 氏 名 [略] [略] [略] [略]	様式第4号（第6条関係） 切迫とさつ獣畜解体検査申請書 [略] <u>(あて先)</u> さいたま市長 [略] 氏 名 ㊟ [略] <u>氏 名</u> [略] [略]
[略]	[略]
備考 [略]	備考 [略]
注	注

様式第5号から様式第6号まで及び様式第8号から様式第14号までの規定中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

さいたま市規則第25号

さいたま市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則

さいたま市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成14年さいたま市規則第70号）の一部を次のように改正する。

様式第2号、様式第4号及び様式第7号から様式第11号までの規定中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
様式第12号（第11条関係） 食鳥検査申請書 [略] (宛先) さいたま市長 [略] 氏 名 [略] 食鳥検査を受けたいので、 <u>食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第15条第1項、第2項又は第3項の規定により次のとおり申請します。</u> [略]	様式第12号（第11条関係） 食鳥検査申請書 [略] (あて先) さいたま市長 [略] 氏 名 ㊟ [略] 食鳥検査を受けたいので、 <u>食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第9条第2項の規定により次のとおり申請します。</u> [略]

様式第13号から様式第15号までの規定中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

さいたま市規則第26号

さいたま市立病院管理規則の一部を改正する規則

さいたま市立病院管理規則（平成13年さいたま市規則第145号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第2条 病院の業務を処理するため、次に掲げる部、課、室、係、科及びセンターを置く。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 診療部</p> <p style="padding-left: 2em;">内科 消化器内科 呼吸器内科 脳神経内科 循環器内科 <u>膠原病内科</u> 小児科 一般・血管外科 消化器外科 呼吸器外科 整形外科 脳神経外科 心臓血管外科 小児外科 皮膚科 形成外科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 歯科口腔外科 放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 集中治療科 救急科 精神科 緩和ケア科 感染症科 周産期母子医療センター 救命救急センター 腫瘍センター 薬剤科 中央放射線科 リハビリテーション科 中央検査科 臨床工学科 栄養科</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 病院の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>診療部</p> <p style="padding-left: 2em;">内科 消化器内科 呼吸器内科 脳神経内科 循環器内科 <u>膠原病内科</u> 小児科 一般・血管外科 消化器外科 呼吸器外科 整形外科 脳神経外科 心臓血管外科 小児外科 皮膚科 形成外科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 歯科口腔外科 放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 集中治療科 救急科 精神科 緩和ケア科 感染症科</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 病院の業務を処理するため、次に掲げる部、課、室、係、科及びセンターを置く。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 診療部</p> <p style="padding-left: 2em;">内科 消化器内科 呼吸器内科 脳神経内科 循環器内科 小児科 一般・血管外科 消化器外科 呼吸器外科 整形外科 脳神経外科 心臓血管外科 小児外科 皮膚科 形成外科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 歯科口腔外科 放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 集中治療科 救急科 精神科 緩和ケア科 感染症科 周産期母子医療センター 救命救急センター 腫瘍センター 薬剤科 中央放射線科 リハビリテーション科 中央検査科 臨床工学科 栄養科</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 病院の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>診療部</p> <p style="padding-left: 2em;">内科 消化器内科 呼吸器内科 脳神経内科 循環器内科 小児科 一般・血管外科 消化器外科 呼吸器外科 整形外科 脳神経外科 心臓血管外科 小児外科 皮膚科 形成外科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 歯科口腔外科 放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 集中治療科 救急科 精神科 緩和ケア科 感染症科</p>

(1)～(5) [略]
[略]

(1)～(5) [略]
[略]

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

さいたま市規則第27号

さいたま市コミュニティ施設条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市コミュニティ施設条例施行規則（平成13年さいたま市規則第163号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(使用料の減免基準及び割合)</p> <p>第9条 条例第15条の規定により使用料を減額し、又は免除する場合及びその割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>コミュニティ施設の施設等（第3号の施設等を除く。次号において同じ。）を本市が主催する行事に利用する場合 100分の100</u></p> <p>(2) <u>コミュニティ施設の施設等を本市が共催する行事に利用する場合 100分の50</u></p> <p>(3) <u>プラザイースト、プラザウエスト又はプラザノースの施設等を本市が主催する行事（文化芸術の振興を目的とするものに限る。）に利用する場合 100分の100</u></p> <p>(4) <u>前号の施設等を本市が経費の一部を負担して共催する行事（文化芸術の振興を目的とするものに限る。）に利用する場合 100分の50</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p style="text-align: center;">(使用料の減免基準及び割合)</p> <p>第9条 条例第15条の規定により使用料を減額し、又は免除する場合及びその割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 本市が主催する行事に利用する場合 100分の100</p> <p>(2) 本市が共催する行事に利用する場合 100分の50</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>プラザイースト、プラザウエスト及びプラザノースの利用に係る使用料については、第1項の規定は、適用しない。</u></p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市規則第28号

さいたま市土地区画整理事業保留地処分に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市土地区画整理事業保留地処分に関する規則（平成13年さいたま市規則第209号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(抽選の参加資格)</p> <p>第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、抽選に参加することができない。</p> <p><u>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者</u></p> <p>(2)・(3) [略]</p>	<p style="text-align: center;">(抽選の参加資格)</p> <p>第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、抽選に参加することができない。</p> <p><u>(1) 成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人又は破産者で復権を得ない者</u></p> <p>(2)・(3) [略]</p>
<p style="text-align: center;">(入札の参加資格)</p> <p>第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。</p> <p><u>(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者</u></p> <p>(2)～(4) [略]</p>	<p style="text-align: center;">(入札の参加資格)</p> <p>第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。</p> <p><u>(1) 成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人又は破産者で復権を得ない者</u></p> <p>(2)～(4) [略]</p>
<p>様式第1号（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <p style="text-align: center;">抽選参加申込書</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <p style="text-align: center;">抽選参加注意事項</p> <p>1 抽選参加資格</p> <p>次の各号のいずれかに該当する者は、抽選に参加できません。</p> <p><u>(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者</u></p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>[略]</p>	<p>様式第1号（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <p style="text-align: center;">抽選参加申込書</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <p style="text-align: center;">抽選参加注意事項</p> <p>1 抽選参加資格</p> <p>次の各号のいずれかに該当する者は、抽選に参加できません。</p> <p><u>(1) 成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人又は破産者で復権を得ない者</u></p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>[略]</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市土地区画整理事業保留地処分に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第3条第1号の規定（改正後の規則第22条の規定により準用する場合を含む。）は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に抽選の公告又は期日の指定が行われる保留地の処分について適用し、施行日前に抽選の公告又は期日の指定が行われた保留地の処分については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則第9条第1号の規定は、施行日以後に入札参加者の指名が行われる保留地の処分について適用し、施行日前に入札参加者の指名が行われた保留地の処分については、なお従前の例による。

さいたま市規則第 29 号

さいたま市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を
改正する規則

さいたま市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成 28 年
さいたま市規則第 114 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、
改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(市長が必要と認める図書等)	(市長が必要と認める図書等)
第 3 条 [略]	第 3 条 [略]
2 省令第 23 条第 1 項に規定する市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。	2 省令第 23 条第 1 項に規定する市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
(1) [略]	(1) [略]
(2) <u>法第 35 条第 2 項の規定により建築基準法第 6 条第 1 項の確認の申請書を併せて提出しようとする建築物で、同法第 6 条の 3 第 4 項の規定による構造計算適合性判定が必要な場合</u> 当該適合性判定の通知書又はその写し	(2) <u>法第 30 条第 2 項の規定により建築基準法第 6 条第 1 項の確認の申請書を併せて提出し、同法第 6 条の 3 第 4 項の規定による構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の交付を受けている場合</u> 当該通知書の写し
(3) 法第 15 条第 1 項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した法第 35 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類の交付を受けている場合 当該書類	(3) 法第 15 条第 1 項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した法第 30 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類の交付を受けている場合 当該書類
(4) 住宅品質確保法第 5 条第 1 項の登録住宅性能評価機関が作成した法第 35 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類の交付を受けている場合 当該書類	(4) 住宅品質確保法第 5 条第 1 項の登録住宅性能評価機関が作成した法第 30 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類の交付を受けている場合 当該書類
(5)・(6) [略]	(5)・(6) [略]
3 [略]	3 [略]
(申請等の取下げ)	(申請等の取下げ)
第 5 条 [略]	第 5 条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 <u>法第 34 条第 1 項若しくは法第 41 条第 1 項の規定による認定の申請又は法第 36 条第 1 項の規定による変更の認定の申請を取り下げようとする者は、認定（変更認定）申請取下げ届（様式第 6</u>	3 <u>法第 29 条第 1 項若しくは法第 36 条第 1 項の規定による認定の申請又は法第 31 条第 1 項の規定による変更の認定の申請を取り下げようとする者は、認定（変更認定）申請取下げ届（様式第 6</u>

号) を市長に提出しなければならない。

(報告)

第6条 法第36条第1項の認定建築主は、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況について、法第37条の規定により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式に必要な書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 法第37条のエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に係る工事が完了した場合
工事完了報告書(様式第7号)

(2) [略]

2 法第41条第2項の認定を受けた者は、法第43条第1項の規定により基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項について報告を求められたときは、前項第2号の状況報告書に必要な図書を添えて市長に報告しなければならない。

(取りやめる旨の申出)

第7条 法第36条第1項の認定建築主は、法第37条に規定するエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を取りやめようとするときは、取りやめる旨の申出書(様式第9号)に省令第25条第2項の通知書(法第36条第1項の規定による変更の認定を受けた者にあつては、省令第28条において読み替えて準用する省令第25条第2項の通知書)を添えて市長に提出しなければならない。

様式第1号(第2条関係)

建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請書

[略]

氏名

[略]

設計者氏名

[略]

[略]

[略]

備考 1 [略]

2 [略]

号) を市長に提出しなければならない。

(報告)

第6条 法第31条第1項の認定建築主は、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況について、法第32条の規定により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式に必要な書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 法第32条のエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に係る工事が完了した場合
工事完了報告書(様式第7号)

(2) [略]

2 法第36条第2項の認定を受けた者は、法第38条第1項の規定により基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項について報告を求められたときは、前項第2号の状況報告書に必要な図書を添えて市長に報告しなければならない。

(取りやめる旨の申出)

第7条 法第31条第1項の認定建築主は、法第32条に規定するエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を取りやめようとするときは、取りやめる旨の申出書(様式第9号)に省令第25条第2項の通知書(法第31条第1項の規定による変更の認定を受けた者にあつては、省令第28条において読み替えて準用する省令第25条第2項の通知書)を添えて市長に提出しなければならない。

様式第1号(第2条関係)

建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請書

[略]

氏名

㊟

[略]

設計者氏名

㊟

[略]

[略]

[略]

備考 1 [略]

2 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署することにより、押印を省略することができます。

3 [略]

様式第3号 (第4条関係)

建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更該当証明書交付申請書

[略]

氏名

[略]

設計者氏名

[略]

[略]

[略]

備考 1 [略]

2 [略]

様式第5号 (第5条関係)

計画取下げ書

[略]

氏名

[略]

[略]

[略]

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

様式第6号 (第5条関係)

認定(変更認定)申請取下げ届

[略]

氏名

[略]

[略]

[略]

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

様式第7号 (第6条関係)

工事完了報告書

[略]

氏名

[略]

様式第3号 (第4条関係)

建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更該当証明書交付申請書

[略]

氏名

㊞

[略]

設計者氏名

㊞

[略]

[略]

[略]

備考 1 [略]

2 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)を自署することにより、押印を省略することができます。

3 [略]

様式第5号 (第5条関係)

計画取下げ書

[略]

氏名

㊞

[略]

[略]

[略]

備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。

2 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)を自署することにより、押印を省略することができます。

様式第6号 (第5条関係)

認定(変更認定)申請取下げ届

[略]

氏名

㊞

[略]

[略]

[略]

備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。

2 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)を自署することにより、押印を省略することができます。

様式第7号 (第6条関係)

工事完了報告書

[略]

氏名

㊞

[略]

[略]

[略]

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

様式第8号（第6条関係）

状況報告書

[略]

氏名

[略]

[略]

[略]

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

様式第9号（第7条関係）

取りやめる旨の申出書

[略]

氏名

[略]

[略]

[略]

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

[略]

[略]

備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。

2 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）を自署することにより、押印を省略することができます。

様式第8号（第6条関係）

状況報告書

[略]

氏名

㊞

[略]

[略]

[略]

備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。

2 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）を自署することにより、押印を省略することができます。

様式第9号（第7条関係）

取りやめる旨の申出書

[略]

氏名

㊞

[略]

[略]

[略]

備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。

2 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）を自署することにより、押印を省略することができます。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

さいたま市規則第30号

さいたま市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市消防局の組織に関する規則（平成15年さいたま市規則第138号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(分掌事務) 第3条 前条に規定する内部組織（係を除く。）の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 総務部 消防総務課 (1) 局内の公印管理及び <u>文書事務</u> に関すること。 (2)～(5) [略] <u>(6)</u> [略] <u>(7)</u> [略] <u>(8)</u> [略] <u>(9)</u> [略] <u>(10)</u> [略] <u>(11)</u> [略] <u>(12)</u> [略] [略] 2 [略]	(分掌事務) 第3条 前条に規定する内部組織（係を除く。）の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 総務部 消防総務課 (1) 局内の公印管理及び <u>文書管理</u> に関すること。 (2)～(5) [略] <u>(6)</u> 局内の情報セキュリティ対策に関すること。 <u>(7)</u> [略] <u>(8)</u> [略] <u>(9)</u> [略] <u>(10)</u> [略] <u>(11)</u> [略] <u>(12)</u> [略] <u>(13)</u> [略] [略] 2 [略]

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

さいたま市規則第31号

さいたま市火災予防規則の一部を改正する規則

さいたま市火災予防規則（平成13年さいたま市規則第244号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(禁止行為の解除申請) 第6条 [略] <u>2 消防長は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、その旨を禁止行為解除承認（不承認）通知書（様式第3号の2）により申請者に通知するものとする。</u> 第14条 削除	(禁止行為の解除申請) 第6条 [略] <u>2 前項の規定による申請は、正副2通を提出するものとする。</u> <u>3 消防長は、第1項の申請を受理し、火災予防上支障ないと認めるときは、副本に承認印を押し、申請者に交付するものとする。</u> <u>(届出書の数)</u> 第14条 第8条から第12条までの規定による届出は、 <u>正副2通を提出するものとする。</u> <u>2 消防長は、前項の届出書を受理し、火災予防上支障ないと認めるときは、副本に届出済の印を押し、届出者に交付するものとする。</u>

様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第3号の2（第6条関係）

禁止行為解除承認（不承認）通知書

第 号
年 月 日

様

さいたま市消防長 印

年 月 日付けで申請のあった禁止行為の解除承認申請について審査した結果、当該申請を承認
不承認 とします。通知します。

- 1 申請場所・施設名
- 2 理由（不承認の場合のみ記入）

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市火災予防規則第6条の規定は、この規則の施行の日以後の禁止行為の解除申請について適用し、同日前の禁止行為の解除申請については、なお従前の例による。

さいたま市規則第32号

押印を求める手続の見直しのための関係規則の整備に関する規則

(さいたま市議会資産等公開審査会条例の審査の申出の手続に関する規則の一部改正)

第1条 さいたま市議会資産等公開審査会条例の審査の申出の手続に関する規則（平成15年さいたま市規則第168号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

様式第2号中印の欄を削る。

(さいたま市聴聞規則の一部改正)

第2条 さいたま市聴聞規則（平成13年さいたま市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項及び第3項中「記載し、及び記名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

様式第1号から様式第3号までの規定中「㊟」を削る。

(さいたま市職員公務災害見舞金支給条例施行規則の一部改正)

第3条 さいたま市職員公務災害見舞金支給条例施行規則（平成13年さいたま市規則第33号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

(さいたま市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 さいたま市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成13年さいたま市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「記名押印して」を「記名して」に改める。

(失業者の退職手当支給規則の一部改正)

第5条 失業者の退職手当支給規則（平成26年さいたま市規則第138号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

様式第2号中「（退職した職員の氏名）
」に改める。

㊟を「（退職した職員の氏名）」

様式第 3 号中取扱者印の欄を削る。

様式第 4 号を次のように改める。

様式第4号（第6条関係）（表）

失業者退職手当支給台帳

台帳番号		台帳作成年月日	
受給資格者	氏名	退職時所属	
	住所又は居所	性別	男・女
		年齢	満 歳
	採用年月日	受給資格区分及び 受給資格証番号	(a)一般 番号 ()
	退職年月日		(b)高年齢 番号 ()
	勤続期間		(c)特例 番号 ()
退職事由			
退職時に支給された一般の退職手当額		円(A)	
失業者退職手当の限度額 (C×D-A)	(計算の根拠) 最後の6月に支払った給与（臨時又は3月を超える期間ごとに支払われる給与を除く。）の総額 _____ 円(B)		
賃金日額 (B/180)	1 給料		円
	2 地域手当		円
	3 住居手当		円
	4 通勤手当		円
	5 扶養手当		円
	6 時間外勤務手当		円
	7		円
	8		円
基本手当日額	円(C)	所定給付日数	日(D)
待期日数 (A/C)	※1未満の端数切捨		日(E)
給付日数 (D-E)	日		
求職年月日	年 月 日		
給付制限日数（雇用保険法第33条第1項）	日		
待期満了年月日	年 月 日	受給期間満了年月日	年 月 日
管轄公共職業安定所	所在地 名 称		
公共職業訓練等	受講開始 年 月 日	技能 習得 手当	受講手当 日額 円 年 月 日支給開始
	受講終了予定 年 月 日		通所手当 月額 円 年 月 日支給開始
			寄宿手当 月額 円 年 月 日支給開始

(裏)

	受付及び支給年月日			支給日数及び支給額		給付残日数
	支給経過 (基本手当に相当する退職手当)	1	受付	年 月 日	年 月 日から	日分
支給			年 月 日	年 月 日まで	円	
2		受付	年 月 日	年 月 日から	日分	日
		支給	年 月 日	年 月 日まで	円	
3		受付	年 月 日	年 月 日から	日分	日
		支給	年 月 日	年 月 日まで	円	
4		受付	年 月 日	年 月 日から	日分	日
		支給	年 月 日	年 月 日まで	円	
5		受付	年 月 日	年 月 日から	日分	日
		支給	年 月 日	年 月 日まで	円	
6		受付	年 月 日	年 月 日から	日分	日
		支給	年 月 日	年 月 日まで	円	
7		受付	年 月 日	年 月 日から	日分	日
		支給	年 月 日	年 月 日まで	円	
8		受付	年 月 日	年 月 日から	日分	日
		支給	年 月 日	年 月 日まで	円	
9		受付	年 月 日	年 月 日から	日分	日
		支給	年 月 日	年 月 日まで	円	
10		受付	年 月 日	年 月 日から	日分	日
		支給	年 月 日	年 月 日まで	円	
支給経過 (その他)	受付及び支給年月日			支給内容		
	1	受付	年 月 日			円
		支給	年 月 日			
	2	受付	年 月 日			円
		支給	年 月 日			
	3	受付	年 月 日			円
		支給	年 月 日			
	4	受付	年 月 日			円
		支給	年 月 日			
	5	受付	年 月 日			円
支給		年 月 日				
待期日数の期間内に打ち切りとなった場合		打ち切りとなった日 年 月 日		その理由		
給付残日数があるうちに打ち切りとなった場合		打ち切りとなった日 年 月 日		その理由		
備考						

様式第5号、様式第6号及び様式第8号中「㊟」を削る。

様式第9号中「申請者氏名_____ ㊟」を「申請者氏名_____」に改める。

様式第10号から様式第12号までの規定中「受給資格者氏名_____ ㊟」を「受給資格者氏名_____」に改める。

様式第13号中「申請者氏名_____ ㊟」を「申請者氏名_____」に改める。

様式第14号中取扱者印の欄を削る。

様式第15号中「㊟」を削る。

様式第16号中取扱者印の欄を削る。

様式第17号中「㊟」を削る。

様式第18号から様式第25号までの規定中「申請者氏名_____ ㊟」を「申請者氏名_____」に改める。

(さいたま市市税条例施行規則の一部改正)

第6条 さいたま市市税条例施行規則（平成13年さいたま市規則第64号）の一部を次のように改正する。

様式第3号の2中「㊟」を削り、「備考 期限の延長を必要とする理由が分かる書類を添付してください。」を「備考 期限の延長を必要とする理由が分かる書類

注

を添付してください。 に改める。

」

様式第4号（その2）中「㊟」を削る。

様式第7号中「㊟」を削り、「備考 申請に際しては、減免を受けようとする理由を証明する書類を添付してください。」を「備考 申請に際しては、減免を受け

注

ようとする理由を証明する書類を添付してください。 に改める。

」

様式第10号及び様式第11号中

「氏名（名称

「氏名（名称

及び代表者

㊟ を 及び代表者

に、

氏名)

」 氏名)

」

「 上記のとおり 年 月 日 の納税管理人になることを承諾します。

住所 (所在地) 氏名 (名称 及び代表者 氏名) ㊟ を

「 上記のとおり 年 月 日 の納税管理人になることを承諾します。

住所 (所在地) 氏名 (名称 及び代表者 氏名) に

注

に改める。

様式第 1 3 号中「㊟」を削り、「 支障がない理由 」を

「 支障がない理由 」に改める。

注

様式第 1 4 号中「㊟」を削り、「 備考 」を

「 備考 」に改める。

注

様式第 2 2 号及び様式第 2 2 号の 2 中「㊟」を削り、

担保	<input type="checkbox"/> 有	担保の種類、数量、価格及び所在		を
	<input type="checkbox"/> 無	担保を提供することができない場合のその特別の事情		

担保	<input type="checkbox"/> 有	担保の種類、数量、価格及び所在		に改める。
	<input type="checkbox"/> 無	担保を提供することができない場合のその特別の事情		

注

様式第 2 2 号の 4 中「㊦」を削り、「

摘要	
----	--

」を

「

摘要	
----	--

」に改める。

注

様式第 2 6 号の 3 及び様式第 2 6 号の 4 中「㊦」を削り、

「

担保	<input type="checkbox"/> 有	担保の種類、数量、価格及び所在	
	<input type="checkbox"/> 無	担保を提供することができない場合のその特別の事情	

」を

「

担保	<input type="checkbox"/> 有	担保の種類、数量、価格及び所在	
	<input type="checkbox"/> 無	担保を提供することができない場合のその特別の事情	

」に改める。

注

様式第 3 9 号（その 1）（表）中「㊦」を削る。

様式第 3 9 号（その 1）（裏）中「署名押印 ㊦」を「署名」に改める。

様式第 3 9 号（その 1）別表中「㊦」を削る。

様式第 3 9 号（その 2）中「㊦」を削り、「署名押印」を「署名」に改める。

様式第 3 9 号の 2、様式第 3 9 号の 5、様式第 3 9 号の 6、様式第 3 9 号の 9 及び様式第 3 9 号の 1 0 中「㊦」を削る。

様式第 4 0 号中「㊦」を削り、「備考 設立(設置)の場合は登記事項証明書と定款の写し、その他の異動は登記事項証明書の写し等関係する書類の写しを添付してください。」を「備考 設立(設置)の場合は登記事項証明書と定款の写し、その他

注

の異動は登記事項証明書の写し等関係する書類の写しを添付してください。」に改

める。

様式第 4 4 号及び様式第 4 5 号中

代表者の 職氏名印	㊦
--------------	---

 を

「

代表者の 職氏名	
-------------	--

に、

「

関与税理士 署名押印	(連絡先) ㊦
---------------	------------

を

「

関与税理士 署名	(連絡先)
-------------	-------

に改める。」

様式第47号中「㊦」を削る。

様式第48号中「㊦」を削り、「2 減免を受けようとする事由を証明する書類を必ず添付してください。」を「2 減免を受けようとする事由を証明する書注
類を必ず添付してください。」に改める。

」

様式第62号中「㊦」を削り、「備考 固定資産を無料で使用している場合には、それを証明する書面を添付してください。」を「備考 固定資産を無料で使用注

させている場合には、それを証明する書面を添付してください。」に改める。

」

様式第63号中「㊦」を削り、「

非課税の適用を受けなくなる事由

を

「

非課税の適用を受けなくなる事由

に改める。」

注

様式第64号を次のように改める。



固定資産税区分所有家屋の専有部分に係る家屋の補正申出書

年 月 日

(宛先)さいたま市長

申出者
 住 所
 (所在地)
 氏 名
 (名称及び代表者氏名)
 個人番号又は
 法人番号
 電話番号

所有者全員により専有部分の補正の方法を定めたので、さいたま市市税条例第71条の規定により、所有者全員の署名をもって、次のとおり申出します。

所在地	さいたま市				
	さいたま市				
家屋番号	構造	種類	床面積	m ²	
建築年月日	年 月 日	登記年月日	年 月 日		
補正の方法(計算式を具体的に記入してください。)					
所有者住所(所在地)	所有者氏名(名称)	割合	専有部分の床面積	共用部分の床面積	用途
			m ²	m ²	
			m ²	m ²	
			m ²	m ²	
			m ²	m ²	
			m ²	m ²	
			m ²	m ²	
			m ²	m ²	
			m ²	m ²	
			m ²	m ²	
			m ²	m ²	
			m ²	m ²	
			m ²	m ²	
			m ²	m ²	
			m ²	m ²	
			m ²	m ²	
			m ²	m ²	
			m ²	m ²	

注

様式第65号を次のように改める。



固定資産税区分所有家屋の敷地に係る土地の按分申出書

年 月 日

(宛先) さいたま市長

申出者
 住 所
 (所 在 地)
 氏 名
 (名称及び代表者氏名)
 個人番号又は
 法人番号
 電話番号

納税義務者全員により共用土地の割合を定めたので、さいたま市市税条例第 7 2 条第 1 項の規定により、納税義務者全員の署名をもって、次のとおり申出します。

土地所在地	さいたま市					
地 目	さいたま市		地積	m ²	用 途	
家屋所在地	さいたま市					
家屋の種類	構造		床面積	m ²		
建築年月日	年 月 日	登記年月日	年 月 日			
割合の算定の方法(計算式を具体的に記入してください。)						
納税義務者住所(所在地)	納税義務者氏名(名称)	家屋番号	割合	専有部分の床面積	敷地権の割合	用途
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		

注

様式第65号の2を次のように改める。

様式第 6 5 号の 2 (別表第 1 関係)

固定資産税区分所有家屋の敷地に係る特定被災共用土地の按分申出書



受付印

年 月 日

(宛先) さいたま市長

申出者

住 所

(所 在 地)

氏 名

(名称及び代表者氏名)

個人番号又は

法人番号

電話番号

納税義務者全員により特定被災共用土地の割合を定めたので、さいたま市市税条例第 7 2 条第 2 項及び第 3 項の規定により、納税義務者全員の署名をもって、次のとおり申出します。

土地所在地	さいたま市					
	さいたま市					
地 目		地積	m ²	用 途		
家屋所在地	さいたま市					
家屋の種類		構造		床面積	m ²	
建築年月日	年	月	日	登記年月日	年	月 日
震災等のあった日 時	年 月 日 時頃					
震災等の詳細						
割合の算定の方法(計算式を具体的に記入してください。)						
納税義務者住所(所在地)	納税義務者氏名(名称)	割合	家屋番号	専有部の床面積	敷地権の割合	用途
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		

注

様式第67号中「㊤」を削り、「2 減免を受けようとする事由を証明する書類を必ず添付してください。」を「2 減免を受けようとする事由を証明する書類を必ず添付してください。」に改める。

様式第67号の3中

「

フリガナ		(法人の代表者印) ㊤
氏名 (名称及び 代表者名)		
生年月日	年 月 日	

を

」

「

フリガナ	
氏名 (名称及び 代表者名)	
生年月日	年 月 日

に改める。

」

様式第68号を次のように改める。



固定資産税・都市計画税住宅用地(変更)に係る申告書

年 月 日

(宛先)さいたま市長

申出者
 住 所
 (所在地)
 氏 名
 (名称及び代表者氏名)
 個人番号又は
 法人番号
 電話番号

さいたま市市税条例第83条の規定により、次のとおり申告します。

住 宅 用 地(土 地)の 所 在	地 積
さいたま市	m ²
さいたま市	m ²
さいたま市	m ²

1 建て替え前の家屋の状況

所 有 者			家屋所在	さいたま市					
家屋番号	種類	構造	用 途	床面積	居住部分 の床面積	居 住 年 月 日	住居の数	取 年 月	壊 日
				m ²	m ²		戸		
				m ²	m ²		戸		
				m ²	m ²		戸		

2 建て替え後の家屋の状況

所 有 者			家屋所在	さいたま市						
家屋番号	種類	構造	用 途	床面積	居住部分 の床面積	住 居 の 数	建 着 年 月 日	築 手 日	完 予 年 月 日	成 定 日
				m ²	m ²	戸				
				m ²	m ²	戸				
				m ²	m ²	戸				

注

様式第68号の2から様式第68号の3（裏）まで及び様式第71号から様式第75号までの規定中「㊦」を削る。

様式第76号を次のように改める。

固定資産税・都市計画税宅地化農地認定申告書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

申出者
住 所
（所在地）
氏 名
（名称及び代表者氏名）
個人番号又は
法人番号
電話番号

地方税法附則第29条の5第1項の認定を受けたいので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり申告します。

土地の所在	分離	地目	地積（㎡）	計画的な宅地化のための手続の区分	左の手続が開始された年月日

注

様式第 7 6 号の 2 中「㊤」を削り、「備考 地方税法施行規則附則第 8 条の 3 第 2 項第 3 号に掲げる書類を添付してください。」を「備考 地方税法施行規則附則
注

第 8 条の 3 第 2 項第 3 号に掲げる書類を添付してください。 に改める。

」

様式第 7 7 号中「㊤」を削り、

「

住宅用地として使用することのできない理由 を

」

「

住宅用地として使用することのできない理由 に改める。

注

」

様式第 7 7 号の 2 を次のように改める。

様式第77号の2 (別表第1関係)

東日本大震災に係る固定資産税区分所有家屋の敷地に係る特定被災共用土地の按分申出書



年 月 日

(宛先) さいたま市長

申出者
 住 所
 (所在地)
 氏 名
 (名称及び代表者氏名)
 個人番号又は
 法人番号
 電話番号

納税義務者全員により特定被災共用土地の割合を定めたので、さいたま市市税条例附則第56条第3項及び第4項の規定により、納税義務者全員の署名をもって、次のとおり申出します。

土地所在地	さいたま市					
	さいたま市					
地 目		地 積	m ²	用 途		
家屋所在地	さいたま市					
家屋の種類		構 造		床 面 積	m ²	
建築年月日	年 月 日	登記年月日		年 月 日		
割合の算定の方法(計算式を具体的に記入してください。)						
納税義務者 住所(所在地)	納税義務者 氏名(名称)	割合	家屋番号	専有部分 の床面積	敷地権 の割合	用途
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		

注

様式第78号中「㊤」を削り、「備考 売買契約書の写し及び買主の住所等が不明であることを証する書類を添えてください。」を「備考 売買契約書の写し及び
注

買主の住所等が不明であることを証する書類を添えてください。 に改める。
」

様式第83号中「㊤」を削り、

「

割賦代金の完済日又は未済の場合の未済額	完 済 (完済日 年 月 日)	を
	未 済 (未済額 円)	

」

「

割賦代金の完済日又は未済の場合の未済額	完 済 (完済日 年 月 日)	に改め
	未 済 (未済額 円)	

注
」
る。

様式第84号中「㊤」を削り、

「 2 減免を受けようとする事由を証明する書類を必ず添付してください。」
を「 2 減免を受けようとする事由を証明する書類を必ず添付してください。
注

に改める。

様式第85号中「㊤」を削る。

様式第91号中「㊤」を削り、「 2 販売業を営むことを証する書類（公安委員会発行の古物商許可証の写し等）を添付してください。」を「 2 販売業を営
注

むことを証する書類（公安委員会発行の古物商許可証の写し等）を添付してくだ
さい。 に改める。

」

様式第95号中「㊤」を削り、

更正の請求をする理由 及び請求をするに至った 事情の詳細その他参考 となるべき事項	
--	--

を

更正の請求をする理由 及び請求をするに至った 事情の詳細その他参考 となるべき事項	
--	--

に改める。

注

様式第98号中「㊤」を削り、「2 減免を受けようとする事由を証明する書類を必ず添付してください。」を「2 減免を受けようとする事由を証明する書類を必ず添付してください。」に改める。

様式第100号中「㊤」を削り、

備考	
----	--

を

備考	
----	--

に改める。

注

様式第102号中「㊤」を削り、

異動前	異動後

を

異動前	異動後

に改める。

注

様式第104号中「㊤」を削り、

備考

を

備考

に改める。

注

様式第106号中「㊦」を削り、「備考 この申告書は、事業所等の新設、廃止又は異動のあった日から1月以内に提出してください。」を「備考 この申告書は、
注
事業所等の新設、廃止又は異動のあった日から1月以内に提出してください。 に
」
改める。

様式第107号(1)中「㊦」を削り、「備考 この申告書を提出する場合は、家屋の平面図等を添付してください。なお、既に当該家屋の平面図等を提出している場合は必要ありません。」を「備考 この申告書を提出する場合は、家屋の平面図等
注
を添付してください。なお、既に当該家屋の平面図等を提出している場合は必要あ
りません。 に改める。

様式第108号中「㊦」を削り、「 2 減免を受けようとする事由を証明する書類を必ず添付してください。」を「 2 減免を受けようとする事由を証明する
注
書類を必ず添付してください。 に改める。

（さいたま市財産規則の一部改正）

第7条 さいたま市財産規則（平成13年さいたま市規則第68号）の一部を次のように改正する。

様式第3号から様式第11号までの規定中「氏 名 ㊦」を「氏
注
名 に改める。

（さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正）

第8条 さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則（平成16年さいたま市規則第84号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第4号から様式第7号までの規定中

「氏名 〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕 電話番号	⑩	を	「氏名 〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕 注 電話番号
--	---	---	---

に改める。

(さいたま市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部改正)

第9条 さいたま市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（平成13年さいたま市規則第77号）の一部を次のように改正する。

様式第2号、様式第6号、様式第7号、様式第10号、様式第13号及び様式第16号中「⑩」を削る。

(さいたま市災害見舞金等支給条例施行規則の一部改正)

第10条 さいたま市災害見舞金等支給条例施行規則（平成13年さいたま市規則第78号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「⑩」を削る。

(さいたま市生活保護法施行細則の一部改正)

第11条 さいたま市生活保護法施行細則（平成13年さいたま市規則第81号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第10号までの規定中「⑩」を削る。

様式第21号中「㊦」を削る。

様式第22号、様式第24号及び様式第26号から様式第28号までの規定中「⑩」を削る。

(さいたま市生活困窮者自立支援法施行細則の一部改正)

第12条 さいたま市生活困窮者自立支援法施行細則（平成27年さいたま市規則第7号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中「⑩」を削る。

様式第7号（その1）から様式第8号までの規定中

「代表者の職・氏名 ⑩」を 「代表者の職・氏名」 に改める。

注 』

(さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例施行規則の一部改正)

第13条 さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例施行規則（令和2年さいたま市規則第45号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号及び様式第4号中

「氏名 印
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕」を

「氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕」に改める。

注 』

(さいたま市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部改正)

第14条 さいたま市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則（平成20年さいたま市規則第57号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第8号までの規定中「㊦」を削る。

様式第9号中「㊦」及び「印」を削る。

様式第10号中「㊦」を削る。

様式第21号中「㊦」を削る。

様式第22号、様式第23号及び様式第25号中「㊦」を削る。

(さいたま市介護老人保健施設・老人福祉施設グリーンヒルうらわ条例施行規則の一部改正)

第15条 さいたま市介護老人保健施設・老人福祉施設グリーンヒルうらわ条例施行規則（平成15年さいたま市規則第69号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号、様式第4号、様式第12号（表）、様式第14号及び様式第15号中「㊦」を削る。

(さいたま市高齢者生きがい活動センター条例施行規則の一部改正)

第16条 さいたま市高齢者生きがい活動センター条例施行規則（平成19年さいたま市規則第23号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

（さいたま市老人憩いの家条例施行規則の一部改正）

第17条 さいたま市老人憩いの家条例施行規則（平成13年さいたま市規則第90号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

（さいたま市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正）

第18条 さいたま市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年さいたま市規則第65号）の一部を次のように改正する。

様式第11号及び様式第15号から様式第18号までの規定中「㊟」を削る。

様式第19号中「㊟ ※6」及び「※6 申請者氏名については自署又は記名押印。」を削る。

様式第20号及び様式第21号中「（自筆による署名又は記名押印）」及び「㊟」を削る。

様式第28号中「㊟」及び「（自署又は記名押印）」を削る。

様式第29号及び様式第30号中「（自署又は記名押印）」及び「㊟」を削る。

様式第31号中「㊟」及び「（自署又は記名押印）」を削る。

様式第32号及び様式第33号中「（自署又は記名押印）」及び「㊟」を削る。

様式第43号、様式第45号及び様式第47号中「㊟」を削る。

（さいたま市大崎むつみの里条例施行規則の一部改正）

第19条 さいたま市大崎むつみの里条例施行規則（平成19年さいたま市規則第65号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号及び様式第4号中「㊟」を削る。

（さいたま市障害者福祉施設春光園条例施行規則の一部改正）

第20条 さいたま市障害者福祉施設春光園条例施行規則（平成13年さいたま市規則第105号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号中「㊟」を削る。

(さいたま市槻の木条例施行規則の一部改正)

第21条 さいたま市槻の木条例施行規則（平成17年さいたま市規則第62号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号中「㊦」を削る。

(さいたま市みずき園条例施行規則の一部改正)

第22条 さいたま市みずき園条例施行規則（平成13年さいたま市規則第108号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号中「㊦」を削る。

(さいたま市さくら草学園管理規則の一部改正)

第23条 さいたま市さくら草学園管理規則（平成13年さいたま市規則第109号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊦」を削る。

(さいたま市杉の子園管理規則の一部改正)

第24条 さいたま市杉の子園管理規則（平成13年さいたま市規則第110号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊦」を削る。

(さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター条例施行規則の一部改正)

第25条 さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター条例施行規則（平成15年さいたま市規則第6号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号中「㊦」を削る。

(さいたま市はるの園条例施行規則の一部改正)

第26条 さいたま市はるの園条例施行規則（平成23年さいたま市規則第4号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊦」を削る。

(さいたま市心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正)

第27条 さいたま市心身障害者扶養共済制度条例施行規則（平成15年さいたま市規則第113号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第6号、様式第9号、様式第10号、様式第14号、様式第17号、様式第20号及び様式第23号から様式第29号までの規定中「㊦」を削る。

(さいたま市心身障害者福祉手当支給条例施行規則の一部改正)

第28条 さいたま市心身障害者福祉手当支給条例施行規則(平成13年さいたま市規則第111号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「氏名 ㊟」を「氏名 注」に改める。

様式第5号及び様式第6号中

「氏名 ㊟」 「氏名
(障害者との続柄)」 を 注 に改める。
(電話番号)」 (障害者との続柄)
(電話番号)」

様式第9号を次のように改める。

様式第9号（第6条関係）

心身障害者福祉手当所得状況等届

年 月 日

（宛先）さいたま市長

受給者住所	
受給者氏名	
個人番号	

所得状況等について、次のとおり届け出ます。

- 年の所得状況について、
- 課税されています。
- 非課税です。（非課税証明を添付します。）

- 現在の重度要介護高齢者手当について、
- 受けています。
- （ 年 月 日から）
- 受けていません。

- 現在の施設入所状況について、
- 入所しています。
- （ 年 月 日から）
- 入所していません。

※ 翌年度分以後、上記の状況等について、届出によることなく市長が調査により把握することに同意される方は、次の同意書に記載してください。

同 意 書

年度分以後のさいたま市中心身障害者福祉手当の支給決定又はその実施に当たり、私の市民税の課税状況、さいたま市重度要介護高齢者手当の受給状況及びさいたま市中心身障害者福祉手当支給条例第3条第1項第2号に規定する施設への入所に関する情報について、市長が必要な調査を行うことに同意します。

年 月 日

受給者氏名

注

(さいたま市中心身障害者医療費支給条例施行規則の一部改正)

第29条 さいたま市中心身障害者医療費支給条例施行規則（平成13年さいたま市規則第112号）の一部を次のように改正する。

「氏名 _____ ㊦
様式第1号中 (受給資格者との続柄) を
(電話番号 _____)」

「氏名 _____
注 _____ に改める。
(受給資格者との続柄 _____)
(電話番号 _____)」

様式第10号中 「氏 名 _____ 印 _____ を
生年月日 _____ 年 月 日」

「氏 名 _____
注 _____ に改める。
生年月日 _____ 年 月 日」

(さいたま市児童福祉法施行細則の一部改正)

第30条 さいたま市児童福祉法施行細則（平成15年さいたま市規則第106号）の一部を次のように改正する。

様式第1号の10、様式第1号の14、様式第5号、様式第8号及び様式第16号中「㊦」を削る。

様式第32号の8から様式第32号の10まで及び様式第33号中「代表者氏名 _____ ㊦」を「代表者氏名 _____ に改める。

注 _____
「代表者氏名 _____ ㊦
様式第34号及び様式第35号中 施設名 _____ を
施設長氏名 _____ ㊦」

「代表者氏名 _____
施設名 _____ に改める。
施設長氏名 _____

注 記

様式第 39 号中「㊟」を削る。

(さいたま市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部改正)

第 31 条 さいたま市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（平成 15 年さいたま市規則第 114 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号、様式第 2 号、様式第 5 号、様式第 9 号、様式第 13 号、様式第 14 号、様式第 17 号、様式第 19 号、様式第 22 号、様式第 25 号及び様式第 28 号中「㊟」を削る。

(さいたま市母子生活支援施設条例施行規則の一部改正)

第 32 条 さいたま市母子生活支援施設条例施行規則（平成 13 年さいたま市規則第 117 号）の一部を次のように改正する。

様式第 11 号中「㊟」を削る。

(さいたま市結核児童療育給付規則の一部改正)

第 33 条 さいたま市結核児童療育給付規則（平成 15 年さいたま市規則第 117 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「㊟」及び「（自署の場合は押印不要）」を削る。

様式第 2 号中「㊟」を削る。

様式第 5 号、様式第 6 号及び様式第 8 号中「㊟」及び「（自署の場合は押印不要）」を削る。

様式第 9 号中「㊟」を削る。

(さいたま市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部改正)

第 34 条 さいたま市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成 27 年さいたま市規則第 69 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号、様式第 4 号及び様式第 6 号から様式第 10 号までの規定中

「代表者氏名 ㊟」を

「代表者氏名」に改める。

注 記

(さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正)

第35条 さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例施行規則(平成20年さいたま市規則第4号)の一部を次のように改正する。

様式第5号中「氏名_____印」を「氏名_____」に改める。
注

(さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の一部改正)

第36条 さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則(平成13年さいたま市規則第123号)の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号までの規定中「氏名_____」を
「氏名_____」に改める。
注

様式第11号中「氏名_____」を
生年月日_____年 月 日
電話番号_____

「氏名_____」を
注 _____に改める。

生年月日_____年 月 日
電話番号_____

(さいたま市助産の実施に関する条例施行規則の一部改正)

第37条 さいたま市助産の実施に関する条例施行規則(平成13年さいたま市規則第126号)の一部を次のように改正する。

様式第6号中「㊟」を削る。

(さいたま市国民健康保険高額療養費資金貸付規則の一部改正)

第38条 さいたま市国民健康保険高額療養費資金貸付規則(平成13年さいたま市規則第130号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「㊟」を削る。

(さいたま市国民健康保険出産費資金貸付規則の一部改正)

第39条 さいたま市国民健康保険出産費資金貸付規則(平成13年さいたま市規則

第268号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

様式第2号中「㊟」及び「印」を削る。

様式第4号中「㊟」を削る。

(さいたま市介護保険条例施行規則の一部改正)

第40条 さいたま市介護保険条例施行規則(平成13年さいたま市規則第131号)の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第3号中「㊟」を削る。

様式第5号中「事業者印」を削る。

様式第9号、様式第10号、様式第13号から様式第16号までの規定中「氏名欄のみ記入、押印」を「被保険者の場合は、以下の記入は不要」に改め、「㊟」を削る。

様式第17号中「㊟」を削り、「氏名欄のみ記入、押印」を「被保険者の場合は、以下の記入は不要」に改める。

様式第18号及び様式第18号の2中「㊟」を削る。

様式第18号の3から様式第22号までの規定中「氏名欄のみ記入、押印」を「被保険者の場合は、以下の記入は不要」に改め、「㊟」を削る。

様式第32号(表)、様式第32号(裏)、様式第42号の2、様式第46号及び様式第47号中「㊟」を削る。

(さいたま市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部改正)

第41条 さいたま市後期高齢者医療に関する条例施行規則(平成20年さいたま市規則第65号)の一部を次のように改正する。

様式第10号及び様式第11号中

氏名	㊟
----	---

を

氏名	
	注

に改める。

(さいたま市環境影響評価条例施行規則の一部改正)

第42条 さいたま市環境影響評価条例施行規則(平成17年さいたま市規則第26

号)の一部を次のように改正する。

様式第5号(その1)中「㊦」を削る。

様式第5号(その2)中「㊦」を削る。

様式第6号(その1)中「㊦」を削る。

様式第6号(その2)中「㊦」を削る。

様式第7号(その1)中「㊦」を削る。

様式第7号(その2)中「㊦」を削る。

様式第8号及び様式第9号(その1)中「㊦」を削る。

様式第9号(その2)中「㊦」を削る。

様式第9号(その3)から様式第14号(その2)まで及び様式第16号(その1)中「㊦」を削る。

様式第16号(その2)中「㊦」を削る。

(さいたま市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例施行規則の一部改正)

第43条 さいたま市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例施行規則(平成27年さいたま市規則第75号)の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第5号まで、様式第7号及び様式第9号から様式第11号までの規定中「㊦」を削る。

(さいたま市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則の一部改正)

第44条 さいたま市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則(平成16年さいたま市規則第78号)の一部を次のように改正する。

様式第4号、様式第5号、様式第8号及び様式第9号中「㊦」を削る。

(さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例施行規則の一部改正)

第45条 さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例施行規則(平成15年さいたま市規則第8号)の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第2号(1)、様式第3号から様式第6号まで、様式第8号から様式第10号(1)まで及び様式第11号中「㊦」を削る。

(さいたま市立高等看護学院学則の一部改正)

第46条 さいたま市立高等看護学院学則(平成13年さいたま市規則第135号)

の一部を次のように改正する。

様式第5号中「㊟」を削り、「2 保証人となる方が自署・押印してください。」を「2 氏名欄について、自署でない場合は押印が必要です。」に改める。

様式第6号を次のように改める。

様式第6号（第17条関係）

休 学 願 書

年 月 日

（宛先）さいたま市立高等看護学院長

学年

本人 氏 名

保証人 氏 名

次のとおり休学したいので、許可して下さるようお願いいたします。

- 1 休学期間 年 月 日から
年 月 日まで

2 理 由

（添付書類）

医師の診断書（休学理由が傷病であるとき）

注

様式第 8 号を次のように改める。

様式第8号（第18条関係）

復 学 願 書

年 月 日

(宛先) さいたま市立高等看護学院長

学年

本人氏名

保証人氏名

次のとおり復学したいので、許可して下さるようお願いいたします。

理 由

(添付書類)

医師の診断書(傷病が治ったとき)

注

様式第10号を次のように改める。

退 学 ・ 転 学 届 書

年 月 日

（宛先）さいたま市立高等看護学院長

学年

本人氏名

保証人氏名

次のとおり
退学
転学
したいので届け出ます。

1 理 由

2 希望年月日

（添付書類）

医師の診断書（退学理由が病気の場合）

注

様式第13号中「氏名 ㊟」を「氏名 注」に改める。

(さいたま市立高等看護学院学生寮管理規則の一部改正)

第47条 さいたま市立高等看護学院学生寮管理規則（平成13年さいたま市規則第136号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「氏名 ㊟」を「氏名」に改め、

「

保 証 人 (保護者)	住 所	
	氏 名	㊟
	続 柄	
	電話番号	— —

を

」

「

保 証 人 (保護者)	住 所	
	氏 名	
	続 柄	
	電話番号	— —

に

注

」

改める。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第4条関係）

誓 約 書

桜花寮入寮中は、さいたま市立高等看護学院学生寮管理規則を守り、もし、これに違反するようなことがあったときは、退寮させられても異存ありません。

上記のとおり誓約いたします。

年 月 日

（宛先）さいたま市立高等看護学院長

第 学年

入寮者

氏 名

住 所

保 証 人 氏 名

（保護者）

続 柄

注

様式第4号中「氏名 ㊟」を「氏名 」に改め、

「

保 証 人 (保護者)	住 所	
	氏 名	㊟
	続 柄	
	電話番号	— —

を

「

保 証 人 (保護者)	住 所	
	氏 名	
	続 柄	
	電話番号	— —

に

注

改める。

様式第5号中「㊟」を削る。

(さいたま市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則の一部改正)

第48条 さいたま市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則（平成19年さいたま市規則第16号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

(さいたま市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正)

第49条 さいたま市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（平成15年さいたま市規則第74号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「氏 名 ㊟」を「氏 名 」に改める。

注

様式第2号、様式第10号及び様式第12号中「㊟」を削る。

様式第15号中「氏 名 ㊟」を「氏 名 」に改める。

注

様式第17号、様式第19号、様式第21号から第26号まで、様式第30号か

ら様式第32号まで、様式第34号、様式第35号、様式第38号及び様式第39号中「㊟」を削る。

(さいたま市医療法施行細則の一部改正)

第50条 さいたま市医療法施行細則（平成14年さいたま市規則第57号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号まで及び様式第5号から様式第16号までの規定中「㊟」を削る。

様式第17号中「印」を削る。

様式第18号から様式第44号までの規定中「㊟」を削る。

(さいたま市死体解剖保存法施行細則の一部改正)

第51条 さいたま市死体解剖保存法施行細則（平成14年さいたま市規則第58号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号までの規定中「㊟」を削る。

(さいたま市歯科技工士法施行細則の一部改正)

第52条 さいたま市歯科技工士法施行細則（平成14年さいたま市規則第59号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号までの規定中「㊟」を削る。

(さいたま市臨床検査技師等に関する法律施行細則の一部改正)

第53条 さいたま市臨床検査技師等に関する法律施行細則（平成14年さいたま市規則第60号）の一部を次のように改正する。

様式第2号から様式第6号までの規定中「㊟」を削る。

(さいたま市あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部改正)

第54条 さいたま市あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則（平成14年さいたま市規則第61号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第5号までの規定中「㊟」を削る。

(さいたま市柔道整復師法施行細則の一部改正)

第55条 さいたま市柔道整復師法施行細則（平成14年さいたま市規則第62号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号までの規定中「㊦」を削る。

(さいたま市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部改正)

第56条 さいたま市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（平成14年さいたま市規則第64号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号中「㊦」及び備考を削る。

(さいたま市化製場等に関する法律施行細則の一部改正)

第57条 さいたま市化製場等に関する法律施行細則（平成14年さいたま市規則第71号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第2号、様式第4号から様式第8号まで、様式第10号及び様式第11号中「氏名 ㊦」を「氏名 注」に改める。

(さいたま市旅館業法施行細則の一部改正)

第58条 さいたま市旅館業法施行細則（平成14年さいたま市規則第72号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号、様式第4号、様式第7号及び様式第8号中「氏名 ㊦」を「氏名 注」に改める。

(さいたま市公衆浴場法施行細則の一部改正)

第59条 さいたま市公衆浴場法施行細則（平成14年さいたま市規則第73号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号から様式第6号までの規定中「氏名 ㊦」を「氏名 注」に改める。

(さいたま市温泉法施行細則の一部改正)

第60条 さいたま市温泉法施行細則（平成14年さいたま市規則第74号）の一部を次のように改正する。

様式第3号から様式第7号（その2）までの規定中「氏名 ㊦」を

「氏名」に改める。

注」

(さいたま市興行場法施行細則の一部改正)

第61条 さいたま市興行場法施行細則（平成14年さいたま市規則第75号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号から様式第6号までの規定中「氏名」を「氏名」に改める。

注」

(さいたま市理容師法施行細則の一部改正)

第62条 さいたま市理容師法施行細則（平成14年さいたま市規則第76号）の一部を次のように改正する。

様式第2号から様式第5号までの規定中「氏名」を「氏名注」

に改める。

」

様式第6号中「代表者の氏名」を「代表者の氏名注」

に改める。

」

様式第7号及び様式第8号中「氏名」を「氏名注」

に改める。

」

(さいたま市美容師法施行細則の一部改正)

第63条 さいたま市美容師法施行細則（平成14年さいたま市規則第77号）の一部を次のように改正する。

様式第2号から様式第5号までの規定中「氏名」を「氏名注」

に改める。

」
様式第 6 号中「代表者の氏名 ㊟」を「代表者の氏名
注
に改める。

」
様式第 7 号及び様式第 8 号中「氏 名 ㊟」を「氏 名
注
に改める。

」
(さいたま市クリーニング業法施行細則の一部改正)

第 6 4 条 さいたま市クリーニング業法施行細則（平成 1 4 年さいたま市規則第 7 8 号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号、様式第 3 号（表）、様式第 4 号（表）、様式第 5 号及び様式第 6 号
中「氏 名 ㊟」を「氏 名 ㊟」に改める。
注 ㊟

様式第 7 号中「代表者の氏名 ㊟」を「代表者の氏名
注
に改める。

」
(さいたま市専用水道の設置に関する規則の一部改正)

第 6 5 条 さいたま市専用水道の設置に関する規則（平成 1 4 年さいたま市規則第 7 9 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号から様式第 4 号まで及び様式第 7 号中「氏 名 ㊟」を「
氏 名 ㊟」に改める。
注 ㊟

」
(さいたま市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則の一部改正)

第 6 6 条 さいたま市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成 1 7 年さい
たま市規則第 1 1 6 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号から様式第 1 号の 4 まで、様式第 3 号から様式第 4 号の 4 まで、様式

第7号から様式第12号まで、様式第20号及び様式第21号中「代表者の氏名
㊦」を「代表者の氏名
に改める。

注 』

(さいたま市墓地及び納骨堂規則の一部改正)

第67条 さいたま市墓地及び納骨堂規則（平成13年さいたま市規則第139号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第2号、様式第7号、様式第9号、様式第13号、様式第14号、様式第16号及び様式第17号中「㊦」を削る。

(さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第68条 さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成18年さいたま市規則第149号）の一部を次のように改正する。

様式第7号から様式第10号までの規定中「氏名
㊦」を「氏名
に改める。

注 』

(さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則の一部改正)

第69条 さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則（平成13年さいたま市規則第142号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

様式第1号（表）、様式第2号から様式第4号まで、様式第12号、様式第14号、様式第19号から様式第22号まで、様式第24号の5（1）、様式第24号の7、様式第24号の9、様式第24号の10、様式第27号（その1）、様式第28号（その1）、様式第28号の2、様式第28号の3、様式第28号の5（その1）（1）、様式第28号の5（その2）（1）、様式第28号の6（1）、様式第28号の7から様式第28号の9（1）まで、様式第28号の10から様式第28号の12（1）まで、様式第28号の13、様式第28号の14（1）、様式第28号の15（1）、様式第28号の16（1）、様式第28号の17及び様式第28号の19から様式第28号の27までの規定中「㊦」を削る。

(さいたま市浄化槽法施行細則の一部改正)

第70条 さいたま市浄化槽法施行細則（平成14年さいたま市規則第36号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号までの規定中「㊟」を削る。

（さいたま市立病院管理規則の一部改正）

第71条 さいたま市立病院管理規則（平成13年さいたま市規則第145号）の一部を次のように改正する。

様式第2号（その1）及び様式第2号（その2）中「㊟」を削り、「自署及び押印すること」を「自署すること」に改める。

（さいたま市印鑑条例施行規則の一部改正）

第72条 さいたま市印鑑条例施行規則（平成13年さいたま市規則第149号）の一部を次のように改正する。

様式第5号中「㊟」を削る。

（さいたま市認可地縁団体印鑑条例施行規則の一部改正）

第73条 さいたま市認可地縁団体印鑑条例施行規則（平成13年さいたま市規則第150号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「㊟」を削る。

（さいたま市住居表示に関する条例施行規則の一部改正）

第74条 さいたま市住居表示に関する条例施行規則（平成13年さいたま市規則第269号）の一部を次のように改正する。

様式第6号から様式第8号までの規定中「㊟」を削る。

（さいたま市防災センター条例施行規則の一部改正）

第75条 さいたま市防災センター条例施行規則（平成13年さいたま市規則第154号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

（さいたま市自転車等放置防止条例施行規則の一部改正）

第76条 さいたま市自転車等放置防止条例施行規則（平成13年さいたま市規則第155号）の一部を次のように改正する。

様式第4号及び様式第5号中「㊟」を削る。

様式第6号中「氏名 _____ ㊟」を「氏名 _____」に改める。

(さいたま市自転車等駐車場の附置に関する条例施行規則の一部改正)

第77条 さいたま市自転車等駐車場の附置に関する条例施行規則(平成13年さいたま市規則第157号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

(さいたま市宮北与野駅北口地下駐車場条例施行規則の一部改正)

第78条 さいたま市宮北与野駅北口地下駐車場条例施行規則(平成13年さいたま市規則第160号)の一部を次のように改正する。

様式第5号及び様式第6号中「㊟」を削る。

様式第7号中「㊟」を削り、

「3 取扱責任者	氏名	を 電話番号」
	電話番号	

「3 取扱責任者

氏名	に改める。
電話番号	

注

様式第9号中「㊟」を削り、

「4 取扱責任者	氏名	を 電話番号」
	電話番号	

「4 取扱責任者

氏名	に改める。
電話番号	

注

様式第11号中「㊟」を削り、

「3 取扱責任者	氏名	を 電話番号」
	電話番号	

「3 取扱責任者

氏名	に改める。
電話番号	

注

(さいたま市宮桜木駐車場条例施行規則の一部改正)

第79条 さいたま市宮桜木駐車場条例施行規則(平成13年さいたま市規則第161号)の一部を次のように改正する。

様式第4号、様式第6号及び様式第8号中「㊟」を削る。

(さいたま市宮岩槻駅東口公共駐車場条例施行規則の一部改正)

第80条 さいたま市宮岩槻駅東口公共駐車場条例施行規則(平成17年さいたま市

規則第14号)の一部を次のように改正する。

様式第5号及び様式第6号中「㊟」を削る。

様式第7号中「㊟」を削り、 「3 取扱責任者 氏名
電話番号」を

「3 取扱責任者 氏名
電話番号」に改める。

注 「3 取扱責任者」

様式第9号中「㊟」を削り、 「4 取扱責任者 氏名
電話番号」を

「4 取扱責任者 氏名
電話番号」に改める。

注 「4 取扱責任者」

様式第11号中「㊟」を削り、 「3 取扱責任者 氏名
電話番号」を

「3 取扱責任者 氏名
電話番号」に改める。

注 「3 取扱責任者」

(さいたま市営浦和駅東口駐車場条例施行規則の一部改正)

第81条 さいたま市営浦和駅東口駐車場条例施行規則(平成19年さいたま市規則
第105号)の一部を次のように改正する。

様式第5号及び様式第6号中「㊟」を削る。

様式第7号中「㊟」を削り、 「3 取扱責任者 氏名
電話番号」を

「3 取扱責任者 氏名
電話番号」に改める。

注 「3 取扱責任者」

様式第9号中「㊟」を削り、 「4 取扱責任者 氏名
電話番号」を

「4 取扱責任者 氏名
電話番号」に改める。

注 ）」

様式第11号中「㊟」を削り、「3 取扱責任者 氏名
電話番号」を

「3 取扱責任者 氏名
電話番号」に改める。

注 ）」

(さいたま市大宮盆栽美術館条例施行規則の一部改正)

第82条 さいたま市大宮盆栽美術館条例施行規則（平成22年さいたま市規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号、様式第4号、様式第7号、様式第9号、様式第11号及び様式第12号中「印」を削る。

(さいたま市消費生活条例施行規則の一部改正)

第83条 さいたま市消費生活条例施行規則（平成18年さいたま市規則第90号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第5号、様式第8号及び様式第11号中「㊟」を削る。

(さいたま市特定非営利活動促進法施行細則の一部改正)

第84条 さいたま市特定非営利活動促進法施行細則（平成24年さいたま市規則第9号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

(さいたま市農業者トレーニングセンター条例施行規則の一部改正)

第85条 さいたま市農業者トレーニングセンター条例施行規則（平成13年さいたま市規則第183号）の一部を次のように改正する。

様式第7号中「㊟」を削る。

(さいたま市大宮花の丘農林公苑条例施行規則の一部改正)

第86条 さいたま市大宮花の丘農林公苑条例施行規則（平成13年さいたま市規則第186号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

(さいたま市農業近代化資金利子補給条例施行規則の一部改正)

第87条 さいたま市農業近代化資金利子補給条例施行規則(平成13年さいたま市規則第187号)の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号及び様式第4号中「㊦」を削る。

(さいたま市農住組合法施行細則の一部改正)

第88条 さいたま市農住組合法施行細則(平成15年さいたま市規則第125号)の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第2号及び様式第4号から様式第17号までの規定中「㊦」を削る。

(さいたま市鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第89条 さいたま市鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成15年さいたま市規則第146号)の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第8号までの規定中「㊦」を削る。

(さいたま市食肉中央卸売市場業務規程施行規則の一部改正)

第90条 さいたま市食肉中央卸売市場業務規程施行規則(平成13年さいたま市規則第189号)の一部を次のように改正する。

様式第6号、様式第7号、様式第9号及び様式第10号中「氏名又は名称

㊦」を「氏名又は名称

に改める。

注

」

様式第50号中「(関連事業者)

㊦」を「(関連事業者)

注

に改める。

」

様式第51号及び様式第52号中「卸売業者

㊦」を「卸売業者

注

に改める。

」

(さいたま市と畜場条例施行規則の一部改正)

第91条 さいたま市と畜場条例施行規則（平成13年さいたま市規則第190号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「氏名 ㊟」を「氏名 注」に改める。

様式第3号から様式第5号までの規定中「氏名 ㊟ を
(代表者) 」

「氏名 注」に改める。

(代表者)

注」

様式第6号及び様式第7号中「氏名 ㊟」を「氏名 注」

に改める。

」

(さいたま市景観条例等施行規則の一部改正)

第92条 さいたま市景観条例等施行規則（平成22年さいたま市規則第75号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号（表）、様式第4号、様式第6号（表）及び様式第7号中「㊟」を削り、「、電話番号及び代表者印」を「及び電話番号」に改める。

様式第8号（表）中「㊟」を削る。

様式第11号、様式第14号、様式第18号、様式第22号（表）、様式第25号（表）及び様式第29号中「㊟」を削り、「、電話番号及び代表者印」を「及び電話番号」に改める。

様式第31号、様式第33号、様式第34号、様式第36号、様式第39号、様式第41号及び様式第43号中「㊟」を削る。

様式第45号中「㊟」を削り、「、電話番号及び代表者印」を「及び電話番号」に改める。

様式第47号中「㊟」を削る。

様式第49号中「㊟」を削り、「、電話番号及び代表者印」を「及び電話番号」に改める。

(さいたま市屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第93条 さいたま市屋外広告物条例施行規則（平成15年さいたま市規則第13号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第4号、様式第6号、様式第9号、様式第11号から様式第14号まで、様式第16号から様式第20号（表）まで、様式第21号、様式第22号、様式第26号、様式第27号、様式第36号（表）、様式第38号及び様式第39号中「㊟」を削る。

(さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例施行規則の一部改正)

第94条 さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例施行規則（平成13年さいたま市規則第198号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「㊟」を削る。

(さいたま市開発行為の手続に関する条例施行規則の一部改正)

第95条 さいたま市開発行為の手続に関する条例施行規則（平成21年さいたま市規則第68号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第4号、様式第5号、様式第7号、様式第10号、様式第11号、様式第14号から様式第16号まで、様式第18号、様式第19号、様式第21号、様式第22号及び様式第25号中「㊟」を削る。

(さいたま市都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則の一部改正)

第96条 さいたま市都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則（平成21年さいたま市規則第70号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第6号まで、様式第15号及び様式第17号から様式第20号までの規定中「㊟」を削る。

(さいたま市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部改正)

第97条 さいたま市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（平成15年さいたま市規則第20号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第5号及び様式第6号中「㊟」を削る。

(さいたま市都市公園条例施行規則の一部改正)

第98条 さいたま市都市公園条例施行規則（平成13年さいたま市規則第201号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 2 号中「㊟」を削る。

様式第 2 3 号及び様式第 2 7 号中「印」を削る。

(さいたま市高齢者いきいの公園条例施行規則の一部改正)

第 9 9 条 さいたま市高齢者いきいの公園条例施行規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 2 0 2 号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号中「印」を削る。

(さいたま市地域プール条例施行規則の一部改正)

第 1 0 0 条 さいたま市地域プール条例施行規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 2 0 3 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号及び様式第 2 号中「印」を削る。

(さいたま市大宮公園サッカー場条例施行規則の一部改正)

第 1 0 1 条 さいたま市大宮公園サッカー場条例施行規則（平成 1 5 年さいたま市規則第 1 2 1 号）の一部を次のように改正する。

様式第 9 号及び様式第 1 0 号中「印」を削る。

様式第 1 2 号中「㊟」を削る。

(さいたま市みどりの条例施行規則の一部改正)

第 1 0 2 条 さいたま市みどりの条例施行規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 2 0 5 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中 「氏 名 ㊟」を 「氏 名 電話番号 注」に改める。

様式第 3 号から様式第 6 号までの規定中「氏 名 ㊟」を

「氏 名 注」に改める。

様式第 7 号、様式第 8 号及び様式第 1 0 号中「㊟」を削る。

(さいたま市生産緑地法施行細則の一部改正)

第 1 0 3 条 さいたま市生産緑地法施行細則（平成 1 3 年さいたま市規則第 2 0 6 号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第5号までの規定中「㊟」を削る。

(さいたま市土地区画整理事業資金等貸付規則の一部改正)

第104条 さいたま市土地区画整理事業資金等貸付規則（平成13年さいたま市規則第210号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「氏名 ㊟」を「氏名 注」に改める。

(さいたま市道路占用料徴収条例施行規則の一部改正)

第105条 さいたま市道路占用料徴収条例施行規則（平成13年さいたま市規則第213号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号中「㊟」を削る。

(さいたま市道路占用規則の一部改正)

第106条 さいたま市道路占用規則（平成13年さいたま市規則第214号）の一部を次のように改正する。

様式第3号から様式第5号までの規定中「㊟」を削る。

(さいたま市建築基準法施行細則の一部改正)

第107条 さいたま市建築基準法施行細則（平成13年さいたま市規則第215号）の一部を次のように改正する。

様式第12号中「㊟」を削る。

様式第13号中「

申請者住所・氏名	印
代理者住所・氏名	印
図面作成者住所・氏名	印

」を

「

申請者住所・氏名	
代理者住所・氏名	
図面作成者住所・氏名	

」に改める。

様式第14号から様式第14号の3までの規定中「㊟」を削る。

様式第15号（その1）、様式第16号（その1）、様式第17号及び様式第18号中「㊟」を削る。

様式第19号中「㊟」を削る。

様式第20号及び様式第21号中「㊦」を削る。

様式第22号中「印」を削る。

様式第23号中「㊦」を削る。

(さいたま市埼玉県南卸売団地特別業務地区建築条例施行規則の一部改正)

第108条 さいたま市埼玉県南卸売団地特別業務地区建築条例施行規則（平成15年さいたま市規則第166号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号から様式第5号までの規定中「㊦」を削る。

(さいたま市与野カーディーラー通り特別用途地区建築条例施行規則の一部改正)

第109条 さいたま市与野カーディーラー通り特別用途地区建築条例施行規則（平成13年さいたま市規則第217号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号から様式第5号までの規定中「㊦」を削る。

(さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の一部改正)

第110条 さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例施行規則（平成13年さいたま市規則第218号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号から様式第5号までの規定中「㊦」を削る。

(さいたま市ホテル等建築適正化条例施行規則の一部改正)

第111条 さいたま市ホテル等建築適正化条例施行規則（平成13年さいたま市規則第221号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊦」を削る。

(さいたま市中高層建築物の建築及び大規模開発行為等に係る紛争の防止及び調整に関する条例施行規則の一部改正)

第112条 さいたま市中高層建築物の建築及び大規模開発行為等に係る紛争の防止及び調整に関する条例施行規則（平成21年さいたま市規則第71号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第4号から様式第8号まで、様式第11号から様式第13号まで、様式第16号、様式第19号、様式第21号及び様式第23号中「㊦」を削る。

(さいたま市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部改正)

第113号 さいたま市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成24年さ

いたま市規則第116号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削り、

「備考1 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)を自署することにより、押印を省略することができます。」

2 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則別記様式第5の第2面から第6面までに記載すべき事項を記載した書類及び変更の内容がわかる図書を添えてください。」

を

「備考 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則別記様式第5の第2面から第6面までに記載すべき事項を記載した書類及び変更の内容がわかる図書を添えてください。」

に改める。

様式第3号及び様式第5号中「㊟」を削り、

「備考

1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

2 申請者の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。」

を

「備考 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。」

に改める。

様式第6号中「㊟」及び「備考 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)を自署することにより、押印を省略することができます。」を削る。

様式第7号中「㊟」を削り、

「備考

1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

2 申請者の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。」

を

「備考 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。」

に改める。

(さいたま市改良住宅附属店舗管理規則の一部改正)

第114条 さいたま市改良住宅附属店舗管理規則(平成13年さいたま市規則第227号)の一部を次のように改正する。

様式第4号中「㊦」を削り、

「3 緊急連絡先となる者は、使用者と連絡がとれないとき等に、市と使用者が連絡をとれるように調整することを承諾します。」

を

「3 緊急連絡先となる者は、使用者と連絡がとれないとき等に、市と使用者が連絡をとれるように調整することを承諾します。」

注

に改める。

様式第5号中「㊦」を削り、「3 変更理由」を「3 変更理由」に改める。

注

様式第8号及び様式第11号中「氏名」を「氏名

注

に改める。

」

(さいたま市浸水住宅改良資金融資条例施行規則の一部改正)

第115条 さいたま市浸水住宅改良資金融資条例施行規則(平成13年さいたま市規則第228号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊦」を削る。

様式第5号中「㊦」を削る。

様式第6号中「㊦」及び「㊦」を削る。

様式第7号及び様式第8号中「㊦」を削る。

様式第11号及び様式第12号中「㊦」を削る。

(さいたま市優良宅地造成等認定規則の一部改正)

第116条 さいたま市優良宅地造成等認定規則(平成13年さいたま市規則第229号)の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号(表)まで、様式第7号及び様式第9号から様式第11号までの規定中「㊟」を削る。

(さいたま市特定の民間再開発事業認定規則の一部改正)

第117条 さいたま市特定の民間再開発事業認定規則(平成14年さいたま市規則第41号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(表)中「㊟」を削る。

様式第1号(裏)備考の9の次に次のように加える。

10 氏名の記載を自署で行わない場合は、記名押印すること。

様式第4号中「㊟」を削り、備考を次のように改める。

備考

1 申請者が法人である場合においては、「住所」の欄には当該法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」の欄には当該法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 氏名の記載を自署で行わない場合は、記名押印すること。

(さいたま市特定民間再開発事業及び地区外転出事情認定規則の一部改正)

第118条 さいたま市特定民間再開発事業及び地区外転出事情認定規則(平成14年さいたま市規則第42号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(表)中「㊟」を削る。

様式第1号(裏)備考の8の次に次のように加える。

9 氏名の記載を自署で行わない場合は、記名押印すること。

様式第2号中「㊟」を削り、備考の2の次に次のように加える。

3 氏名の記載を自署で行わない場合は、記名押印すること。

様式第6号中「㊟」を削り、備考を次のように改める。

備考

1 申請者が法人である場合においては、「住所」の欄には当該法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」の欄には当該法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 氏名の記載を自署で行わない場合は、記名押印すること。

(さいたま市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部改正)

第119条 さいたま市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年さいたま市規則第76号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号及び様式第4号中「㊟」を削り、

「備考

- 1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。」

を

「備考 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。」に改める。

（さいたま市下水道条例施行規則の一部改正）

第120条 さいたま市下水道条例施行規則（平成13年さいたま市規則第230号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「氏名 ㊟」を「氏名 注」に

改める。

様式第2号中「氏名 ㊟」を「氏名 注」に、

「

指定工事店	
住所	
氏名	
電話	

 ㊟」を「

指定工事店	
住所	
氏名	
電話	
注	

」に

改める。

様式第5号中「氏名 ㊟」を「氏名 注」に

改める。

様式第6号中「氏名 ㊟」を「氏名 注」に、

指定工事店	
住所	
氏名	
電話	㊟

を

指定工事店	
住所	
氏名	
電話	
	注

に、

検査職員	㊟
	㊟
立会人氏名	㊟

を

検査職員	
立会人氏名	

に

改める。

様式第8号から様式第11号までの規定中「氏名 ㊟」を「氏名」に改める。

注

様式第12号中「氏名 ㊟」を「氏名 注」

に、「

除害施設施工者	㊟
指定工事店	㊟

を

除害施設施工者	
指定工事店	

に改める。

様式第13号、様式第14号、様式第16号から様式第18号まで、様式第20号及び様式第22号中「氏名 ㊟」を「氏名 注」

に改める。

」

様式第23号中「氏名 ㊟」を「氏名 注」

に、「

氏名	印
----	---

を

」

「

氏名	
	注

に改める。

様式第 2 3 号の 3 中「氏 名 ㊟」を「氏 名 注

に改める。

」

様式第 2 4 号中「氏 名 ㊟」を「氏 名 注

」

に、

「 工事完了後は、取付管をさいたま市に帰属することに異議ありません。
氏名 ㊟ を

「 工事完了後は、取付管をさいたま市に帰属することに異議ありません。
氏名 に
注

改める。

(さいたま市下水道排水設備指定工事店条例施行規則の一部改正)

第 1 2 1 条 さいたま市下水道排水設備指定工事店条例施行規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 2 3 1 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号、様式第 3 号から様式第 5 号まで、様式第 7 号及び様式第 9 号中

「氏 名 ㊟」を「氏 名 注」に改める。

(さいたま市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 2 2 条 さいたま市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 2 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「署名押印する」を「署名する」に改める。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第 2 号中「

	㊦
--	---

」を「

注

」

に改める。

様式第 8 号及び様式第 10 号中「氏 名 ㊦」を「氏 名 注」に改める。

」

様式第 12 号中

「新受益者 住 所 氏 名 ㊦」を
 「新受益者 住 所 氏 名 」に、
 「旧受益者 住 所 氏 名 ㊦」を
 「旧受益者 住 所 氏 名 」に、
 「土地所有者 住 所 氏 名 ㊦」を
 「土地所有者 住 所 氏 名 注」に改める。

様式第 13 号中「氏 名 ㊦」を「氏 名 注」に改

める。

(さいたま市水洗便所改造資金貸付条例施行規則の一部改正)

第 123 条 さいたま市水洗便所改造資金貸付条例施行規則（平成 13 年さいたま市規則第 233 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「㊦」を削り、「注 申請に係る建築物及びその建築物の存する土地が申請人の所有でない場合には、それぞれの所有者の同意を得ていること。」を「注」に改める。

様式第 7 号及び様式第 8 号中「氏名（名称） _____ ㊦」を「氏名（名称 注

） _____ に改める。

」

(さいたま市南下新井污水处理施設条例施行規則の一部改正)

第124条 さいたま市南下新井污水处理施設条例施行規則（平成17年さいたま市規則第43号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「氏名 ㊟」を「氏名 注」に、

指定工事店 住所 氏名 電話 ㊟	を	指定工事店 住所 氏名 電話 注	に
---------------------------	---	------------------------------	---

改める。

様式第4号中

「氏名 ㊟」を
「氏名 注」に改める。

様式第5号中「氏名 ㊟」を「氏名 注」に、

指定工事店 住所 氏名 電話 ㊟	を	指定工事店 住所 氏名 電話 注	に、
---------------------------	---	------------------------------	----

検査職員 ㊟ 立会人氏名 ㊟	を	検査職員 立会人氏名	に
-------------------	---	---------------	---

改める。

様式第7号及び様式第7号の2中「氏名 ㊟」を「氏名 注」に、

に改める。

」

様式第8号中「氏名 ㊟」を「氏名 注」に、

「

氏名	印
----	---

」を「

氏名	注
----	---

」

に改める。

様式第9号中「氏名 ㊟」を「氏名 注」に、

「

工事完了後は、取付管をさいたま市に帰属することに異議ありません。 氏名 ㊟
--

」を

「

工事完了後は、取付管をさいたま市に帰属することに異議ありません。 氏名
注

」に

改める。

(さいたま市危険物の規制に関する規則の一部改正)

第125条 さいたま市危険物の規制に関する規則(平成13年さいたま市規則第245号)の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第5号、様式第8号、様式第9号、様式第10号の3及び様式第16号から様式第18号までの規定中「㊟」を削る。

(さいたま市火薬類取締法施行細則の一部改正)

第126条 さいたま市火薬類取締法施行細則(平成29年さいたま市規則第65号)の一部を次のように改正する。

様式第6号中「署名印」を「氏名」に改める。

様式第10号、様式第12号から様式第17号まで、様式第19号及び様式第21号から様式第36号までの規定中「㊟」を削る。

(さいたま市高圧ガス保安法施行細則の一部改正)

第127条 さいたま市高圧ガス保安法施行細則(平成30年さいたま市規則第52

号)の一部を次のように改正する。

様式第10号、様式第11号及び様式第13号から様式第18号までの規定中「㊟」を削る。

(さいたま市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第128条 さいたま市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則(平成30年さいたま市規則第53号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第5号から様式第8号までの規定中「㊟」を削る。

(さいたま市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部改正)

第129条 さいたま市消防団員等公務災害補償条例施行規則(平成13年さいたま市規則第250号)の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第2号、様式第4号、様式第6号及び様式第7号中「㊟」を削る。

様式第8号中「㊟」を削り、

住	所	印

を

住	所

に改める。

様式第9号中「㊟」を削り、

住	所	印

を

住	所

に改める。

様式第12号から様式第17号までの規定中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

さいたま市規則第33号

さいたま市事務分掌規則の一部を改正する規則

さいたま市事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第86号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(内部組織)</p> <p>第1条 <u>さいたま市事務分掌条例</u>（平成14年さいたま市条例第74号）第1条に規定する局等の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>都市戦略本部</p> <p>[略]</p> <p><u>デジタル改革推進部</u></p> <p>[略]</p> <p>市民局</p> <p>市民生活部</p> <p>[略]</p> <p>市民協働推進課</p> <p><u>管理係</u></p> <p>協働係</p> <p>[略]</p> <p>スポーツ文化局</p> <p>[略]</p> <p>文化部</p> <p>文化振興課</p> <p>文化振興係</p> <p><u>文化政策係</u></p> <p>文化施設係</p> <p>[略]</p> <p>保健福祉局</p> <p>[略]</p> <p>福祉部</p> <p>[略]</p>	<p>(内部組織)</p> <p>第1条 <u>さいたま市事務分掌条例</u>（平成14年さいたま市条例第74号）第1条に規定する局等の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>都市戦略本部</p> <p>[略]</p> <p><u>情報政策部</u></p> <p>[略]</p> <p>市民局</p> <p>市民生活部</p> <p>[略]</p> <p>市民協働推進課</p> <p>協働係</p> <p>[略]</p> <p>スポーツ文化局</p> <p>[略]</p> <p>文化部</p> <p>文化振興課</p> <p>文化振興係</p> <p>文化施設係</p> <p><u>国際芸術祭開催準備室</u></p> <p>[略]</p> <p>保健福祉局</p> <p>[略]</p> <p>福祉部</p> <p>[略]</p>

生活福祉課
適正化推進係
保護係
自立支援係

[略]

環境局

環境共生部

環境創造政策課

総務係

環境政策係

ゼロカーボン推進係

[略]

経済局

商工観光部

経済政策課

総務係

経済企画係

施設整備準備係

[略]

第3条 都市戦略本部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

都市戦略本部

[略]

デジタル改革推進部

(1) デジタルトランスフォーメーションその他のICT政策に係る総合的な企画、推進及び調整に関すること。

(2)～(8) [略]

(9) データ活用の推進に関すること。

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

[略]

第6条 市民局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

市民局

市民生活部

[略]

市民協働推進課

(1)～(5) [略]

(6) 市民活動サポートセンターの管理に関すること。

[略]

生活福祉課

管理係

保護・適正化推進係

自立支援係

[略]

環境局

環境共生部

環境創造政策課

総務係

環境政策係

温暖化対策係

[略]

経済局

商工観光部

経済政策課

総務係

経済企画係

[略]

第3条 都市戦略本部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

都市戦略本部

[略]

情報政策部

(1) 情報化に係る総合的な企画、推進及び調整に関すること。

(2)～(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) データ活用の推進に関すること。

[略]

第6条 市民局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

市民局

市民生活部

[略]

市民協働推進課

(1)～(5) [略]

[略]

第6条の2 スポーツ文化局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

スポーツ文化局

[略]

文化部

[略]

[略]

第7条 保健福祉局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

保健福祉局

[略]

福祉部

福祉総務課

(1)～(8) [略]

(9) 社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会との連絡調整に関すること。

(10)～(12) [略]

生活福祉課

(1)～(7) [略]

(8) 日常生活支援住居施設の認定に関すること。

(9) [略]

長寿応援部

高齢福祉課

(1)～(5) [略]

(6) 高齢者の社会参加及び生きがいづくり等の推進に関すること。

(7)～(15) [略]

[略]

いきいき長寿推進課

(1)～(7) [略]

[略]

第8条 環境局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

環境局

[略]

資源循環推進部

[略]

廃棄物対策課

第6条の2 スポーツ文化局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

スポーツ文化局

[略]

文化部

[略]

国際芸術祭開催準備室

(1) 国際芸術祭の開催に関すること。

[略]

第7条 保健福祉局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

保健福祉局

[略]

福祉部

福祉総務課

(1)～(8) [略]

(9) 社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会との連絡調整（包括・在支総合支援センター業務に係るものを除く。）に関すること。

(10)～(12) [略]

生活福祉課

(1)～(7) [略]

(8) [略]

長寿応援部

高齢福祉課

(1)～(5) [略]

(6) 高齢者の社会参加及び生きがい対策等の推進に関すること。

(7)～(15) [略]

[略]

いきいき長寿推進課

(1)～(7) [略]

(8) 社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会との連絡調整（包括・在支総合支援センター業務に係るものに限る。）に関すること。

[略]

第8条 環境局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

環境局

[略]

資源循環推進部

[略]

廃棄物対策課

(1)～(10) [略]

(11) 西清掃事務所、東清掃事務所及び大崎清掃事務所とのごみ収集に係る連絡調整に関すること。
[略]

第9条 経済局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

経済局

商工観光部

[略]

観光国際課

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

[略]

第10条 都市局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

都市局

[略]

まちづくり推進部

[略]

市街地整備課

(1)～(6) [略]

(7) 都市開発事業に係る統合補助金の総合調整に関すること。

(8) [略]

[略]

第11条 建設局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

建設局

技術管理課

(1)・(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) 公共事業評価審議会に関すること。

(1)～(10) [略]

(11) 西清掃事務所、東清掃事務所及び大崎清掃事務所との連絡に関すること。
[略]

第9条 経済局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

経済局

商工観光部

[略]

観光国際課

(1) [略]

(2) 観光振興ビジョンに関すること。

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) 国際化推進基本計画に関すること。

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

[略]

第10条 都市局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

都市局

[略]

まちづくり推進部

[略]

市街地整備課

(1)～(6) [略]

(7) 都市開発事業に係る統合補助金の総合調整に関すること。

(8) [略]

[略]

第11条 建設局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

建設局

技術管理課

(1)・(2) [略]

(3) 公共工事のコスト縮減対策の推進に関すること。

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

[略]

(職員)

第13条 [略]

2～10 [略]

11 前項に定める者のほか、都市戦略本部都市経営戦略部、都市戦略本部行財政改革推進部、都市戦略本部デジタル改革推進部、都市戦略本部未来都市推進部、市民局区政推進部又はスポーツ文化局オリンピック・パラリンピック部に主幹又は主査を置くことができる。

12・13 [略]

14 前各項に定める者のほか、都市戦略本部都市経営戦略部、都市戦略本部行財政改革推進部、都市戦略本部デジタル改革推進部、都市戦略本部未来都市推進部、市民局区政推進部、スポーツ文化局オリンピック・パラリンピック部、課又は室に主任、主事、技師その他所要の職員を置くことができる。

15 [略]

(職務)

第14条 [略]

2～4 [略]

5 情報統括監は、上司の命を受け、デジタルトランスフォーメーションその他のICT政策の推進、情報セキュリティ対策、データ活用の推進等に係る事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。

6～13 [略]

[略]

(職員)

第13条 [略]

2～10 [略]

11 前項に定める者のほか、都市戦略本部都市経営戦略部、都市戦略本部行財政改革推進部、都市戦略本部情報政策部、都市戦略本部未来都市推進部、市民局区政推進部又はスポーツ文化局オリンピック・パラリンピック部に主幹又は主査を置くことができる。

12・13 [略]

14 前各項に定める者のほか、都市戦略本部都市経営戦略部、都市戦略本部行財政改革推進部、都市戦略本部情報政策部、都市戦略本部未来都市推進部、市民局区政推進部、スポーツ文化局オリンピック・パラリンピック部、課又は室に主任、主事、技師その他所要の職員を置くことができる。

15 [略]

(職務)

第14条 [略]

2～4 [略]

5 情報統括監は、上司の命を受け、情報化の推進、情報セキュリティ対策、データ活用の推進等に係る事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。

6～13 [略]

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

さいたま市規則第34号

さいたま市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則

さいたま市事業所事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第87号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(内部組織)</p> <p>第3条 事業所の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>保健福祉局</p> <p>保健部</p> <p>[略]</p> <p style="padding-left: 2em;">こころの健康センター</p> <p style="padding-left: 2em;">管理係</p> <p style="padding-left: 2em;">精神保健福祉係</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>地域支援係</u></p> <p style="padding-left: 2em;">子ども精神保健相談係</p> <p>[略]</p> <p>子ども未来局</p> <p style="padding-left: 2em;">子ども家庭総合センター</p> <p>[略]</p> <p style="padding-left: 2em;">南部児童相談所</p> <p style="padding-left: 2em;">管理係</p> <p style="padding-left: 2em;">企画調整係</p> <p style="padding-left: 2em;">心理相談係</p> <p style="padding-left: 2em;">家庭支援第1係</p> <p style="padding-left: 2em;">家庭支援第2係</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>家庭支援第3係</u></p> <p style="padding-left: 2em;">里親推進係</p> <p style="padding-left: 2em;">児童保護第1係</p> <p style="padding-left: 2em;">児童保護第2係</p> <p>[略]</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第4条 事業所の分掌事務は、おおむね次のとおり</p>	<p>(内部組織)</p> <p>第3条 事業所の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>保健福祉局</p> <p>保健部</p> <p>[略]</p> <p style="padding-left: 2em;">こころの健康センター</p> <p style="padding-left: 2em;">管理係</p> <p style="padding-left: 2em;">精神保健福祉係</p> <p style="padding-left: 2em;">子ども精神保健相談係</p> <p>[略]</p> <p>子ども未来局</p> <p style="padding-left: 2em;">子ども家庭総合センター</p> <p>[略]</p> <p style="padding-left: 2em;">南部児童相談所</p> <p style="padding-left: 2em;">管理係</p> <p style="padding-left: 2em;">企画調整係</p> <p style="padding-left: 2em;">心理相談係</p> <p style="padding-left: 2em;">家庭支援第1係</p> <p style="padding-left: 2em;">家庭支援第2係</p> <p style="padding-left: 2em;">里親推進係</p> <p style="padding-left: 2em;">児童保護第1係</p> <p style="padding-left: 2em;">児童保護第2係</p> <p>[略]</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第4条 事業所の分掌事務は、おおむね次のとおり</p>

とする。

[略]

市民局

市民生活部

[略]

[略]

都市局

[略]

まちづくり推進部

日進・指扇周辺まちづくり事務所

(1)~(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

[略]

都心整備部

浦和駅周辺まちづくり事務所

(1)~(4) [略]

(5) 浦和駅周辺地区のまちづくりの用地取得及び管理に関すること。

大宮駅東口まちづくり事務所

(1) 大宮駅周辺地区（東口）の都心の整備に関すること。

(2) 大宮駅東口周辺地区のまちづくりの推進に関すること。

(3) 大宮駅東口周辺地区の市街地再開発事業に関すること。

(4) [略]

(5) 大宮駅東口周辺地区のまちづくりの用地取得及び管理に関すること。

[略]

別表第1（第2条関係）

所属	第1類 事業所	第2類 事業所	第3類 事業所
[略]			
市民局市民生活部人権政策・男女共同参画課	[略]		

とする。

[略]

市民局

市民生活部

[略]

市民協働推進課市民活動サポートセンター

(1) センターの管理及び運営に関すること。

(2) 使用料の収納に関すること。

[略]

都市局

[略]

まちづくり推進部

日進・指扇周辺まちづくり事務所

(1)~(3) [略]

(4) 大宮西部地区との調整に関すること。

(5) [略]

(6) [略]

[略]

都心整備部

浦和駅周辺まちづくり事務所

(1)~(4) [略]

(5) 浦和駅周辺地区の市街地再開発事業の用地取得及び管理に関すること。

大宮駅東口まちづくり事務所

(1) 大宮駅周辺地区（東口）の都心の整備（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

(2) 大宮駅東口周辺地区のまちづくりの推進（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

(3) 大宮駅東口周辺地区の市街地再開発事業（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

(4) [略]

(5) 大宮駅東口周辺地区のまちづくりの用地取得及び管理（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

[略]

別表第1（第2条関係）

所属	第1類 事業所	第2類 事業所	第3類 事業所
[略]			
市民局市民生活部人権政策・男女共同参画課	[略]		
市民局市民生活部市民協働推進課			市民活動サポートセンター

[略]

別表第3（第7条関係）

事業所	事業所に置かれる長
東京事務所 北部市税事務所 南部市税事務所 消費生活総合センター 男女共同参画推進センター 浦和消費生活センター 岩槻消費生活センター 健康科学研究センター 思い出の里市営霊園事務所 大宮聖苑管理事務所 食肉衛生検査所 こころの健康センター 動物愛護ふれあいセンター 障害者更生相談センター 障害者総合支援センター 子ども家庭総合センター 総合療育センターひまわり学園 北部児童相談所 南部児童相談所 療育センターさくら草 西清掃事務所 東清掃事務所 大崎清掃事務所 西部環境センター 東部環境センター クリーンセンター大崎 大宮南部浄化センター クリーンセンター西堀 計量検査所 農業者トレーニングセンター 見沼グリーンセンター 北部都市・公園管理事務所 南部都市・公園管理事務所 車両対策事務所 日進・指扇周辺まちづくり事務所 浦和東部まちづくり事務所 東浦和まちづくり事務所 浦和西部まちづくり事務所 与野まちづくり事務所 岩槻まちづくり事務所 浦和駅周辺まちづくり事務所 大宮駅東口まちづくり事務所 大宮駅西口まちづくり事務所 北部建設事務所 南部建設事務所	[略]
[略]	

[略]

別表第3（第7条関係）

事業所	事業所に置かれる長
東京事務所 北部市税事務所 南部市税事務所 消費生活総合センター 男女共同参画推進センター <u>市民活動サポートセンター</u> 浦和消費生活センター 岩槻消費生活センター 健康科学研究センター 思い出の里市営霊園事務所 大宮聖苑管理事務所 食肉衛生検査所 こころの健康センター 動物愛護ふれあいセンター 障害者更生相談センター 障害者総合支援センター 子ども家庭総合センター 総合療育センターひまわり学園 北部児童相談所 南部児童相談所 療育センターさくら草 西清掃事務所 東清掃事務所 大崎清掃事務所 西部環境センター 東部環境センター クリーンセンター大崎 大宮南部浄化センター クリーンセンター西堀 計量検査所 農業者トレーニングセンター 見沼グリーンセンター 北部都市・公園管理事務所 南部都市・公園管理事務所 車両対策事務所 日進・指扇周辺まちづくり事務所 浦和東部まちづくり事務所 東浦和まちづくり事務所 浦和西部まちづくり事務所 与野まちづくり事務所 岩槻まちづくり事務所 浦和駅周辺まちづくり事務所 大宮駅東口まちづくり事務所 大宮駅西口まちづくり事務所 北部建設事務所 南部建設事務所	[略]
[略]	

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

さいたま市規則第35号

さいたま市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則

さいたま市区役所等事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第88号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第5条 区役所健康福祉部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 健康福祉部 [略] 高齢介護課 (1)～(4) [略] (5) 高齢者の <u>生きがいづくり</u> に関すること。 (6)～(15) [略] [略]	第5条 区役所健康福祉部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 健康福祉部 [略] 高齢介護課 (1)～(4) [略] (5) 高齢者の <u>生きがい対策</u> に関すること。 (6)～(15) [略] [略]

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

さいたま市規則第36号

さいたま市市長職務代理者規則の一部を改正する規則

さいたま市市長職務代理者規則（平成15年さいたま市規則第89号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(市長の職務を代理する副市長の順位) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項後段の規定による市長の職務を代理する副市長の順序は、次の順位による。 第1順位 日野徹 第2順位 高橋篤 第3順位 <u>小川博之</u>	(市長の職務を代理する副市長の順位) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項後段の規定による市長の職務を代理する副市長の順序は、次の順位による。 第1順位 日野徹 第2順位 高橋篤 第3順位 <u>阪口進一</u>

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

さいたま市規則第37号

さいたま市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成27年さいたま市規則第113号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(条例別表第2の規則で定める事務及び情報)</p> <p>第3条 条例別表第2第1項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p>(13) 地方税法第331条、<u>第335条</u>、第373条、第463条の27、第485条の3、第613条、第701条の18、第701条の65又は第702条の8の規定による滞納処分に関する事務 次に掲げる情報</p> <p>ア～ク [略]</p> <p>ケ <u>納税義務者又は特別徴収義務者に係る児童福祉法第56条第2項、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第6条第4項又はさいたま市保育所条例（平成13年さいたま市条例第175号）第7条の規定による保育所の利用者負担額の徴収に関する情報（以下「保育所費用徴収情報」という。）</u></p> <p>第5条 条例別表第2第3項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 老人福祉法第21条に規定する費用の支弁又は同法第28条第1項に規定する費用の徴収に関する事務 次に掲げる情報</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>オ 当該費用に係る措置を受け、若しくは受けようとする者又はその扶養義務者に係る児童</p>	<p style="text-align: center;">(条例別表第2の規則で定める事務及び情報)</p> <p>第3条 条例別表第2第1項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p>(13) 地方税法第331条、<u>第334条</u>、第373条、第463条の27、第485条の3、第613条、第701条の18、第701条の65又は第702条の8の規定による滞納処分に関する事務 次に掲げる情報</p> <p>ア～ク [略]</p> <p>ケ <u>納税義務者又は特別徴収義務者に係る児童福祉法第56条第2項の規定による保育所の利用者負担額の徴収に関する情報（以下「保育所費用徴収情報」という。）</u></p> <p>第5条 条例別表第2第3項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 老人福祉法第21条に規定する費用の支弁又は同法第28条第1項に規定する費用の徴収に関する事務 次に掲げる情報</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>オ 当該費用に係る措置を受け、若しくは受けようとする者又はその扶養義務者に係る児童</p>

福祉法第27条第1項第3号若しくは第2項若しくは第27条の2第1項の措置又は同法第56条第2項に規定する費用の徴収に関する情報（以下「児童福祉措置等実施関係情報」という。）

カ [略]

第6条 条例別表第2第4項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

福祉法第27条第1項第3号若しくは第2項若しくは第27条の2第1項の措置又は同法第56条第2項若しくは第3項に規定する費用の徴収に関する情報（以下「児童福祉措置等実施関係情報」という。）

カ [略]

第6条 条例別表第2第4項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 地方自治法第231条の3の規定による介護保険料の職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 保険料の納付の義務を負う者に係る中国残留邦人等支援給付等費用返還等情報
 - イ 保険料の納付の義務を負う者に係る生活保護事務費用返還等情報
 - ウ 保険料の納付の義務を負う者に係る生活保護準用事務費用返還等情報
 - エ 保険料の納付の義務を負う者に係る国民健康保険給付関係情報
 - オ 保険料の納付の義務を負う者に係る後期高齢者医療保険料賦課徴収情報
 - カ 保険料の納付の義務を負う者に係る国民健康保険税賦課徴収情報
 - キ 保険料の納付の義務を負う者に係る個人市民税賦課徴収情報
 - ク 保険料の納付の義務を負う者に係る個人県民税賦課徴収情報
 - ケ 保険料の納付の義務を負う者に係る固定資産税等賦課徴収情報
 - コ 保険料の納付の義務を負う者に係る軽自動車税賦課徴収情報
 - サ 保険料の納付の義務を負う者に係る市たばこ税賦課徴収情報
 - シ 保険料の納付の義務を負う者に係る特別土地保有税賦課徴収情報
 - ス 保険料の納付の義務を負う者に係る入湯税賦課徴収情報
 - セ 保険料の納付の義務を負う者に係る事業所税賦課徴収情報
 - ソ 保険料の納付の義務を負う者に係る放課後児童クラブ費用徴収情報
 - タ 保険料の納付の義務を負う者に係る保育所費用徴収情報
- (2) 地方自治法第231条の3の規定による介護保険料の滞納処分の執行の停止に関する事務

- (1) [略]
- (2) [略]
- (3) [略]
- (4) [略]
- (5) [略]
- (6) [略]
- (7) [略]
- (8) [略]
- (9) [略]
- (10) [略]
- (11) [略]
- (12) [略]
- (13) [略]
- (14) [略]
- (15) [略]
- (16) [略]
- (17) [略]
- (18) [略]
- (19) [略]
- (20) [略]

(21) 介護保険法第129条第1項の規定による保険料の徴収に関する事務 次に掲げる情報

ア 保険料の納付の義務を負う者に係る中国残留邦人等支援給付等費用返還等情報

イ 保険料の納付の義務を負う者に係る生活保護事務費用返還等情報

ウ 保険料の納付の義務を負う者に係る生活保護準用事務費用返還等情報

エ 保険料の納付の義務を負う者に係る国民健康保険給付関係情報

オ 保険料の納付の義務を負う者に係る後期高齢者医療保険料賦課徴収情報

カ 保険料の納付の義務を負う者に係る国民健康保険税賦課徴収情報

キ 保険料の納付の義務を負う者に係る個人市民税賦課徴収情報

ク 保険料の納付の義務を負う者に係る個人県民税賦課徴収情報

ケ 保険料の納付の義務を負う者に係る固定資産税等賦課徴収情報

コ 保険料の納付の義務を負う者に係る軽自動車税賦課徴収情報

サ 保険料の納付の義務を負う者に係る市たばこ税賦課徴収情報

シ 保険料の納付の義務を負う者に係る特別土地保有税賦課徴収情報

前号に掲げる情報

- (3) [略]
- (4) [略]
- (5) [略]
- (6) [略]
- (7) [略]
- (8) [略]
- (9) [略]
- (10) [略]
- (11) [略]
- (12) [略]
- (13) [略]
- (14) [略]
- (15) [略]
- (16) [略]
- (17) [略]
- (18) [略]
- (19) [略]
- (20) [略]
- (21) [略]
- (22) [略]

(23) 介護保険法第129条第1項の規定による保険料の徴収に関する事務 第1号に掲げる情報

ス 保険料の納付の義務を負う者に係る入湯税
賦課徴収情報

セ 保険料の納付の義務を負う者に係る事業所
税賦課徴収情報

ソ 保険料の納付の義務を負う者に係る放課後
児童クラブ費用徴収情報

タ 保険料の納付の義務を負う者に係る保育所
費用徴収情報

(22) [略]

(23) [略]

(24) 介護保険法第144条の滞納処分に関する事務
第21号に掲げる情報

(25) 介護保険法第144条に規定する徴収金に係
る職権による換価の猶予又は申請による換価の
猶予に関する事務 第21号に掲げる情報

(26) 介護保険法第144条に規定する徴収金に係
る滞納処分の執行の停止に関する事務 第21
号に掲げる情報

(27)～(36) [略]

第16条 条例別表第2第14項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(24) [略]

(25) [略]

(26) 介護保険法第144条の規定による保険料の
滞納処分に関する事務 保険料の納付の義務を
負う者に係る第1号に掲げる情報

(27)～(36) [略]

第16条 条例別表第2第14項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 地方自治法第231条の3の規定による職権
による換価の猶予又は申請による換価の猶予に
関する事務 次に掲げる情報

ア 納付義務者に係る中国残留邦人等支援給付
等費用返還等情報

イ 納付義務者に係る生活保護事務費用返還等
情報

ウ 納付義務者に係る生活保護準用事務費用返
還等情報

エ 納付義務者に係る介護保険料賦課徴収情報

オ 納付義務者に係る国民健康保険給付関係情
報

カ 納付義務者に係る国民健康保険税賦課徴収
情報

キ 納付義務者に係る個人市民税賦課徴収情報

ク 納付義務者に係る個人県民税賦課徴収情報

ケ 納付義務者に係る固定資産税等賦課徴収情
報

コ 納付義務者に係る軽自動車税賦課徴収情報

サ 納付義務者に係る市たばこ税賦課徴収情報

シ 納付義務者に係る特別土地保有税賦課徴収
情報

ス 納付義務者に係る入湯税賦課徴収情報

(1) 高齢者の医療の確保に関する法律第104条第1項の規定による保険料の徴収に関する事務次に掲げる情報

ア 納付義務者に係る中国残留邦人等支援給付等費用返還等情報

イ 納付義務者に係る生活保護事務費用返還等情報

ウ 納付義務者に係る生活保護準用事務費用返還等情報

エ 納付義務者に係る介護保険料賦課徴収情報

オ 納付義務者に係る国民健康保険給付関係情報

カ 納付義務者に係る国民健康保険税賦課徴収情報

キ 納付義務者に係る個人市民税賦課徴収情報

ク 納付義務者に係る個人県民税賦課徴収情報

ケ 納付義務者に係る固定資産税等賦課徴収情報

コ 納付義務者に係る軽自動車税賦課徴収情報

サ 納付義務者に係る市たばこ税賦課徴収情報

シ 納付義務者に係る特別土地保有税賦課徴収情報

ス 納付義務者に係る入湯税賦課徴収情報

セ 納付義務者に係る事業所税賦課徴収情報

ソ 納付義務者に係る放課後児童クラブ費用徴収情報

タ 納付義務者に係る保育所費用徴収情報

(2) 高齢者の医療の確保に関する法律第111条の規定による徴収猶予に関する事務 前号に掲げる情報

(3) 高齢者の医療の確保に関する法律第113条の滞納処分に関する事務 第1号に掲げる情報

(4) 高齢者の医療の確保に関する法律第113条に規定する徴収金に係る職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予に関する事務 第1号に掲げる情報

(5) 高齢者の医療の確保に関する法律第113条に規定する徴収金に係る滞納処分の執行の停止に関する事務 第1号に掲げる情報

(6)～(12) [略]

セ 納付義務者に係る事業所税賦課徴収情報

ソ 納付義務者に係る放課後児童クラブ費用徴収情報

タ 納付義務者に係る保育所費用徴収情報

(2) 地方自治法第231条の3の規定による滞納処分の執行の停止に関する事務 前号に掲げる情報

(3) 高齢者の医療の確保に関する法律第104条第1項の規定による保険料徴収の事務 第1号に掲げる情報

(4) 高齢者の医療の確保に関する法律第111条の規定による徴収猶予に関する事務 第1号に掲げる情報

(5) 高齢者の医療の確保に関する法律第113条の規定による滞納処分の事務 第1号に掲げる情報

(6)～(12) [略]

第35条 条例別表第2第33項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1)～(8) [略]

(9) 子ども・子育て支援法附則第6条第7項の規定により地方税の滞納処分の例によることとされた職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予に関する事務 第1号に掲げる情報

(10) 子ども・子育て支援法附則第6条第7項の規定により地方税の滞納処分の例によることとされた滞納処分の執行の停止に関する事務 第1号に掲げる情報

第36条 条例別表第2第34項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) [略]

(2) 児童福祉法第56条第6項から第8項までの滞納処分に関する事務 次に掲げる情報
ア～タ [略]

(3) 児童福祉法第56条第6項から第8項までの規定により地方税の滞納処分の例によることとされた職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予に関する事務 前号に掲げる情報

(4) 児童福祉法第56条第6項から第8項までの規定により地方税の滞納処分の例によることとされた滞納処分の執行の停止に関する事務 第2号に掲げる情報

第35条 条例別表第2第33項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1)～(8) [略]

(9) 地方税法第15条第1項又は第2項の規定による徴収猶予に関する事務 第1号に掲げる情報

(10) 地方税法第15条の5第1項の規定による職権による換価の猶予又は同法第15条の6第1項の規定による申請による換価の猶予に関する事務 第1号に掲げる情報

(11) 地方税法第15条の7の規定による滞納処分の執行の停止に関する事務 第1号に掲げる情報

第36条 条例別表第2第34項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) [略]

(2) 児童福祉法第56条第8項の規定による保育料の滞納処分に関する事務 次に掲げる情報
ア～タ [略]

(3) 地方税法第15条第1項又は第2項の規定による徴収猶予に関する事務 前号に掲げる情報

(4) 地方税法第15条の5第1項の規定による職権による換価の猶予又は同法第15条の6第1項の規定による申請による換価の猶予に関する事務 第2号に掲げる情報

(5) 地方税法第15条の7の規定による滞納処分の執行の停止に関する事務 第2号に掲げる情報

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第38号

さいたま市職員互助会条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市職員互助会条例施行規則（平成13年さいたま市規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(宿泊施設利用給付金) 第27条 会員が宿泊施設を利用したときは、 <u>各事業年度につき、会員1人当たり10,000円を限度とし、宿泊施設利用給付金を給付する。</u>	(宿泊施設利用給付金) 第27条 会員が宿泊施設を利用したときは、 <u>宿泊施設利用給付金として1泊につき3,000円を給付する。</u> <u>2 前項の宿泊施設利用給付金の給付は、各事業年度につき、会員1人当たり9,000円を限度とする。</u>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市職員互助会条例施行規則第27条の規定は、この規則の施行の日以後の宿泊施設の利用に係る給付について適用し、同日前の宿泊施設の利用に係る給付については、なお従前の例による。

さいたま市規則第39号

さいたま市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の管理職手当に関する規則（平成13年さいたま市規則第41号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
給料表	職務の級	職	手当額	給料表	職務の級	職	手当額
[略]				[略]			
医療職給料表(1)	[略]			医療職給料表(1)	[略]		
	4	院長補佐	[略]		4	院長補佐	[略]
						病院の部長 病院の所長	130,000円
[略]				[略]			

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

さいたま市規則第40号

さいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成13年さいたま市規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前					
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）					
種類	業務内容	対象者	基準	支給額	備考	種類	業務内容	対象者	基準	支給額	備考
[略]						[略]					
医療業務手当	病院等で行う医療業務	<u>指定管理職員の医師及び病院の部長又は所長の職にある医師</u> 指定管理職員の医師及び病院の部長又は所長の職にある医師以外の医師	[略]			医療業務手当	病院等で行う医療業務	指定管理職員の医師 指定管理職員以外の医師	[略]		
[略]						[略]					
備考 [略]						備考 [略]					

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

さいたま市規則第41号

さいたま市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成13年さいたま市規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第3条 条例第27条第1項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。 (1)・(2) [略] (3) <u>その退職に引き続き次に掲げる者（市長が定める者を除く。）</u> となったもの ア・イ [略]	第3条 条例第27条第1項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。 (1)・(2) [略] (3) その退職に引き続き次に掲げる者となったもの ア・イ [略]

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

さいたま市規則第42号

さいたま市会計規則の一部を改正する規則

さいたま市会計規則（平成13年さいたま市規則第61号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 課所等 次に掲げるものをいう。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>さいたま市事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第86号）第1条に規定する課及び室（市長公室を除き、アーカイブズセンターを含む。）並びに都市経営戦略部、行財政改革推進部、<u>デジタル改革推進部</u>、未来都市推進部、区政推進部及びオリンピック・パラリンピック部</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>さいたま市事業所事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第87号）第3条に規定する課（<u>北部児童相談所及び南部児童相談所を含む。</u>）並びに同規則別表第1都市戦略本部の項に規定する東京事務所及び同表第2類事業所の欄に掲げる事業所</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ウ～シ [略]</p> <p>(2) 課所長等 課所等の長（都市経営戦略部、行財政改革推進部、<u>デジタル改革推進部</u>、未来都市推進部、区政推進部及びオリンピック・パラリンピック部）にあっては参事又は副参事の職にある者で当該部の長が指定するもの、区役所くらし応援室にあっては参事又は副参事の職にある者で当該室の長が指定するもの、大宮盆栽美術館及び岩槻人形博物館並びに生涯学習総合センター及びうらわ美術館にあっては副館長）をいう。</p> <p>(3)～(7) [略]</p> <p>(金額、数量等の訂正)</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 課所等 次に掲げるものをいう。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>さいたま市事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第86号）第1条に規定する課及び室（市長公室を除き、アーカイブズセンターを含む。）並びに都市経営戦略部、行財政改革推進部、<u>情報政策部</u>、未来都市推進部、区政推進部及びオリンピック・パラリンピック部</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>さいたま市事業所事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第87号）第3条に規定する課並びに同規則別表第1都市戦略本部の項に規定する東京事務所及び同表第2類事業所の欄に掲げる事業所</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ウ～シ [略]</p> <p>(2) 課所長等 課所等の長（都市経営戦略部、行財政改革推進部、<u>情報政策部</u>、未来都市推進部、区政推進部及びオリンピック・パラリンピック部）にあっては参事又は副参事の職にある者で当該部の長が指定するもの、区役所くらし応援室にあっては参事又は副参事の職にある者で当該室の長が指定するもの、大宮盆栽美術館及び岩槻人形博物館並びに生涯学習総合センター及びうらわ美術館にあっては副館長）をいう。</p> <p>(3)～(7) [略]</p> <p>(金額、数量等の訂正)</p>

第13条 [略]

2・3 [略]

4 前項の規定にかかわらず、第44条第3項の規定により押印が省略され、署名がなされている請求書については、欄外に訂正の表示の明記及び署名をし、又は訂正部分とともに作成者の署名と同一の署名をしなければならない。

(請求の要件)

第44条 [略]

2 [略]

3 負担金、補助及び交付金の交付に係る支出負担行為に必要な書類において、規則その他の規程の規定により、債権者に係る押印が不要とされ、かつ、口座振替により公金を受領する場合には、自署による署名がなされている第1項の請求書については、前項の規定による押印を省略することができる。

4 [略]

5 [略]

6 [略]

(添付関係書類)

第46条 第43条第2項の規定により添付する関係書類は、債権者からの請求書（第44条第6項の規定により支出命令を発する場合を除く。）及び次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1)～(15) [略]

2 [略]

別表第1（第6条、第9条関係）

設置箇所	出納員となる者	委任事務
[略]		[略]
[略]	[略]	
建設局南部建設事務所土木管理課		
[略]		
教育委員会学校教育課		
教育委員会学校教育課教職員人事課		

第13条 [略]

2・3 [略]

(請求の要件)

第44条 [略]

2 [略]

3 [略]

4 [略]

5 [略]

(添付関係書類)

第46条 第43条第2項の規定により添付する関係書類は、債権者からの請求書（第44条第5項の規定により支出命令を発する場合を除く。）及び次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1)～(15) [略]

2 [略]

別表第1（第6条、第9条関係）

設置箇所	出納員となる者	委任事務
[略]		[略]
[略]	[略]	
建設局南部建設事務所土木管理課		
建設局南部建設事務所河川整備課		
[略]		
教育委員会学校教育課		

教育委員会学 校教育部指導 1課	
[略]	
[略]	
教育委員会生 涯学習部博物 館	[略]
	[略]
教育委員会生 涯学習総合セ ンター	
[略]	
[略]	[略]
議会局総務部 秘書総務課	

[略]	
[略]	
教育委員会生 涯学習部博物 館	[略]
教育委員会生 涯学習部うら わ美術館	[略]
教育委員会生 涯学習総合セ ンター	
[略]	
[略]	[略]
議会局総務部 総務課	
議会局議事調 査部調査法制 課	

別表第2（第6条、第9条関係）

設置箇所	区出納員となる者	委任事務
[略]		[略]
[略]	[略]	
区役所健康福 祉部保険年金 課		
	[略]	
浦和区役所健 康福祉部保健 センター		

別表第2（第6条、第9条関係）

設置箇所	区出納員となる者	委任事務
[略]		[略]
[略]	[略]	
区役所健康福 祉部保険年金 課		
中央区役所健 康福祉部保健 センター	[略]	
浦和区役所健 康福祉部保健 センター		

別表第3（第7条関係）

設置箇所	現金取扱員となる者	委任事務
[略]		[略]
[略]	[略]	
市民局市民生 活部市民協働 推進課		

別表第3（第7条関係）

設置箇所	現金取扱員となる者	委任事務
[略]		[略]
[略]	[略]	
市民局市民生 活部市民協働 推進課		
市民局市民生 活部市民協働 推進課市民活		

		動サポートセンター	
[略]		[略]	
[略]		[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]
教育委員会学校教育部学事課		教育委員会学校教育部学事課	
教育委員会学校教育部指導1課			
[略]		[略]	
[略]		[略]	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市会計規則第44条第3項の規定は、令和3年度以後の予算の執行に係る請求書について適用し、令和2年度までの予算の執行に係る請求書については、なお従前の例による。

さいたま市規則第43号

さいたま市物品会計規則の一部を改正する規則

さいたま市物品会計規則（平成15年さいたま市規則第99号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>⑴ ～(3) [略]</p> <p>(4) 課所長等 次に掲げる者をいう。</p> <p>ア <u>さいたま市事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第86号）第1条に規定する課及び室（市長公室を除き、アーカイブズセンターを含む。）の長並びに同条に規定する都市経営戦略部、行財政改革推進部、デジタル改革推進部、未来都市推進部、区政推進部及びオリンピック・パラリンピック部の参事又は副参事の職にある者で当該部の長が指定するもの</u></p> <p>イ <u>さいたま市事業所事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第87号）第3条に規定する課（北部児童相談所及び南部児童相談所を含む。）並びに同規則別表第1都市戦略本部の項に規定する東京事務所及び同表第2類事業所の欄に掲げる事業所の長（大宮盆栽美術館及び岩槻人形博物館にあっては、副館長）</u></p> <p>ウ～シ [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(物品購入等の特例)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 前条第1項の規定にかかわらず、保健福祉局保健所及び健康科学研究センター、子ども未来局総合療育センターひまわり学園並びに子ども家庭総合センター北部児童相談所及び南部児童相談所並</p>	<p style="text-align: center;">(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>⑴ ～(3) [略]</p> <p>(4) 課所長等 次に掲げる者をいう。</p> <p>ア <u>さいたま市事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第86号）第1条に規定する課及び室（市長公室を除き、アーカイブズセンターを含む。）の長並びに同条に規定する都市経営戦略部、行財政改革推進部、情報政策部、未来都市推進部、区政推進部及びオリンピック・パラリンピック部の参事又は副参事の職にある者で当該部の長が指定するもの</u></p> <p>イ <u>さいたま市事業所事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第87号）第3条に規定する課並びに同規則別表第1都市戦略本部の項に規定する東京事務所及び同表第2類事業所の欄に掲げる事業所の長（大宮盆栽美術館及び岩槻人形博物館にあっては、副館長）</u></p> <p>ウ～シ [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(物品購入等の特例)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 前条第1項の規定にかかわらず、保健福祉局保健所及び健康科学研究センター、子ども未来局総合療育センターひまわり学園及び子ども育成部児童相談所並びに区役所健康福祉部保健センターで</p>

びに区役所健康福祉部保健センターで購入する医療用物品であって、当該物品の購入価格が30万円以上のもの（前項第1号及び第4号に該当するものを除く。）にあつては、所長において直接これを購入することができる。

購入する医療用物品であつて、当該物品の購入価格が30万円以上のもの（前項第1号及び第4号に該当するものを除く。）にあつては、所長において直接これを購入することができる。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

さいたま市規則第44号

さいたま市入札監視・苦情検討委員会規則の一部を改正する規則

さいたま市入札監視・苦情検討委員会規則（平成26年さいたま市規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>（委員の解任）</u> <u>第2条</u> 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して解任されることがない。 <u>(1) 破産手続開始の決定を受けたとき。</u> <u>(2) 禁錮以上の刑に処せられたとき。</u> <u>(3) 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき。</u>	
<u>第3条</u> [略]	<u>第2条</u> [略]
<u>第4条</u> [略]	<u>第3条</u> [略]
<u>第5条</u> [略]	<u>第4条</u> [略]
<u>第6条</u> [略]	<u>第5条</u> [略]
<u>第7条</u> [略]	<u>第6条</u> [略]
<u>第8条</u> [略]	<u>第7条</u> [略]
<u>第9条</u> [略]	<u>第8条</u> [略]

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

さいたま市規則第45号

さいたま市庁舎管理規則の一部を改正する規則

さいたま市庁舎管理規則（平成13年さいたま市規則第69号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																										
<p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 55%;">管理責任者</th> <th style="width: 30%;">代理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>議会棟</td> <td style="text-decoration: underline;">議会局総務部秘書総務課長</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>様式第1号（第7条関係） 庁舎使用許可申請書</p> <p>[略] <u>(宛先)</u> 管理責任者 住所（所属団体名） 申請者 職・氏名（代表者） 連絡先</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>[略] 備考 [略] 注</p>	区分	管理責任者	代理者	[略]			議会棟	議会局総務部秘書総務課長	[略]	[略]			[略]	<p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 55%;">管理責任者</th> <th style="width: 30%;">代理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>議会棟</td> <td style="text-decoration: underline;">議会局総務部総務課長</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>様式第1号（第7条関係） 庁舎使用許可申請書</p> <p>[略] <u>(あて先)</u> 管理責任者 住所（所属団体名） 申請者 職・氏名（代表者） 連絡先</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>[略] 備考 [略]</p>	区分	管理責任者	代理者	[略]			議会棟	議会局総務部総務課長	[略]	[略]			[略]
区分	管理責任者	代理者																									
[略]																											
議会棟	議会局総務部秘書総務課長	[略]																									
[略]																											
[略]																											
区分	管理責任者	代理者																									
[略]																											
議会棟	議会局総務部総務課長	[略]																									
[略]																											
[略]																											

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

さいたま市規則第46号

さいたま市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市身体障害者福祉法施行細則（平成18年さいたま市規則第128号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（更生相談所への判定依頼）</p> <p>第9条 <u>さいたま市福祉事務所設置条例（平成13年さいたま市条例第138号）により設置された福祉事務所の長（以下「福祉事務所長」という。）は、法第9条第8項の規定により法第9条第7項に規定する身体障害者更生相談所に判定を求めるときは、判定依頼書をさいたま市障害者更生相談センター条例（平成15年さいたま市条例第72号）により設置された障害者更生相談センターの長（以下「更生相談所長」という。以下同じ。）に送付するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置）</p> <p>第10条 [略] 2～5 [略] 6 <u>福祉事務所長は、前項の措置の変更を行うことを決定したときは、身体障害者援護措置決定通知書により当該身体障害者又はその保護者に通知するものとする。</u> 7 [略]</p>	<p style="text-align: center;">（更生相談所への判定依頼）</p> <p>第9条 <u>さいたま市福祉事務所設置条例（平成13年さいたま市条例第138号）により設置された福祉事務所の長（以下「福祉事務所長」という。）は、法第9条第7項の規定により法第9条第6項に規定する身体障害者更生相談所に判定を求めるときは、判定依頼書をさいたま市障害者更生相談センター条例（平成15年さいたま市条例第72号）により設置された障害者更生相談センターの長（以下「更生相談所長」という。以下同じ。）に送付するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置）</p> <p>第10条 [略] 2～5 [略] 6 <u>福祉事務所長は、前項の規定により援護措置の変更を行うことを決定したときは、身体障害者援護措置決定通知書により当該身体障害者又はその保護者に通知するものとする。</u> 7 [略]</p>

様式第3号中「㊟」を削る。

様式第4号中「医師氏名 ㊟」を「医師氏名（自署又は記名押印）」に、「歯科医師氏名 ㊟」を「歯科医師氏名（自署又は記名押印）」に改める。

様式第8号、様式第12号及び様式第15号中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第9条及び第10条の改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市身体障害者福祉法施行細則の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

さいたま市規則第47号

さいたま市知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市知的障害者福祉法施行細則（平成18年さいたま市規則第129号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(更生相談所への判定依頼)</p> <p>第2条 <u>さいたま市福祉事務所設置条例</u>（平成13年さいたま市条例第138号）により設置された福祉事務所の長（以下「福祉事務所長」という。）は、<u>法第9条第7項</u>及び第16条第2項の規定により<u>法第9条第6項</u>に規定する知的障害者更生相談所に判定を求めるときは、判定依頼書をさいたま市障害者更生相談センター条例（平成15年さいたま市条例第72号）により設置された障害者更生相談センターの長（以下「更生相談所長」という。）に送付するものとする。</p> <p>(障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 福祉事務所長は、<u>前項の措置</u>の変更を行うことを決定したときは、知的障害者援護措置決定通知書により当該知的障害者又はその保護者に通知するものとする。</p> <p>7 [略]</p>	<p>(更生相談所への判定の依頼)</p> <p>第2条 <u>さいたま市福祉事務所設置条例</u>（平成13年さいたま市条例第138号）により設置された福祉事務所の長（以下「福祉事務所長」という。）は、<u>法第9条第6項</u>及び第16条第2項の規定により<u>法第9条第5項</u>に規定する知的障害者更生相談所に判定を求めるときは、判定依頼書をさいたま市障害者更生相談センター条例（平成15年さいたま市条例第72号）により設置された障害者更生相談センターの長（以下「更生相談所長」という。）に送付するものとする。</p> <p>(障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 福祉事務所長は、<u>前項の規定</u>により<u>援護措置</u>の変更を行うことを決定したときは、知的障害者援護措置決定通知書により当該知的障害者又はその保護者に通知するものとする。</p> <p>7 [略]</p>

様式第1号、様式第5号及び様式第8号中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市知的障害者福祉法施行細則の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

さいたま市規則第48号

さいたま市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市国民健康保険条例施行規則（平成13年さいたま市規則第129号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(条例附則第13項の規則で定める日) 第34条の4 条例附則第13項の規則で定める日は、<u>令和3年6月30日</u>とする。</p> <p>(高額介護合算療養費支給申請書の様式) 第39条 省令第27条の26第1項の規定により提出する高額介護合算療養費の支給申請書は、高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書（<u>様式第44号</u>）によるものとする。</p> <p>(高額介護合算療養費の支給決定の通知) 第40条 市長は、高額介護合算療養費の支給の可否を決定したときは、速やかに高額介護合算療養費支給（不支給）決定通知書（<u>様式第45号</u>）により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>(第三者の行為による被害の届出) 第41条 省令第32条の6の規定による届出は、第三者の行為による被害届（<u>様式第46号</u>）により行うものとする。</p> <p>(診療報酬返還請求通知書の様式) 第42条 国民健康保険の資格を喪失した後に受診した者等に対する診療報酬返還請求通知書は、国民健康保険療養給付費の返納について（<u>様式第47号</u>）によるものとする。</p> <p>(一部負担金の負担区分判定に係る申請) 第43条 省令第24条の3の規定により提出する基準収入額適用申請書は、国民健康保険基準収入額適用申請書（<u>様式第48号</u>）によるものとする。</p>	<p>(条例附則第13項の規則で定める日) 第34条の4 条例附則第13項の規則で定める日は、<u>令和3年3月31日</u>とする。</p> <p>(高額介護合算療養費支給申請書の様式) 第39条 省令第27条の26第1項の規定により提出する高額介護合算療養費の支給申請書は、高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書（<u>様式第42号</u>）によるものとする。</p> <p>(高額介護合算療養費の支給決定の通知) 第40条 市長は、高額介護合算療養費の支給の可否を決定したときは、速やかに高額介護合算療養費支給（不支給）決定通知書（<u>様式第43号</u>）により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>(第三者の行為による被害の届出) 第41条 省令第32条の6の規定による届出は、第三者の行為による被害届（<u>様式第44号</u>）により行うものとする。</p> <p>(診療報酬返還請求通知書の様式) 第42条 国民健康保険の資格を喪失した後に受診した者等に対する診療報酬返還請求通知書は、国民健康保険療養給付費の返納について（<u>様式第45号</u>）によるものとする。</p> <p>(一部負担金の負担区分判定に係る申請) 第43条 省令第24条の3の規定により提出する基準収入額適用申請書は、国民健康保険基準収入額適用申請書（<u>様式第46号</u>）によるものとする。</p>

<p>(一部負担金の負担区分決定の通知)</p> <p>第44条 市長は、一部負担金の負担区分の決定を行ったときは、速やかに基準収入額（適用・不適用）決定通知書（様式第49号）により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>(特定健康診査受診券の様式)</p> <p>第45条 条例第9条第1項第1号に規定する特定健康診査を受診する際の受診券は、特定健康診査受診券（様式第50号）又は特定健康診査・後期高齢者健康診査受診券（様式第51号）によるものとする。</p> <p>(特定保健指導の領収書の交付)</p> <p>第46条 市長は、条例第9条第1項第1号に規定する特定保健指導を受けた者のうち、所得税法施行規則（昭和40年大蔵省令第11号）第40条の3第1項第2号に該当する者に対し、領収書（様式第52号）を交付するものとする。</p>	<p>(一部負担金の負担区分決定の通知)</p> <p>第44条 市長は、一部負担金の負担区分の決定を行ったときは、速やかに基準収入額（適用・不適用）決定通知書（様式第47号）により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>(特定健康診査受診券の様式)</p> <p>第45条 条例第9条第1項第1号に規定する特定健康診査を受診する際の受診券は、特定健康診査受診券（様式第48号）又は特定健康診査・後期高齢者健康診査受診券（様式第49号）によるものとする。</p> <p>(特定保健指導の領収書の交付)</p> <p>第46条 市長は、条例第9条第1項第1号に規定する特定保健指導を受けた者のうち、所得税法施行規則（昭和40年大蔵省令第11号）第40条の3第1項第2号に該当する者に対し、領収書（様式第50号）を交付するものとする。</p>
---	---

様式第3号及び様式第8号から様式第9号までの規定中「㊦」を削る。

様式第12号中「氏名 ㊦」を「氏名 〃」に、「世帯主（氏名） ㊦」を「世帯主（氏名） 注」に改める。

様式第13号中「㊦」を削る。

様式第15号、様式第15号の2、様式第18号及び様式第21号中「氏名 ㊦」を「氏名 〃」に、「世帯主（氏名） ㊦」を「世帯主（氏名） 注」に改める。

様式第25号中「医師名 ㊦」を「医師名 注」に、「氏名 ㊦」を「氏名 〃」に改める。

様式第26号及び様式第29号中「氏名 ㊦」を「氏名 〃」に、「世帯主（氏名） ㊦」を「世帯主（氏名） 注」に改める。

様式第30号中「医師又は歯科医師氏名 ㊦」を「医師又は歯科医師氏名 注」に改める。

様式第33号中「氏名 ㊦」を「氏名 〃」に、「世帯主（氏名） ㊦」を「世帯主（氏名） 注」に改める。

様式第36号中「氏名 ㊦」を「氏名 〃」に、「葬儀を行った

方（氏名） ㊟ を「葬儀を行った方（氏名） 注」に改める。

様式第38号の2（その1）中

「住所 住所
氏名 ㊟ を 氏名 に、
電話番号 電話番号」

「

上記申請の給付金について受領を下記の受任者に委任します。 年 月 日
氏名 ㊟ 住所

」

を

「

上記申請の給付金について受領を下記の受任者に委任します。 年 月 日
氏名 注 住所

」

に、

(フリガナ)
氏 名 ㊟

 を

(フリガナ)
氏 名

」

に改める。

様式第38号の2（その2）から様式第38号の2（その4）までの規定中「㊟」を「注」に改める。

様式第39号中

「

(フリガナ)
㊟

 を

(フリガナ)

 に」

「世帯主（氏名） ㊟ を「世帯主（氏名） 注」に改める。

様式第42号中「印」を削る。

様式第44号、様式第46号及び様式第48号中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第34条の4及び第39条から第46条までの改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

さいたま市規則第49号

さいたま市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市国民健康保険税条例施行規則（平成14年さいたま市規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則	附 則
1～3 [略]	1～3 [略]
（東日本大震災に係る国民健康保険税の減免の特例）	（東日本大震災に係る国民健康保険税の減免の特例）
4 市長は、条例第24条第1項第1号の規定により東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災（以下この項において「大震災」という。）が生じた日に特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。以下この項において同じ。）に住所を有していた納税義務者に係る国民健康保険税で平成23年3月1日から平成25年3月31日（次の表第1項第3号に掲げる世帯（平成25年度以前に指定を解除された緊急時避難準備区域及び特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第17条第12項の規定により設置された原子力災害現地対策本部長が、事故発生後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定されるところとして特定した地点をいう。以下同じ。）に居住しているため避難を行った世帯、平成26年度に指定を解除された避難指示解除準備区域及び特定避難勧奨地点に居住しているため避難を行った世帯、平成27年度に指定を解除された避難指示解除準備区域に居住しているため避難を行った世帯、平成28年度及び平成29年4月1日に指定を解除された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に居住しているため避難を行った世帯並びに平成31年4月10日及び令和2年3月に指定を	4 市長は、条例第24条第1項第1号の規定により東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災（以下この項において「大震災」という。）が生じた日に特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。以下この項において同じ。）に住所を有していた納税義務者に係る国民健康保険税で平成23年3月1日から平成25年3月31日（次の表第1項第3号に掲げる世帯（平成25年度以前に指定を解除された緊急時避難準備区域及び特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第17条第12項の規定により設置された原子力災害現地対策本部長が、事故発生後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定されるところとして特定した地点をいう。以下同じ。）に居住しているため避難を行った世帯、平成26年度に指定を解除された避難指示解除準備区域及び特定避難勧奨地点に居住しているため避難を行った世帯、平成27年度に指定を解除された避難指示解除準備区域に居住しているため避難を行った世帯、平成28年度及び平成29年4月1日に指定を解除された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に居住しているため避難を行った世帯並びに平成31年4月10日及び令和2年3月に指定を

解除された居住制限区域、避難指示解除準備区域及び帰還困難区域に居住しているため避難を行った世帯で、当該世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る前年の国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額（以下「前年基準所得合算額」という。）が600万円を超えるものを除く。）に係るものにあつては、令和4年3月31日）までの間に納期限が到来するものを減免するときは、同表に定めるところにより減免するものとする。この場合において、同表の規定により計算した額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げた額を減額する額とする。

[略]

5 [略]

解除された居住制限区域、避難指示解除準備区域及び帰還困難区域に居住しているため避難を行った世帯で、当該世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る前年の国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額（以下「前年基準所得合算額」という。）が600万円を超えるものを除く。）に係るものにあつては、令和3年3月31日）までの間に納期限が到来するもの（当該世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る前年基準所得合算額が600万円を超えるものにあつては、令和3年3月31日までに納期限が到来するものうち、令和2年4月分から9月分までに相当する月割算定額）を減免するときは、同表に定めるところにより減免するものとする。この場合において、同表の規定により計算した額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げた額を減額する額とする。

[略]

5 [略]

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第3条関係）

年度 国民健康保険税申告書

被保険者記号・番号

受付印	住所			電話番号
	1月1日現在の住所			業種または職業
	フリガナ		生年月日	整理番号
	氏名			
	個人番号		住定日	

◎収入があった方の記載欄

1 給与（給料・アルバイト等の賃金・ボーナス等）

収入金額(所得税等が控除される前の金額)		会社・事業所名	
----------------------	--	---------	--

●専従者給与がある場合は、下欄にも記入してください。

収入金額		専従主氏名	
------	--	-------	--

●所得金額調整控除（「該当する・該当しない」のいずれか○をつけてください）

給与収入金額が850万円超で、かつ12月31日までの間に、次のいずれかの要件に

該当する・ 該当しない	・本人が特別障害者に該当する ・特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族がいる	・23歳未満の扶養親族がいる
----------------	--	----------------

2 公的年金等

収入金額	
------	--

3 その他（事業、不動産、譲渡など）

所得の種類	収入金額A	必要経費B	専従者控除額等C	所得金額A - B - C

●事業専従者がいる場合は、下欄にも記入してください。

氏名	続柄	生年月日	専従者控除額等

◎収入のなかった方の記載欄

1 次の方の扶養になっていた、又は援助を受けていた。

氏名	続柄	住所（別居の場合のみ記入してください。）

2 学生、生徒で収入はなかった。

学校名	学部名	卒業予定年

3 雇用保険（失業保険）、労災保険等を受給していた、又は現在受給している。

4 遺族年金、傷病手当金等で生活していた。

年金、手当の種類	年間受給額	等級

5 生活保護法による生活扶助を受けていた、又は現在受けている。

6 その他

様式第 3 号及び様式第 9 号中「㊟」を削る。

様式第 1 4 号を次のように改める。

様式第14号（第3条関係）

国民健康保険税の課税資料について（照会）

当市国民健康保険税の課税資料として、下記記載者の所得金額等の確認が必要なため、ご多忙のところ恐縮ですが、 月 日頃までに調査のうえご回答願います。

さいたま市長

印

氏名		生年月日	
貴管内住所			
現住所			

年 月 日

国民健康保険税の課税資料について（回答）

氏名		生年月日		被保険者 記号・番号	
当管内住所					
現住所					

年度 所得状況等

総合課税の所得	給与	収入		所得控除合計額			
		専従者給与		合計課税標準額			
		所得		課税額			
	所得金額調整控除額				税目	市区町村民税	都道府県民税
	公的年金	収入		所得割額			
		所得		均等割額			
	営業等所得			年税額			
	不動産所得						
	農業所得						
	専従者給与控除額			分離課税	短期譲渡	控除前	
	雑所得				長期譲渡・ 長期居住用	控除後	
	①利子 ②配当 ③総合譲渡・一時					控除前	
	総所得金額				株式等譲渡		
雑損失				先物取引			
純損失				山林所得			
				退職所得			

住民税課税なし 区分	1 非課税 3 未申告	2 被扶養者 4 該当なし	賦課期日後の 転入者の前住所	
---------------	----------------	------------------	-------------------	--

担当課名 _____ 連絡先 _____

様式第 17 号中「㊦」を削る。

「 _____ ㊦ 「 _____

_____ ㊦ _____

様式第 21 号中 _____ ㊦ を _____ に改める。

_____ ㊦ _____

注 _____」

様式第 23 号及び様式第 24 号中「㊦」を削る。

附 則

(施行規則)

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後のさいたま市国民健康保険税条例施行規則附則第 4 項の規定は、令和 3 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 2 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市国民健康保険税条例施行規則様式第 3 号、様式第 9 号、様式第 17 号、様式第 21 号、様式第 23 号及び様式第 24 号の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

さいたま市規則第50号

さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則（平成20年さいたま市規則第104号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(石綿含有建築材料)</p> <p>第43条 条例第60条第1号の規則で定める建築材料は、次に掲げる建築材料で含有する石綿の質量が当該建築材料の質量の0.1パーセントを超えるものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（前号に掲げるものを除く。）</p> <p>(3) 石綿を含有する仕上塗材</p> <p>(4) 石綿を含有する成形板<u>その他の石綿を含有する建築材料</u>（前3号に掲げるものを除く。）</p>	<p>(石綿含有建築材料)</p> <p>第43条 条例第60条第1号の規則で定める建築材料は、次に掲げる建築材料で含有する石綿の質量が当該建築材料の質量の0.1パーセントを超えるものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 石綿を含有する保温材、耐火被覆材及び断熱材（前号に掲げるものを除く。）</p> <p>(3) 石綿を含有する成形板（前号に掲げるものを除く。）</p> <p><u>（石綿排出等工事に該当しないことが明らかな建設工事）</u></p> <p>第43条の2 条例第60条第3号の規則で定める建設工事は、次に掲げる建設工事とする。</p> <p>(1) <u>平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該建築物等以外の建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴わないもの</u></p> <p>(2) <u>建築物等のうち平成18年9月1日以後に改造又は補修の工事に着手した部分を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該部分以外の部分を改造し、若しくは補修し、又は当該建築物等以外の建築物等（平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を除く。）を解体し、改造し、若しくは補修する作業を伴わないもの</u></p>
<p>(事前調査における調査事項)</p> <p>第44条 条例第61条第1項の規則で定める調査を行うべき事項は、次のとおりとする。</p>	<p>(事前調査における調査事項)</p> <p>第44条 条例第61条第1項の規則で定める調査を行うべき事項は、<u>石綿含有建築材料の使用の有</u></p>

- (1) 石綿含有建築材料の使用の有無
- (2) 解体等建設工事に係る建築物等の概要
- (3) 石綿含有建築材料が使用されている場合にあつては、解体等建設工事に係る建築物等の部分における石綿含有建築材料の種類並びに種類ごとの使用面積及び使用箇所

(事前調査の方法)

第45条 条例第61条第1項の規定による調査は、設計図書その他の書面による方法及び石綿含有建築材料の有無の目視により行うものとする。ただし、解体等建設工事が次に掲げる建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当することが設計図書その他の書面により明らかであつて、当該建築物等以外の建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴わないものである場合は、この限りでない。

- (1) 平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等（次号から第5号までに掲げるものを除く。）
- (2) 平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した非鉄金属製造業の用に供する施設の設備（配管を含む。以下この号において同じ。）であつて、平成19年10月1日以後にその接合部分にガスケットを設置したもの
- (3) 平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した鉄鋼業の用に供する施設の設備であつて、平成21年4月1日以後にその接合部分にガスケット又はグランドパッキンを設置したもの
- (4) 平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した化学工業の用に供する施設の設備であつて、平成23年3月1日以後にその接合部分にグランドパッキンを設置したもの
- (5) 平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した化学工業の用に供する施設の設備であつて、平成24年3月1日以後にその接合部分にガスケットを設置したもの

2 前項に規定する調査により建築物等に係る石綿含有建築材料の使用の有無を確認できないときは、市長が定める方法により、分析による調査を行わなくてはならない。ただし、当該建築物等に石綿含有建築材料が使用されているものとみなして、法及び法に基づく命令中の特定工事に関する措置を講じる場合並びに条例、規則及び条例に基づく勧告中の石綿排出等工事に関する措置を講じる場合は、この限りでない。

(事前調査の説明事項)

無並びに石綿含有建築材料が使用されている場合にあつては、その種類並びに種類ごとの使用面積及び使用箇所とする。

(事前調査の方法)

第45条 条例第61条第1項の規定による調査（以下この条から第47条までにおいて「事前調査」という。）は、目視及び設計図書その他の資料の確認による方法により行うものとする。

2 前項の方法により建築物等に係る石綿含有建築材料の使用の有無を確認できないときは、前項の規定にかかわらず、建築材料中の石綿の含有の状況を分析する方法として市長が定める方法により、石綿含有建築材料の使用の有無に関する事前調査を行わなくてはならない。ただし、当該建築物等に石綿含有建築材料が使用されているものとして、条例及びこの規則の規定により解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事を施工する場合は、この限りではない。

(事前調査の説明事項)

第45条の2 条例第61条第1項前段の規則で定める書面に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 解体等建設工事に係る建築物等の概要
- (2) 条例第61条第1項又は第4項の規定による調査（以下「事前調査」という。）を終了した年月日
- (3) 事前調査の方法
- (4) 石綿含有建築材料の使用の有無

2 条例第61条第1項後段の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 石綿排出等作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況
- (2) [略]
- (3) 石綿排出等工事の元請業者の現場責任者の氏名及び連絡先
- (4) 下請負人が石綿排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡先

(5) 石綿排出等作業の対象となる解体等建設工事に係る建築物等の部分における石綿含有建築材料の種類並びに種類ごとの使用面積及び使用箇所

- (6) 石綿排出等作業の種類
- (7) 石綿排出等作業の実施の期間
- (8) [略]
- (9) 前号に掲げる石綿排出等作業の方法が大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の19各号に定める方法により、行うものでないときは、その理由

(10) [略]

(11) [略]

（解体等建設工事に係る調査に関する記録等）

第45条の4 条例第61条第3項及び第4項に規定する記録は、次に掲げる事項（解体等建設工事に係る建築物等が第45条第1項第1号から第5号までに掲げるもののいずれかに該当する場合にあっては、第1号から第5号までに掲げる事項に限る。）について作成し、これを解体等建設工事が終了した日から3年間保存するものとする。

- (1) 発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 解体等建設工場の場所
- (3) 解体等建設工場の名称及び概要
- (4) 第45条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事項
- (5) 解体等建設工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日（解体等建設工事に係る建築

第45条の2 条例第61条第1項前段の規則で定める書面に記載する事項は、次のとおりとする。

(1) 調査を終了した年月日

(2) 調査の方法

(3) 建築物等の階、部屋及び部位ごとの石綿含有建築材料の使用の有無

2 条例第61条第1項後段の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 石綿排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況

(2) [略]

(3) 石綿排出等工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡先

(4) 下請負人（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第2条第10項に規定する者をいう。以下この条及び第51条において同じ。）が石綿排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡先

(5) 使用されている石綿含有建築材料の種類及び種類ごとの使用面積

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

物等が第45条第1項第2号から第5号までに掲げるもののいずれかに該当する場合にあっては、これに加えて、これらの規定に規定する建築材料を設置した年月日)

(6) 解体等建設工事に係る建築物等の概要

(7) 解体等建設工事が建築物等を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当するときは、当該作業の対象となる建築物等の部分

(8) 分析による調査を行ったときは、当該調査を行った箇所並びに当該調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称

(9) 解体等建設工事に係る建築物等の部分における各建築材料が石綿含有建築材料に該当するか否か(第45条第2項ただし書の規定により当該建築物等に石綿含有建築材料が使用されているものとみなした場合にあっては、その旨)及びその根拠

2 条例第61条第3項に規定する書面の写しは、解体等建設工事が終了した日から3年間保存するものとする。

(事前調査の結果の掲示等)

第46条 条例第62条第1項及び第2項の規定による事前調査の結果の掲示は、長さ42.0センチメートル、幅29.7センチメートル以上又は長さ29.7センチメートル、幅42.0センチメートル以上の掲示板を設けることにより行わなくてはならない。

(事前調査の結果の掲示等の内容)

第47条 条例第62条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 石綿排出等工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) [略]

(3) 第45条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事項

(4) 石綿排出等作業の対象となる解体等建設工事に係る建築物等の部分における石綿含有建築材料の種類並びに種類ごとの使用面積及び使用箇所

(5) 大気汚染防止法第18条の17第1項又は第2項の規定による届出を行った場合にあっては、その届出年月日及び届出先

(6) 石綿排出等工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡先

(7) 第45条の2第2項第7号、第8号及び第10号に掲げる事項

2 条例第62条第2項の規則で定める事項は、次

(事前調査の結果の掲示)

第46条 条例第62条第1項の規定による事前調査の結果の掲示は、掲示板を設けることにより行わなくてはならない。

(事前調査の結果の掲示の内容)

第47条 条例第62条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 条例第61条第1項又は第3項の規定による調査を行った者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) [略]

(3) 調査を終了した年月日

(4) 調査の方法

(5) 石綿排出等作業の対象となる建築物等の階、部屋及び部位ごとにおける石綿含有建築材料の種類

(6) 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第18条の15第1項又は第2項の規定による届出を行った場合にあっては、その届出年月日及び届出先

(7) 石綿排出等作業の実施の期間

(8) 第45条の2第2項第3号及び同項第6号から同項第8号に掲げる事項

のとおりとする。

- (1) 元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 前項第3号に掲げる事項

(石綿濃度の測定計画の提出)

第50条 条例第66条第1項に規定する測定計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) [略]
- (2) 石綿排出等作業の元請業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3)～(5) [略]

2 [略]

3 前項の計画書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 石綿排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
- (2)～(4) [略]

(石綿濃度の測定計画の説明の事項及び時期)

第50条の2 条例第66条第2項の規定により石綿排出等作業の元請業者が発注者に説明すべき事項は、前条第1項第3号から第5号までに掲げる事項とする。

2 [略]

(石綿排出等作業完了報告書の提出)

第51条 条例第67条第1項の規定により石綿排出等作業が完了したときに報告すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) [略]
- (2) [略]
- (3) [略]
- (4) [略]
- (5) 石綿排出等作業における措置
- (6) [略]
- (7) 元請業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (8) 元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡先
- (9) 石綿排出等作業を実施した下請負人の現場責任者の氏名及び連絡先

2 [略]

3 前項の報告書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1)～(3) [略]

(石綿濃度の測定計画の提出)

第50条 条例第66条第1項に規定する測定計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) [略]
- (2) 受注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3)～(5) [略]

(6) 石綿の濃度の測定場所

2 [略]

3 前項の計画書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 石綿排出等作業の対象となる建築物の概要、配置図及び付近の状況
- (2)～(4) [略]

(石綿濃度の測定計画の説明の事項及び時期)

第50条の2 条例第66条第2項の規定により受注者が発注者に説明すべき事項は、前条第1項第3号から第6号までに掲げる事項とする。

2 [略]

(石綿排出等作業完了報告書の提出)

第51条 条例第67条第1項の規定により石綿排出等作業が完了したときに報告すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) [略]
- (2) 受注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) [略]
- (4) 石綿排出等作業の種類
- (5) [略]
- (6) [略]
- (7) [略]
- (8) 下請負人が石綿排出等作業を実施した場合にあっては、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡先

2 [略]

3 前項の報告書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1)～(3) [略]

(4) 石綿含有建築材料の除去、囲い込み又は封じ込めの完了の確認を行った者が、当該確認を適切に行うために必要な知識を有する者に該当することを証明する書類の写し

(石綿排出等作業完了報告の説明の事項及び時期)

第51条の2 条例第67条第2項の規定により石綿排出等作業の元請業者が発注者に説明すべき事項は、前条第1項第2号から第9号までに掲げる事項とする。

2 [略]

別表第16(第48条関係)

項	石綿排出等作業の種類	作業実施基準
1	[略]	[略]
2	石綿排出等作業のうち、第43条第3号に掲げる石綿含有建築材料を除去する作業	散水その他の処理に伴い生じた石綿を含む水を作業場から外部に排出する場合は、あらかじめ、ろ過処理その他の排出される水に含まれる石綿を分離する処理を行うことを遵守して石綿排出等作業の対象となる建築物等を使用されている石綿含有建築材料を除去し、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講じること。
3	石綿排出等作業のうち、第43条第4号に掲げる石綿含有建築材料を除去する作業	次に掲げる事項を遵守して石綿排出等作業の対象となる建築物等に使用されている石綿含有建築材料を除去し、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講じること。 (1) [略] (2) [略]

備考 [略]

別表第18(第65条関係)
土壌の汚染に係る基準(溶出量)

(4) 第50条第3項第2号に掲げる石綿排出等工事に工程と実施した石綿排出等工事に工程との相違点

(5) 石綿排出等工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡先

(石綿排出等作業完了報告の説明の事項及び時期)

第51条の2 条例第67条第2項の規定により受注者が発注者に説明すべき事項は、前条第1項第3号から第8号までに掲げる事項とする。

2 [略]

別表第16(第48条関係)

項	石綿排出等作業の種類	作業実施基準
1	[略]	[略]
2	石綿排出等作業のうち、第43条第3号に掲げる石綿含有建築材料を除去する作業	次に掲げる事項を遵守して石綿排出等作業の対象となる建築物等に使用されている石綿含有建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 (1) <u>作業に当たっては手作業とし、石綿含有建築材料を切断し、又は破碎しないこと。ただし、やむを得ない理由により機械等を使用して石綿含有建築材料を切断し、又は破碎する場合は、除去する石綿含有建築材料を散水又は薬液の散布により湿潤化すること。</u> (2) [略] (3) [略]

備考 [略]

別表第18(第65条関係)
土壌の汚染に係る基準(溶出量)

項	特定有害物質の種類	基準値
1	カドミウム及びその化合物	検液1リットルにつきカドミウム <u>0.003</u> ミリグラム
[略]		
10	トリクロロエチレン	検液1リットルにつき <u>0.01</u> ミリグラム
[略]		

備考 [略]

別表第19（第65条関係）
 土壌の汚染に係る基準（含有量）

項	特定有害物質の種類	基準値
1	カドミウム及びその化合物	土壌1キログラムにつきカドミウム <u>45</u> ミリグラム
[略]		

備考 [略]

様式第1号（第4条関係）
 環境負荷低減計画作成（変更）報告書

[略]

氏名又は名称

[略]

[略]

備考

- 「変更の概要」の欄には、変更の報告の場合のみ記載することとし、その記載に当たっては、変更した部分について、変更前及び変更後の内容の概要を対照させること。
- [略]

注

項	特定有害物質の種類	基準値
1	カドミウム及びその化合物	検液1リットルにつきカドミウム <u>0.01</u> ミリグラム
[略]		
10	トリクロロエチレン	検液1リットルにつき <u>0.03</u> ミリグラム
[略]		

備考 [略]

別表第19（第65条関係）
 土壌の汚染に係る基準（含有量）

項	特定有害物質の種類	基準値
1	カドミウム及びその化合物	土壌1キログラムにつきカドミウム <u>150</u> ミリグラム
[略]		

備考 [略]

様式第1号（第4条関係）
 環境負荷低減計画作成（変更）報告書

[略]

氏名又は名称

㊟

[略]

[略]

備考

- 「変更の概要」の欄には、変更の報告の場合のみ記載することとし、その記載に当たっては、変更した部分について、変更前及び変更後の内容の要を対照概させること。
- [略]

注

様式第2号から様式第5号までの規定中「㊟」を削り、

「備考

を

- ※がある欄は、記載しない。
- 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつては、その代表者）が署名することができる。

「備考 ※がある欄は、記載しない。」に改める。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																																			
<p>様式第6号（第27条関係） 指定ばい煙発生施設設置（使用・変更）届出書 [略]</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <p>備考 [略] 注</p> <p>別紙1</p> <p style="text-align: center;">指定ばい煙発生施設の構造</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr> <td style="width: 5%;">規 模</td> <td style="width: 75%;">バーナーの燃料の燃焼能力 (重油換算 $\underline{\quad}$ l/h)</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr><td></td><td style="text-align: center;">[略]</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>備考</td><td>[略]</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>別紙2</p> <p style="text-align: center;">指定ばい煙発生施設の使用の方法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr> <td style="width: 40%;">排出ガス量 ($\underline{\quad}$ m³/h)</td> <td style="width: 60%;">[略]</td> </tr> <tr><td></td><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr> <td rowspan="6" style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">ばい 煙の 濃度</td> <td style="width: 30%;">ばいじん (g/ m³)</td> <td style="width: 60%;">[略]</td> </tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr> <td>カドミウム及 びその化合物 (mg/m³)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>塩化水素 (mg /m³)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>ふっ素、ふっ 化水素及びふ っ化珪素 (mg /m³)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>鉛及びその化 合物 (mg/m³)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシ ン類 (ng-TE Q/m³)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>ばい</td> <td>硫酸化物 (</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	[略]	規 模	バーナーの燃料の燃焼能力 (重油換算 $\underline{\quad}$ l/h)				[略]			備考	[略]			[略]	排出ガス量 ($\underline{\quad}$ m ³ /h)	[略]		[略]	[略]	ばい 煙の 濃度	ばいじん (g/ m ³)	[略]	[略]	カドミウム及 びその化合物 (mg/m ³)	[略]	塩化水素 (mg /m ³)	[略]	ふっ素、ふっ 化水素及びふ っ化珪素 (mg /m ³)	[略]	鉛及びその化 合物 (mg/m ³)	[略]	ダイオキシ ン類 (ng-TE Q/m ³)	[略]	ばい	硫酸化物 ([略]
[略]																																				
規 模	バーナーの燃料の燃焼能力 (重油換算 $\underline{\quad}$ l/h)																																			
	[略]																																			
備考	[略]																																			
[略]																																				
排出ガス量 ($\underline{\quad}$ m ³ /h)	[略]																																			
	[略]																																			
[略]																																				
ばい 煙の 濃度	ばいじん (g/ m ³)	[略]																																		
	[略]																																			
	カドミウム及 びその化合物 (mg/m ³)	[略]																																		
	塩化水素 (mg /m ³)	[略]																																		
	ふっ素、ふっ 化水素及びふ っ化珪素 (mg /m ³)	[略]																																		
	鉛及びその化 合物 (mg/m ³)	[略]																																		
ダイオキシ ン類 (ng-TE Q/m ³)	[略]																																			
ばい	硫酸化物 ([略]																																		

改正前	改正後																																			
<p>様式第6号（第27条関係） 指定ばい煙発生施設設置（使用・変更）届出書 [略]</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <p>備考 [略] 注</p> <p>別紙1</p> <p style="text-align: center;">指定ばい煙発生施設の構造</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr> <td style="width: 5%;">規 模</td> <td style="width: 75%;">バーナーの燃料の燃焼能力 (重油換算 $\underline{\quad}$ l/h)</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr><td></td><td style="text-align: center;">[略]</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>備考</td><td>[略]</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>別紙2</p> <p style="text-align: center;">指定ばい煙発生施設の使用の方法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr> <td style="width: 40%;">排出ガス量 ($\underline{\quad}$ m³_N/h)</td> <td style="width: 60%;">[略]</td> </tr> <tr><td></td><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr> <td rowspan="6" style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">ばい 煙の 濃度</td> <td style="width: 30%;">ばいじん (g/ m³_N)</td> <td style="width: 60%;">[略]</td> </tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr> <td>カドミウム及 びその化合物 (mg/m³_N)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>塩化水素 (mg /m³_N)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>ふっ素、ふっ 化水素及びふ っ化珪素 (mg /m³_N)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>鉛及びその化 合物 (mg/m³ _N)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシ ン類 (ng-TE Q/m³_N)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>ばい</td> <td>硫酸化物 (</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	[略]	規 模	バーナーの燃料の燃焼能力 (重油換算 $\underline{\quad}$ l/h)				[略]			備考	[略]			[略]	排出ガス量 ($\underline{\quad}$ m ³ _N /h)	[略]		[略]	[略]	ばい 煙の 濃度	ばいじん (g/ m ³ _N)	[略]	[略]	カドミウム及 びその化合物 (mg/m ³ _N)	[略]	塩化水素 (mg /m ³ _N)	[略]	ふっ素、ふっ 化水素及びふ っ化珪素 (mg /m ³ _N)	[略]	鉛及びその化 合物 (mg/m ³ _N)	[略]	ダイオキシ ン類 (ng-TE Q/m ³ _N)	[略]	ばい	硫酸化物 ([略]
[略]																																				
規 模	バーナーの燃料の燃焼能力 (重油換算 $\underline{\quad}$ l/h)																																			
	[略]																																			
備考	[略]																																			
[略]																																				
排出ガス量 ($\underline{\quad}$ m ³ _N /h)	[略]																																			
	[略]																																			
[略]																																				
ばい 煙の 濃度	ばいじん (g/ m ³ _N)	[略]																																		
	[略]																																			
	カドミウム及 びその化合物 (mg/m ³ _N)	[略]																																		
	塩化水素 (mg /m ³ _N)	[略]																																		
	ふっ素、ふっ 化水素及びふ っ化珪素 (mg /m ³ _N)	[略]																																		
	鉛及びその化 合物 (mg/m ³ _N)	[略]																																		
ダイオキシ ン類 (ng-TE Q/m ³ _N)	[略]																																			
ばい	硫酸化物 ([略]																																		

煙量	m^3/h	
[略]		

備考

- 1 [略]
- 2 排出ガス量及びばい煙量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態（この項において「標準状態」という。）における量に、ばい煙の濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
- 3 [略]
- 4 [略]
- 5 [略]

別紙3

ばい煙の処理の方法

[略]			
処理能力	排出ガス量 (m^3/h)	[略]	
	[略]		
	ばい煙の濃度	ばいじん (g/m^3)	[略]
		[略]	
		カドミウム及びその化合物 (mg/m^3)	[略]
		塩化水素 (mg/m^3)	[略]
		鉛及びその化合物 (mg/m^3)	[略]
		ダイオキシン類 ($\text{ng-TEQ}/\text{m}^3$)	[略]
	ばい煙量	硫黄酸化物 (m^3/h)	[略]
	[略]		

備考

- 1 [略]
- 2 排出ガス量及びばい煙量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態（この項において「標準状態」という。）における量に、ばい煙の濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
- 3 [略]
- 4 [略]
- 5 [略]

煙量	$\text{m}^3\text{N}/\text{h}$	
[略]		

備考

- 1 [略]
- 2 [略]
- 3 [略]
- 4 [略]

別紙3

ばい煙の処理の方法

[略]			
処理能力	排出ガス量 ($\text{m}^3\text{N}/\text{h}$)	[略]	
	[略]		
	ばい煙の濃度	ばいじん ($\text{g}/\text{m}^3\text{N}$)	[略]
		[略]	
		カドミウム及びその化合物 ($\text{mg}/\text{m}^3\text{N}$)	[略]
		塩化水素 ($\text{mg}/\text{m}^3\text{N}$)	[略]
		鉛及びその化合物 ($\text{mg}/\text{m}^3\text{N}$)	[略]
		ダイオキシン類 ($\text{ng-TEQ}/\text{m}^3\text{N}$)	[略]
	ばい煙量	硫黄酸化物 ($\text{m}^3\text{N}/\text{h}$)	[略]
	[略]		

備考

- 1 [略]
- 2 [略]
- 3 [略]
- 4 [略]

様式第7号(第28条関係)
指定炭化水素類発生施設(使用施設以外)設置(使用・変更)届出書

[略]

氏名又は名称

[略]

[略]

備考 [略]

注

別紙1(1)

貯蔵用屋外タンク

[略]

貯蔵容量 (kL)

[略]

備考 [略]

別紙1(2)

給油用地下タンク

[略]

貯蔵容量 (kL)

[略]

工場又は事業場における給油用地下タンクの貯蔵容量の合計 (kL)

備考 [略]

別紙1(3)

出荷用ローディングアーム

[略]

工場又は事業場における出荷する炭化水素類を貯蔵するための固定されたタンクの貯蔵容量の合計 (kL)

出荷する炭化水素類を貯蔵するための固定されたタンク

[略]

[略] 貯蔵容量 (kL)

[略]

備考 [略]

[略]

様式第7号(第28条関係)
指定炭化水素類発生施設(使用施設以外)設置(使用・変更)届出書

[略]

氏名又は名称

㊟

[略]

[略]

備考 [略]

注

別紙1(1)

貯蔵用屋外タンク

[略]

貯蔵容量 (kL)

[略]

備考 [略]

別紙1(2)

給油用地下タンク

[略]

貯蔵容量 (kL)

[略]

工場又は事業場における給油用地下タンクの貯蔵容量の合計 (kL)

備考 [略]

別紙1(3)

出荷用ローディングアーム

[略]

工場又は事業場における出荷する炭化水素類を貯蔵するための固定されたタンクの貯蔵容量の合計 (kL)

出荷する炭化水素類を貯蔵するための固定されたタンク

[略]

[略] 貯蔵容量 (kL)

[略]

備考 [略]

[略]

様式第8号中「㊟」を削る。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を

当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																												
<p>様式第9号（第30条関係） 指定粉じん発生施設設置（使用・変更）届出書 [略]</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>備考 [略] 注</p> <p>別紙1 指定粉じん発生施設（堆積場）の構造並びに使用及び管理の方法</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>堆積物の種類、性状及び通常の年間延べ堆積量 (t/年)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>備考 1・2 [略] 3 「散水の方法」、「薬液散布の方法」及び「締固めの方法」の欄には、実施の量（例：散水の場合にあつては、水量 (L/t)）、実施頻度等を記載すること。 4・5 [略]</p> <p>別紙2 指定粉じん発生施設（コンベア）の構造、使用及び管理の方法並びに粉じんの処理の方法</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>運搬物の種類、性状及び通常の月間運搬量 (t/月)</td> </tr> <tr> <td>使用及び管理の方法</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>散水</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>運搬量当たり散水量 (L/t)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>備考 [略]</p> <p>別紙3 指定粉じん発生施設（破砕機、摩砕機、分級機、ふるい、クリンカークーラー、ホッパー、バッチャープラント）の構造、使用及び管理の方法並びに粉じんの処理の方法</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>処理対象物の種類及び通常の月間処理量 (t/月)</td> </tr> </table>	[略]	[略]	堆積物の種類、性状及び通常の年間延べ堆積量 (t/年)	[略]	[略]	運搬物の種類、性状及び通常の月間運搬量 (t/月)	使用及び管理の方法	[略]	散水	[略]	運搬量当たり散水量 (L/t)	[略]	[略]	処理対象物の種類及び通常の月間処理量 (t/月)	<p>様式第9号（第30条関係） 指定粉じん発生施設設置（使用・変更）届出書 [略]</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>備考 [略] 注</p> <p>別紙1 指定粉じん発生施設（堆積場）の構造並びに使用及び管理の方法</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>堆積物の種類、性状及び通常の年間延べ堆積量 (t)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>備考 1・2 [略] 3 「散水の方法」、「薬液散布の方法」及び「締固めの方法」の欄には、実施の量（例：散水の場合にあつては、水量 (L/t)）、実施頻度等を記載すること。 4・5 [略]</p> <p>別紙2 指定粉じん発生施設（コンベア）の構造、使用及び管理の方法並びに粉じんの処理の方法</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>運搬物の種類、性状及び通常の月間運搬量 (t)</td> </tr> <tr> <td>使用及び管理の方法</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>散水</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>運搬量当たり散水量 (L/t)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>備考 [略]</p> <p>別紙3 指定粉じん発生施設（破砕機、摩砕機、分級機、ふるい、クリンカークーラー、ホッパー、バッチャープラント）の構造、使用及び管理の方法並びに粉じんの処理の方法</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>処理対象物の種類及び通常の月間処理量 (t)</td> </tr> </table>	[略]	[略]	堆積物の種類、性状及び通常の年間延べ堆積量 (t)	[略]	[略]	運搬物の種類、性状及び通常の月間運搬量 (t)	使用及び管理の方法	[略]	散水	[略]	運搬量当たり散水量 (L/t)	[略]	[略]	処理対象物の種類及び通常の月間処理量 (t)
[略]																													
[略]																													
堆積物の種類、性状及び通常の年間延べ堆積量 (t/年)																													
[略]																													
[略]																													
運搬物の種類、性状及び通常の月間運搬量 (t/月)																													
使用及び管理の方法																													
[略]																													
散水																													
[略]																													
運搬量当たり散水量 (L/t)																													
[略]																													
[略]																													
処理対象物の種類及び通常の月間処理量 (t/月)																													
[略]																													
[略]																													
堆積物の種類、性状及び通常の年間延べ堆積量 (t)																													
[略]																													
[略]																													
運搬物の種類、性状及び通常の月間運搬量 (t)																													
使用及び管理の方法																													
[略]																													
散水																													
[略]																													
運搬量当たり散水量 (L/t)																													
[略]																													
[略]																													
処理対象物の種類及び通常の月間処理量 (t)																													

使用 及び 管理 の方 法	[略]	
	散 水	[略]
		処理量当たり散水量 ($\frac{L}{t}$)
[略]		
備考	[略]	

使用 及び 管理 の方 法	[略]	
	散 水	[略]
		処理量当たり散水量 ($\frac{L}{t}$)
[略]		
備考	[略]	

様式第10号から様式第19号までの規定中「㊦」を削る。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
様式第20号（第41条関係） ばい煙量等測定記録表				様式第20号（第41条関係） ばい煙量等測定記録表			
[略]				[略]			
ばい煙	測定単位	測定年月 日及び時 刻（開始 時刻～終 了時刻）	[略]	ばい煙	測定単位	測定年月 日及び時 刻（開始 時間～終 了時間）	[略]
硫黄 酸 化 物	排出 ガス 量	($\frac{m^3}{h}$)	[略]	硫黄 酸 化 物	排出 ガス 量	($\frac{N m^3}{h}$)	[略]
	[略]				[略]		
	硫黄 酸 化 物 の 量	($\frac{m^3}{h}$)			硫黄 酸 化 物 の 量	($\frac{N m^3}{h}$)	
ばい じ ん	Cs	($\frac{g}{m^3}$)	[略]	ばい じ ん	Cs	($\frac{g}{N m^3}$)	[略]
	C	($\frac{g}{m^3}$)			C	($\frac{g}{N m^3}$)	
	[略]				[略]		
カドミウ ム及びそ の化合物		($\frac{mg}{m^3}$)	[略]	カドミウ ム及びそ の化合物		($\frac{mg}{N m^3}$)	[略]
鉛及びそ の化合物		($\frac{mg}{m^3}$)	[略]	鉛及びそ の化合物		($\frac{mg}{N m^3}$)	[略]
塩 化 水 素	Cs	($\frac{mg}{m^3}$)	[略]	塩 化 水 素	Cs	($\frac{mg}{N m^3}$)	[略]
	C	($\frac{mg}{m^3}$)			C	($\frac{mg}{N m^3}$)	
	[略]				[略]		

ダイオキシン類	排出ガス中の量	(ng-TEQ/ m ³)		[略]
	[略]			

備考

- 1 [略]
- 2 硫黄酸化物の排出ガス量及び硫黄酸化物の量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態（この項において「標準状態」という。）における量に、ばいじん及び塩化水素のCs及びC、カドミウム及びその化合物並びに鉛及びその化合物並びにダイオキシン類の排出ガス中の量については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとす。
- 3 [略]
- 4 [略]
- 5 [略]
- 6 [略]
- 7 [略]

様式第24号（第50条関係）
石綿濃度測定計画書

[略]

氏名又は名称

[略]

工事の場所		さいたま市 区 (工事の名称)
石綿排出等作業の開始前	測定実施予定年月日	[略]
石綿排出等作業の期間中	石綿排出等作業の場所及び測定実施予定年月日	[略]
石綿排出等作業の完了後	測定実施予定年月日	[略]
元請業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名		[略]

備考 添付書類

- (1) 石綿排出等作業の対象となる建築物等の概

ダイオキシン類	排出ガス中の量	(ng-TEQ/ Nm ³)		
	[略]			

備考

- 1 [略]
- 2 [略]
- 3 [略]
- 4 [略]
- 5 [略]
- 6 [略]

様式第24号（第50条関係）
石綿濃度測定計画書

[略]

氏名又は名称

㊟

[略]

石綿排出等作業の開始前	測定実施予定年月日	[略]
	測定の場所	
石綿排出等作業の期間中	石綿排出等作業の場所及び測定実施予定年月日	[略]
	測定の場所	
石綿排出等作業の完了後	測定実施予定年月日	[略]
	測定の場所	
受注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名		[略]

備考 添付書類

- (1) 石綿排出等作業の対象となる建築物の概要、

要、配置図及び付近の状況
(2)～(4) [略]
注

配置図及び付近の状況
(2)～(4) [略]
注

様式第 2 5 号を次のとおり改める。

様式第25号（第51条関係）

石綿排出等作業完了報告書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

報告者 住所
氏名又は名称
代表者の氏名（法人の場合）
電話番号

さいたま市生活環境の保全に関する条例第67条第1項の規定に基づき報告します。

工事の場所	さいたま市 区 (工事の名称)		
石綿排出等作業の実施の期間	自 年 月 日	※整理番号	
	至 年 月 日	※受理年月日	
石綿含有建築材料の種類	1 吹付け石綿 2 石綿含有断熱材 3 石綿含有保温材 4 石綿含有耐火被覆材	※審査結果	
使用面積	m ²		
使用箇所		※備考	
石綿排出等作業における措置	除去・囲い込み・封じ込め その他 ()	測定計画と実測定との相違点	
元請業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	電話番号		
元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡先	電話番号		
石綿排出等作業を実施した下請負人の現場責任者の氏名及び連絡先	電話番号		

備考

添付書類

- (1) 実施した石綿排出等作業の工程を明示した石綿排出等工事の工程の概要
- (2) 石綿排出等作業の作業状況の記録
- (3) 大気中の石綿の濃度の測定結果、測定位置図及び測定状況の記録
- (4) 石綿含有建築材料の除去又は囲い込み等の完了の確認を行った者が当該確認を適切に行うために必要な知識を有する者に該当することを証明する書類の写し

注

様式第26号から様式第34号まで、様式第38号から様式第42号まで及び様式第44号から様式第49号までの規定中「㊦」を削る。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																								
様式第50号（第93条、第95条関係） 公害防止主任者(公害防止主任者の代理者)選任(死亡・解任)届出書 [略] 氏名又は名称 [略] <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大気関係</td> <td style="text-align: center;">排出ガス量</td> <td style="text-align: center;">m^3/h</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> 備考 1～4 [略] <u>5 排出ガス量については、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態における量に換算したものとす。</u>	[略]			大気関係	排出ガス量	m^3/h		[略]		[略]			第50号（第93条、第95条関係） 公害防止主任者(公害防止主任者の代理者)選任(死亡・解任)届出書 [略] 氏名又は名称 ㊦ [略] <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大気関係</td> <td style="text-align: center;">排出ガス量</td> <td style="text-align: center;">$\text{m}^3\text{N}/\text{h}$</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> 備考 1～4 [略]	[略]			大気関係	排出ガス量	$\text{m}^3\text{N}/\text{h}$		[略]		[略]		
[略]																									
大気関係	排出ガス量	m^3/h																							
	[略]																								
[略]																									
[略]																									
大気関係	排出ガス量	$\text{m}^3\text{N}/\text{h}$																							
	[略]																								
[略]																									
注 [略]	注 [略]																								

様式第51号中「㊦」を削る。

第2条 さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(事前調査の方法)</p> <p>第45条 [略]</p> <p><u>2 建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に係る前項に規定する調査（同項ただし書に規定する場合を除く。）については、当該調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者に行わせることとする。ただし、解体等建設工事の自主施工者である個人（解体等建設工事を業として行う者を除く。）は、建築物を改造し、又は補修する作業であつて、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、自ら当該調査を行うことができる。</u></p> <p>3 第1項に規定する調査により建築物等に係る石綿含有建築材料の使用の有無を確認できないときは、市長が定める方法により、分析による調査を行わなくてはならない。ただし、当該建築物等に石綿含有建築材料が使用されているものとみなして、法及び法に基づく命令中の特定工事に関する措置を講じる場合並びに条例、規則及び当該条例に基づく勧告中の石綿排出等工事に関する措置を講じる場合は、この限りでない。</p> <p>(解体等建設工事に係る調査に関する記録等)</p> <p>第45条の4 条例第61条第3項及び第4項に規定する記録は、次に掲げる事項（解体等建設工事に係る建築物等が第45条第1項第1号から第5号までに掲げるもののいずれかに該当する場合にあっては、第1号から第5号までに掲げる事項に限る。）について作成し、これを解体等建設工事が終了した日から3年間保存するものとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>第45条第3項に規定する調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名</u></p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>2 <u>第45条第2項に規定する調査を行ったときは、前項の記録を、前項第8号に規定する者が第45条第3項に規定する環境大臣が定める者に該当することを証明する書類の写しとともに保存するものとする。</u></p> <p>3 [略]</p>	<p>(事前調査の方法)</p> <p>第45条 [略]</p> <p>2 前項に規定する調査により建築物等に係る石綿含有建築材料の使用の有無を確認できないときは、市長が定める方法により、分析による調査を行わなくてはならない。ただし、当該建築物等に石綿含有建築材料が使用されているものとみなして、法及び法に基づく命令中の特定工事に関する措置を講じる場合並びに条例、規則及び条例に基づく勧告中の石綿排出等工事に関する措置を講じる場合は、この限りでない。</p> <p>(解体等建設工事に係る調査に関する記録等)</p> <p>第45条の4 条例第61条第3項及び第4項に規定する記録は、次に掲げる事項（解体等建設工事に係る建築物等が第45条第1項第1号から第5号までに掲げるもののいずれかに該当する場合にあっては、第1号から第5号までに掲げる事項に限る。）について作成し、これを解体等建設工事が終了した日から3年間保存するものとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>2 [略]</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- この規則中第1条の規定は令和3年4月1日から、第2条の規定は令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後のさいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第44条から第47条まで、第50条から第51条の2まで及び別表第16の規定は、この規則の施行の日から起算して14日を経過する日以後に着手する建設工事（大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和2年法律第39号）による改正前の大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の15第1項又は第2項の規定による届出がされた特定粉じん排出等作業に係る建設工事であって、同日前に着手していないもの（以下「届出がされた未着手の工事」という。）を除く。）について適用し、同日前に着手した建設工事（届出がされた未着手の工事を含む。）については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた建設工事に係る石綿濃度測定計画書の提出は、改正後の規則第50条の規定にかかわらず、第1条の規定による改正前のさいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）様式第24号による計画書によってすることができる。
- 4 第2項の規定によりなお従前の例によることとされた建設工事に係る石綿排出等作業完了報告書の提出は、改正後の規則第51条の規定にかかわらず、改正前の規則様式第25号による報告書によってすることができる。

さいたま市規則第51号

さいたま市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市文化会館条例施行規則（平成13年さいたま市規則第171号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(利用の申請)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の申請は、利用に係る会館の施設等に応じ、次に掲げる期間に行わなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>さいたま市民会館おおみや</u>（以下「市民会館おおみや」という。）</p> <p>ア <u>大ホール、小ホール、大ホール楽屋及び小ホール楽屋</u> 利用日の属する月の12月前（利用者が市外居住者である場合は、11月前）の月に属する日で市長が定める日から利用日の15日前までの期間</p> <p><u>イ リハーサルルーム、レクリエーションルーム及び展示室</u> 利用日の属する月の6月前（利用者が市外居住者である場合は、5月前）の月に属する日で市長が定める日から利用日の3日前までの期間（ア<u>又はイ</u>の各施設と併せて利用しようとする場合は、<u>アに定める期間</u>）</p> <p><u>ウ 集会室、主催者控室（集会室用）、スタジオ及び和室</u> 利用日の属する月の3月前（利用者が市外居住者である場合は、2月前）の月に属する日で市長が定める日から利用日の3日前までの期間（<u>ア又はイ</u>の各施設と併せて利用しようとする場合は、<u>ア又はイに定める期間</u>）</p> <p>(4) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p><u>(利用料金の減免基準及びその割合)</u></p>	<p>(利用の申請)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の申請は、利用に係る会館の施設等に応じ、次に掲げる期間に行わなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>さいたま市民会館おおみや</u>（以下「市民会館おおみや」という。）</p> <p>ア <u>大ホール、小ホール及び楽屋</u> 利用日の属する月の12月前（利用者が市外居住者である場合は、11月前）の月に属する日で市長が定める日から利用日の15日前までの期間</p> <p><u>イ 集会室及び和室</u> 利用日の属する月の3月前（利用者が市外居住者である場合は、2月前）の月に属する日で市長が定める日から利用日の3日前までの期間（ア<u>の各施設と併せて</u>利用しようとする場合は、<u>アに定める期間</u>）</p> <p>(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>

第7条の2 条例第12条の2の規定により利用料金を減額し、又は免除する場合及びその割合は、次のとおりとする。

- (1) 本市が主催する行事（文化芸術の振興を目的とするものに限る。）に利用する場合 100分の100
- (2) 本市が経費の一部を負担して共催する行事（文化芸術の振興を目的とするものに限る。）に利用する場合 100分の50
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める場合 市長が相当と認める割合

2 前項の規定により利用料金を減額して算定する場合において、当該金額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(利用料金の還付)

第8条 条例第13条第3号の規則で定める期限は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める期限とする。

- (1) 第2条第2項第1号ア、ウ及びエ（同号ウ及びエにあつては、同号アの施設と併せて利用するものとして許可を受けた場合に限る。）、同項第3号アからウまで（同号イ及びウにあつては、同号アの施設と併せて利用するものとして許可を受けた場合に限る。）並びに同項第4号アからウまで（同号ウにあつては、同号ア又はイの施設と併せて利用するものとして許可を受けた場合に限る。）に掲げる施設 利用日の3月前まで
- (2) 第2条第2項第1号イ及びウ（同号ウにあつては、同号イの施設と併せて利用するものとして許可を受けた場合に限る。）並びに同項第3号イ及びウ（同号ウにあつては、同号イの施設と併せて利用するものとして許可を受けた場合に限る。）に掲げる施設 利用日の2月前まで
- (3) 第2条第2項第1号ウ（同号ア又はイの施設と併せて利用するものとして許可を受けた場合を除く。）、同項第3号ウ（同号ア又はイの施設と併せて利用するものとして許可を受けた場合を除く。）及び同項第4号ウ（同号ア又はイの施設と併せて利用するものとして許可を受けた場合を除く。）に掲げる施設 利用日の1月前まで

2・3 [略]

別表（第6条関係）

1 文化センター

- (1) 大ホール及び小ホールの附属設備の利用料金

(利用料金の還付)

第8条 条例第13条第3号の規則で定める期限は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める期限とする。

- (1) 第2条第2項第1号ア、ウ及びエ（同号ウ及びエにあつては、同号アの施設と併せて利用するものとして許可を受けた場合に限る。）、同項第3号ア及びイ（同号イにあつては、同号アの施設と併せて利用するものとして許可を受けた場合に限る。）並びに同項第4号アからウまで（同号ウにあつては、同号ア又はイの施設と併せて利用するものとして許可を受けた場合に限る。）に掲げる施設 利用日の3月前まで
- (2) 第2条第2項第1号イ及びウ（同号ウにあつては、同号イの施設と併せて利用するものとして許可を受けた場合に限る。）に掲げる施設 利用日の2月前まで
- (3) 第2条第2項第1号ウ（同号ア又はイの施設と併せて利用するものとして許可を受けた場合を除く。）、同項第3号イ（同号アの施設と併せて利用するものとして許可を受けた場合を除く。）及び同項第4号ウ（同号ア又はイの施設と併せて利用するものとして許可を受けた場合を除く。）に掲げる施設 利用日の1月前まで

2・3 [略]

別表（第6条関係）

1 文化センター

- (1) 大ホール及び小ホールの附属設備の利用料金

名 称		単位	利用料金		備考
			大ホール	小ホール	
舞台 設備	[略]	[略]			
	緋毛せん				
	[略]				
[略]					
(2)・(3) [略]					
備考 [略]					

名 称		単位	利用料金		備考
			大ホール	小ホール	
舞台 設備	[略]	[略]			
	緋毛せん				
	[略]				
[略]					
(2)・(3) [略]					
備考 [略]					

別表中2 市民会館おおみやの表を次のように改める。

(1) 大ホール及び小ホールの附属設備の利用料金

名称		単位	利用料金		備考
			大ホール	小ホール	
舞台 設備	音響反射板	1式	7,500円	—	天反ライトを含む。 組立料及び取壊し 料を含まない。
	平台	1枚	230円	—	
	開き足	1台	100円	—	
	箱足及び木台	1個	100円	—	
	演台	1式	750円	750円	
	司会者台	1式	300円	300円	
	金びょうぶ	1双	2,000円	1,500円	
	紗幕	1張	1,000円	—	
	バレエ用シート	1式	1,800円	—	
	上敷ござ	1枚	200円	—	
	めくり台	1台	220円	—	
	所作台	1式	8,000円	—	
	松羽目	1式	1,400円	—	
	緋毛せん	1枚	150円	—	
	高座用座布団	1枚	150円	—	
	長座布団	1枚	100円	—	
	ドライアイスマシン	1台	1,100円	1,100円	
スモークマシン	1台	1,100円	1,100円		
音響 備品	拡声装置	1式	5,500円	3,000円	大ホールは舞台袖 操作卓及び陰マイ ク1本付き
	移動型ミキサーA	1式	—	2,000円	
	移動型ミキサーB	1式	—	1,000円	
	録音再生機器 (CD/MD)	1台	1,100円	1,100円	
	ワイヤレスマイク	1チ ヤン ネル	2,200円	2,200円	
	移動型スピーカーA	1台	3,000円	—	
	移動型スピーカーB	1台	300円	300円	
	移動型スピーカーC	1台	50円	50円	
	3点吊りマイク装置	1式	800円	—	
	コンデンサーマイク	1本	1,700円	1,700円	
	ダイナミックマイク	1本	800円	800円	
マイクスタンド	1本	120円	120円		
照明 設備	スポットライト (0.5キロ ワット以下)	1台	280円	280円	
	スポットライト (0.5キロ ワットを超え1.0キロワッ ト以下)	1台	400円	400円	
	スポットライト (1.0キロ ワットを超えるもの)	1台	700円	—	
	フットライト	1列	1,350円	—	

	ボーダーライト	1列	1,250円	—	を含まない。 カラーフィルターを含まない。 カラーフィルターを含まない。 カラーフィルターを含まない。 大ホール2キロワット、小ホール1キロワット
	アッパーホリゾントライト	1式	2,500円	750円	
	ローアホリゾントライト	1式	1,250円	750円	
	ピンスポットライト	1台	3,000円	1,500円	
	パーライト(0.5キロワット)	1台	200円	200円	
	パーライト(1.0キロワット)	1台	400円	400円	
	LEDパーライト	1台	200円	200円	
	LEDソースフォー	1台	300円	300円	
	効果器(ソースフォー用)	1式	450円	450円	
	ミラーボール	1台	750円	750円	
その他	グランドピアノA	1台	11,000円	—	調律料を含まない。 調律料を含まない。
	グランドピアノB	1台	11,000円	11,000円	
	プロジェクター	1台	4,200円	3,500円	
	スクリーン	1式	1,500円	1,200円	
	指揮者台	1式	200円	200円	
	指揮者用譜面台	1台	100円	100円	
	演奏者用譜面台	1台	100円	100円	
	譜面灯	1台	50円	50円	
	演奏者用椅子	1脚	100円	100円	
	コントラバス用椅子	1脚	100円	100円	

(2) 集会室、主催者控室(集会室用)、リハーサルルーム、レクリエーションルーム、スタジオ、和室及び展示室の附属設備の利用料金

	名称	単位	利用料金	備考	
集会室	音響セット	1式	1,600円	ミキサー・CDレコーダー	
	ワイヤレスマイク	1チャンネル	2,200円		
	ダイナミックマイク	1本	800円		
	プロジェクター	1台	1,500円		
	スクリーン	1式	450円		150インチ
	スクリーン	1式	300円		100インチ
リハーサルルーム・レクリエーションルーム	グランドピアノ	1台	3,500円	リハーサルルーム 調律料を含まない。 ミキサー・CDレコーダー	
	音響セット	1式	1,600円		
	ワイヤレスマイク	1チャンネル	2,200円		
	ダイナミックマイク	1本	800円		
	プロジェクター	1台	1,500円		
	スクリーン	1式	450円		150インチ
	スクリーン	1式	300円		100インチ
	演奏者用譜面台	1台	100円		リハーサルルーム
バレエパー	1式	50円	リハーサルルーム		
スタジオ	グランドピアノ	1台	2,200円	調律料を含まない。	

	アップライトピアノ	1台	1,500円	調律料を含まない。 ミキサー・CDレコーダー
	音響セット	1式	1,600円	
	ダイナミックマイク	1本	800円	
	譜面台(折りたたみ)	1台	50円	
	ドラムセット	1式	880円	
	キーボード	1台	880円	
	ギターアンプ	1台	540円	
	ベースアンプ	1台	540円	
	キーボードアンプ	1台	540円	
和室	茶道具	1式	1,100円	
展示室	展示台	1台	50円	

(3) その他の附属設備の利用料金

名称	単位	利用料金	備考
展示パネル	1台	50円	
洗濯室	1回	540円	洗濯機・乾燥機
持込み電気器具用電源	1キロワット	100円	単位は、持込器具1台につき表示された消費電力による。 1キロワットに満たない部分は、1キロワットとする。

備考 この表による利用料金は、条例別表2 市民会館おおみやの利用料金の表に規定する時間区分に従い、同表の午前、午後又は夜間の利用をもって1回、全日の利用をもって3回の利用として計算する。ただし、展示室の附属設備の利用料金は1日を1回の利用として計算する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市規則第52号

さいたま市CSR推進会議規則を廃止する規則

さいたま市CSR推進会議規則（平成26年さいたま市規則第92号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

さいたま市規則第53号

さいたま市首都圏近郊緑地保全法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市首都圏近郊緑地保全法施行細則（平成15年さいたま市規則第122号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（近郊緑地保全区域内における行為の届出及び通知）</p> <p>第2条 法第7条第1項の規定による届出は、近郊緑地保全区域内行為届出書（様式第1号）により行うものとする。</p> <p>2 法第7条第3項の規定による通知は、近郊緑地保全区域内行為通知書（様式第2号）により行うものとする。</p>	<p>（近郊緑地保全区域内における行為の届出及び通知）</p> <p>第2条 法第8条第1項の規定による届出は、近郊緑地保全区域内行為届出書（様式第1号）により行うものとする。</p> <p>2 法第8条第3項の規定による通知は、近郊緑地保全区域内行為通知書（様式第2号）により行うものとする。</p>

様式第1号及び様式第2号中「（あて先）」を「（宛先）」に改め、「㊟」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第54号

さいたま市消防局公印規則の一部を改正する規則

さいたま市消防局公印規則（平成13年さいたま市規則第238号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(電子印の使用) 第13条 [略] 2 [略] 3 総括管理者は、前項の申請を承認しようとするときは、 <u>都市戦略本部デジタル改革推進部</u> の参事又は副参事の職にある者で当該部の長が指定するものと協議のうえ、電子印の不当な使用、破壊等を防止するシステム機能等が措置されていることを確認しなければならない。 4・5 [略]	(電子印の使用) 第13条 [略] 2 [略] 3 総括管理者は、前項の申請を承認しようとするときは、 <u>都市戦略本部情報政策部</u> の参事又は副参事の職にある者で当該部の長が指定するものと協議のうえ、電子印の不当な使用、破壊等を防止するシステム機能等が措置されていることを確認しなければならない。 4・5 [略]

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。